

北九州市環境基本計画

副題：環境首都・SDGs実現計画

～「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、
未来の世代に引き継ぐ～

（平成 29 年度～33 年度）

【改定答申案】

平成 29 年 10 月 24 日
北九州市環境審議会

北九州市環境基本計画 目次

副題: 環境首都・SDGs 実現計画

「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

はじめに	真の豊かさ地方創生と持続可能な社会の実現に向けて	1
第1部	計画の策定にあたって	3
第1章	北九州市のこれまでの取組	3
(1)	公害の克服	3
(2)	快適環境都市の創造	3
(3)	環境国際協力の推進	3
(4)	循環型都市づくり	4
(5)	エネルギー拠点都市づくり	4
(6)	環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組	5
(7)	北九州市の新たな挑戦	5
(8)	世界の環境首都とSDGsの実現を目指して	6
第2章	計画の基本的事項	8
(1)	計画策定の経緯・趣旨	8
(2)	計画の性格	9
(3)	計画の期間	13
(4)	計画の対象地域	13
第2部	環境基本計画の目指すもの	15
第1章	環境基本計画の基本理念	15
第2章	基本理念を実現するための3つの柱と環境首都指標	16
第3章	本市の強みを生かしたSDGsへの貢献	19
第4章	政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定	25
第3部	4つの政策目標とその基本施策・施策分野	26
第1章	北九州市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立	26
基本施策1	環境活動と地域活性化の好循環	28
基本施策2	ESD等を通じた環境人財の育成	29
基本施策3	市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応	31
基本施策4	国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立	32
第2章	2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現	34
基本施策1	超低炭素社会を支えるストック型社会への転換	37
基本施策2	超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築	39
基本施策3	次世代エネルギー拠点の総合的な形成	41

基本施策4 アジア規模での超低炭素社会実現	42
第3章 世界をリードする循環システムの構築	44
基本施策1 3Rプラスの推進と資源効率性向上	48
基本施策2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の 形成	51
基本施策3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理	52
基本施策4 生物多様性の確保による自然循環	54
第4章 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上	57
基本施策1 安全・安心でレジリエント(強靱)なまちづくり	61
基本施策2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり	63
基本施策3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進	65
基本施策4 SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス	67
第4部 計画の総合的推進	69
第1章 計画推進の基本的考え方	69
(1) 進捗点検・PDCAの実施	69
(2) 進捗点検の基本的な考え方	69
(3) 進捗点検の体制と進捗点検結果の活用	77
第2章 各年度の進捗点検の進め方	78
(1) 個別プロジェクトの評価	78
(2) 環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs関連指標からの評価	79
(3) 要因分析等を踏まえた計画の見直し	79
(4) 社会情勢等を踏まえた計画の見直し	79
別紙 基本施策を受けた個別プロジェクト施策一覧	80

はじめに **真の豊かさ地方創生と持続可能な社会の実現に向けて**

1 未来は「市民環境力」が握っている

今日、地球上では、一部の人々が物質的な豊かさを楽しむ一方で、貧困や深刻な環境問題などに苦しんでいる多くの人々がいます。

環境問題だけでも「温暖化の進行」、「増え続ける廃棄物」、「生物多様性の損失」、「エネルギー・資源問題」、「食糧供給不安」、「人口問題」など様々な問題、課題が山積しています。

例えば、各国の代表的な科学者が参加した国連組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2014年10月に公表した「第5次評価書」では、地球温暖化に伴う気候変動の防止は、世界的に取り組むべき喫緊の課題としました。

この課題の解決に向けた国際的な取組を進めるため、2015年11月、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加した「気候変動枠組条約」の締約国会議（COP21）がフランス・パリで開催されました。その結果、21世紀末までの世界の平均気温上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」を明記し、更に1.5度以内へ向けて努力するとした「パリ協定」が採択されました。

また、IPCCの資源版ともいえる「国連環境計画国際資源パネル（UNEP-IRP）」が2016年5月に公表した報告書では、後述するSDGs（エスディーゼイズ、Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）をはじめとする国際社会の環境・社会・経済問題の解決や、気候変動問題への対応のためには、資源の効率的な利用（資源効率性）が不可欠であると指摘しています。

私たち市民に求められていることは、地球規模で起こっている気候変動や資源問題が、人類の持続も危うくすることに危機感を持ち、将来の世代のために資源を節約し、環境負荷を自然の許容範囲内に収めた持続可能な社会をつくっていくことにほかなりません。

気候変動・エネルギー問題も、資源問題も、その原因及び影響は、私たちの日々の暮らしに直結しています。私たち一人ひとりの行動が集積され、地球規模の環境問題となっています。そのため、解決のための出発点は、「個人の生活」であることを認識し、市民一人ひとりが内発的・自立的に、より良い環境、より良い地域をつくっていかうとする意識や能力を持ち、行動を起こしていく「市民環境力」を更に高めていかなければなりません。

北九州市は、公害を市民・企業・行政が一丸となって克服した歴史的な強みがあります。私たち一人ひとりの取組の積み重ねや努力が、まちを変え、日本を変え、世界を変えます。地球を守り、未来の子どもたちに引き継ぐために、「市民環境力」の大切さを北九州市から世界に発信していきましょう。

2 環境・経済・社会を統合的に捉える

持続可能な社会づくりは、環境保全と経済発展の両立だけではなく、福祉、文化・伝統、教育、コミュニティの再生といった様々な社会的な課題の解決と深く関係しています。

1994年、デンマークのオールボーという都市にヨーロッパ各国の都市とNPOが集まって採択された「オールボー憲章」においては、「持続可能な開発という概念は、環境保全よりも、もっとずっと幅広いものであり、経済的、社会的、そして文化的な側面を持ち、現代の人々の間の公平、世代間の公平という概念を含んでいる」と示されています。つまり持続可能性を高める

には、「環境・経済・社会」の3相がバランスよく統合された社会システムを構築する必要があります。

2015年9月、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」）が採択されました。「2030アジェンダ」では17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と169のターゲットが掲げられ、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の課題がひとつの目標のもとに統合されました。

この2030アジェンダを受け、我が国でも2016年12月、SDGs推進本部において「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されました。「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示され、実施のための主要原則に「経済・社会・環境の三分野の全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組む」と明記されています。

我々は「2030アジェンダ」に掲げられている約束の達成に向けて取り組んでいく必要があります。与えられた目標・ターゲットは個人、地域、自治体、国等さまざまなレベル、規模のものがああります。個人で解決できることは個人で、地域で解決できることは地域で、さらには市町村、都道府県、国というようにそれぞれの課題に対し、様々な角度から問題の解決にあたる必要があります。

環境首都を目指す本市におきましては、これまでも市民、企業、NPO、各種団体、行政などが一体となり、様々な課題解決に向けチャレンジしてきました。この精神を忘れず、全世界の目標達成に向け北九州市もチャレンジしていきましょう。

3 「真の豊かさ」を求める時代へ

北九州市は、市民、事業者、行政等が一体となり、甚大な公害を克服し、平成16年に世界の環境首都を目指した「グランド・デザイン」を策定しました。そして、この環境首都グランド・デザインを具体化する行政計画として平成19年10月に、「北九州市環境基本計画」を策定（平成25年2月改定）し、市民・NPO・事業者、行政等が一体となった取組を進めています。

環境首都グランド・デザインでは、基本理念「“真の豊かさ”にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」を3つの柱「共に生き、共に創る」、「環境で経済を拓く」、「都市の持続可能性を高める」で支え、そのために北九州市民環境行動10原則を掲げています。

「真の豊かさ」とは、経済的・物質的な豊かさだけではなく、多様性、公平性、安心、希望や感動や生きがい、優しさや誇りなど、精神的な豊かさを統合したもので、これは国境や世代を越えて変わらない、人が幸せに生きていくための条件であり、「真の豊かさ」にあふれるまちを創り出していくことは、持続可能な社会をつくることにほかなりません。環境首都グランド・デザインでは「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐことをあらゆる行動の最上位の価値基準に位置づけています。

本市の豊かな自然と、環境に配慮した多くの産業や技術を活かし、環境問題に積極的に取り組んできた歴史、そして市民環境力を最大限に発揮しながら、世界の環境首都を目指し、持続可能な社会の実現、「ずっとここで暮らしたいと思えるような安らぎと生きがいのあるまち」づくりに努めていきます。

第1部 計画の策定にあたって

第1章 北九州市のこれまでの取組

(1) 公害の克服

北九州市は、明治34年の官営八幡製鉄所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。このような深刻な状況の中で、市民、事業者、行政等の関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組（事業者においては、クリーンアップアクションをはじめとする自主的な環境保全措置を進め、行政においては、昭和46年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和47年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施）を実施したことにより、昭和50年代後半には劇的に改善されることとなりました。

しかし、今日においてもなお、PM2.5（微小粒子状物質）をはじめとする大気汚染などが問題となっており、また、途上国においては、これから様々な公害問題が発生するおそれがあります。そのため、引き続き市民、事業者、行政等の関係者が連携して公害対策に取り組むとともに、これまでの経験を生かして、海外の公害問題にも積極的に貢献しています。

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和50年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

昭和63年には、市民生活の質的向上と安全で快適な環境都市づくりを目指した本市の基本構想「北九州市ルネッサンス構想」を策定し、平成5年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

昭和60年代になると、地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題がクローズアップされるようになり、様々な分野での地球環境保全への取組が重要視されてきました。本市では、平成8年に「アジェンダ21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成12年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組を総合的・計画的に推進してきました。

こうした取組は、環境首都ブランド・デザインや本環境基本計画に引き継がれています。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、同様の問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和60年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を推進してきました。このような公害対策や環境協力の取組は、UNEP（国連環境計画）グローバル500（平成2年）、国連地方自治体表彰（平成4年）の受賞という形で実を結び、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成 8 年には、友好都市である中国・大連市との環境国際協力に関する本市のプランが、我が国初の、地方が提案した政府 ODA に位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。

このような成果が国際的に高く評価され、平成 14 年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

さらなる都市間環境協力の推進を図るため、平成 9 年に設立されたアジア環境協力都市ネットワーク（5 か国・7 都市）と、平成 12 年に設立された北九州イニシアティブ・ネットワーク（19 か国・173 都市）を再編し、平成 22 年に「アジア環境都市機構」を創設しました。その結果、より効果的な効率運営を図るとともに、平成 16 年に設立された「東アジア経済交流推進機構環境部会」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

さらに、同年 6 月には、環境ビジネスの手法を活用し技術輸出を行うことで、アジアの低炭素社会の実現と本市の地域経済の活性化を図るための中核機関として、「アジア低炭素化センター」を開設し、国や国際機関と積極的に連携しながら、都市間環境国際協力を推進しています。

（４）循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積をもとに、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、都市における循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

特に、平成 9 年に、全国に先駆けて国からエコタウンプランの承認を受け、「産業振興」と「環境保全」を統合したリサイクル産業を中心とするエコタウンの構築を進めてきました。

平成 16 年には、エコタウンの対象エリアを市域全体に拡大し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業や太陽光パネル等のリサイクルなどの新たな環境産業の誘致・展開、環境配慮製品の促進、産業廃棄物処理業の優良化など新たな事業を進めています。

一方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった循環型のライフスタイルを目指し、平成 10 年 7 月の家庭ごみ有料指定袋製の導入以来、平成 16 年 10 月の事業系ごみ対策、平成 18 年 7 月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成 23 年 8 月に、従来の「循環型」の取組に「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。同計画は、安全・安心の確保や低炭素・自然共生の取組の進捗などを踏まえ、平成 28 年 8 月に改定され、更なる循環型都市の構築を進めています。

（５）エネルギー拠点都市づくり

本市では、地球温暖化対策や、東日本大震災を踏まえた地域でのエネルギーセキュリティ強化といった観点から、エネルギー拠点化に向けた様々な取組を進めています。

平成 22 年 4 月には、国の「次世代エネルギー・社会システム実証」地域の一つとして、「北九州スマートコミュニティ創造事業」が選定され、八幡東区の東田地区において企業や住民の協力を得ながら実証事業を実施しました。その成果を生かし、平成 27 年 12 月に、地域エネル

ギー会社である㈱北九州パワーを設立し、市内のエネルギーマネジメント実現に向けて検討を進めています。

また、同じ東田地区において、水素を市街地にパイプラインで供給し利用するという、コミュニティレベルでは世界初の実証事業を実施するとともに、まちなかにおける水素ステーションや燃料電池自動車（FCV）の普及促進を進めるなど、本市の水素社会実現に向けた取組も進めています。

さらに、多様なエネルギー関連施設が集積する響灘地区は地域エネルギー拠点として平成19年、経済産業省から次世代エネルギーパークに第一号として認定されました。同地区は、地域エネルギー拠点として太陽光発電やバイオマス発電の集積を進めており、近年では、大規模な洋上風力発電所の設置とともに、風力発電関連産業の総合拠点化に向けた取組を進めています。

(6)環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

本市は、平成20年7月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成21年3月には、「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州グリーンフロンティアプラン）」を策定（平成28年8月改定「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（北九州ニューグリーンフロンティアプラン）」）し、取組を進めています。

さらに、平成23年12月には、我が国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成24年5月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

また、同じく12月には、国の総合特区の第一次指定として、本市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

一方で、国際的にも、平成23年6月に、OECD（経済協力開発機構）から、「グリーン成長都市」としてアジアで初めて選定され、パリやシカゴ、ストックホルムと並び、施策、事業、成果等について、OECDによる分析・評価を受けました。

本市は、全国の都市に先駆けて、人口減少や高齢化などの課題に直面する一方で、地球温暖化や資源循環などの環境問題への対応も進めており、この取組は、我が国のみならず、世界においても適用可能な都市モデルを示そうとするものです。

(7)北九州市の新たな挑戦

平成27年11月から、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」に加え、1.5度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。我が国では、その後「地球温暖化対策計画」を策定し、その中で2030年に2013年度比で温室効

果ガスを 26%削減する目標を掲げています。さらに、平成 29 年 3 月には、環境省中央環境審議会地球環境部会において、「長期低炭素ビジョン」が示され、2050 年における 80%削減とともに、その先にある「脱炭素社会」実現への道筋が示されました。本市は既に、2005 年度比で 2030 年までに 30%、2050 年までに 50%以上の温室効果ガス削減を図る目標を設定し、さらに、本市のみならずアジア地域での排出量削減も進めていくこととしています。今後、アジアをはじめとする国際社会における低炭素化に向けた議論の状況を見据えつつ、目標の上積みを図り、本市内の努力と国際協力を通じた、世界全体の低炭素化に向けた取組を加速していきます。

同時に、平成 27 年 9 月に開催された国連「持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする、「2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、2000 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する 17 の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。我が国では 2016 年 5 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を設置し、実施指針を決定・発表するなどして、地方自治体や企業を含むあらゆる 役割主体 (ステークホルダー) と協力して取組を進めることとしています。本市は既に、環境首都グランド・デザインや環境未来都市計画などにおいて、環境・経済・社会の統合を進めてきており、SDGs における世界のトップランナーを目指していきます。

さらに、平成 28 年に我が国で開催された G7 伊勢志摩サミットに先立ち、本市で開催された G7 北九州エネルギー大臣会合では、「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障」の大きなテーマのもと、(1) エネルギー投資の促進、(2) エネルギー安全保障の強化、(3) 持続可能なエネルギーについて議論を深め、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が採択されました。本共同声明では、クリーンエネルギーの技術開発への投資やエネルギー効率向上のための質の高いインフラ投資の重要性が指摘されており、本市の地域エネルギー拠点化推進事業などを通じて、イニシアティブの実現を図っていきます。

(8)世界の環境首都とSDGsの実現を目指して

現在、地球温暖化問題をはじめとして、地球的規模で進んでいる環境問題の解決に向けては、「環境は人の生存を支えるために欠くことのできないもの」との原点に立ち返った上で、環境の恵みを、現在の世代の人々や、将来の世代の人々が公平に受けられるよう、また、すべての人が人として尊厳を守られる社会をしっかりと継承していくことが必要です。そのためには、一人ひとりがそれぞれの地域の実情にあった環境への取組を実践することが鍵となります。

北九州市は、豊かな自然と環境に配慮した多くの産業や技術、環境問題に積極的に取り組んできた歴史と人々の力があります。わたしたちの使命は、この資産と能力を生かし、わたしたちの暮らしを変え、まちを変えていくことで、日本を変え、そして世界を変えていくことです。

こうした背景と決意を踏まえ、市民・NPO、事業者、行政などが幾度の議論を重ね、平成 16 年 10 月に、世界の環境首都を目指し、市民・NPO、事業者、行政が共に取り組む活動ビジョンである「グランド・デザイン」を策定しました。

この環境首都グランド・デザインでは、「自分が変われば、まちが変わる。地域の取組が世界を変え、地球を良くしていく」ことを前提に、わたしたち一人ひとりが主役となっています。その上で、経済的・物質的な豊かさだけでなく、多様性、公平性、安心、希望や感動や生き

がい、優しさや誇りなど、精神的な豊かさを総合したものを、「真の豊かさ」とした上で、未来の世代に引き継ぐことを基本理念にしています。そのために、「共に生き、共に創る」、「環境で経済を拓く」、「都市の持続可能性を高める」の3つの柱を掲げ、北九州市民環境行動10原則を定めました。

その後、環境首都グランド・デザインを実現するために、行政が取り組むことを明らかにし、その実効性を担保する行政計画として、本環境基本計画を策定しています。

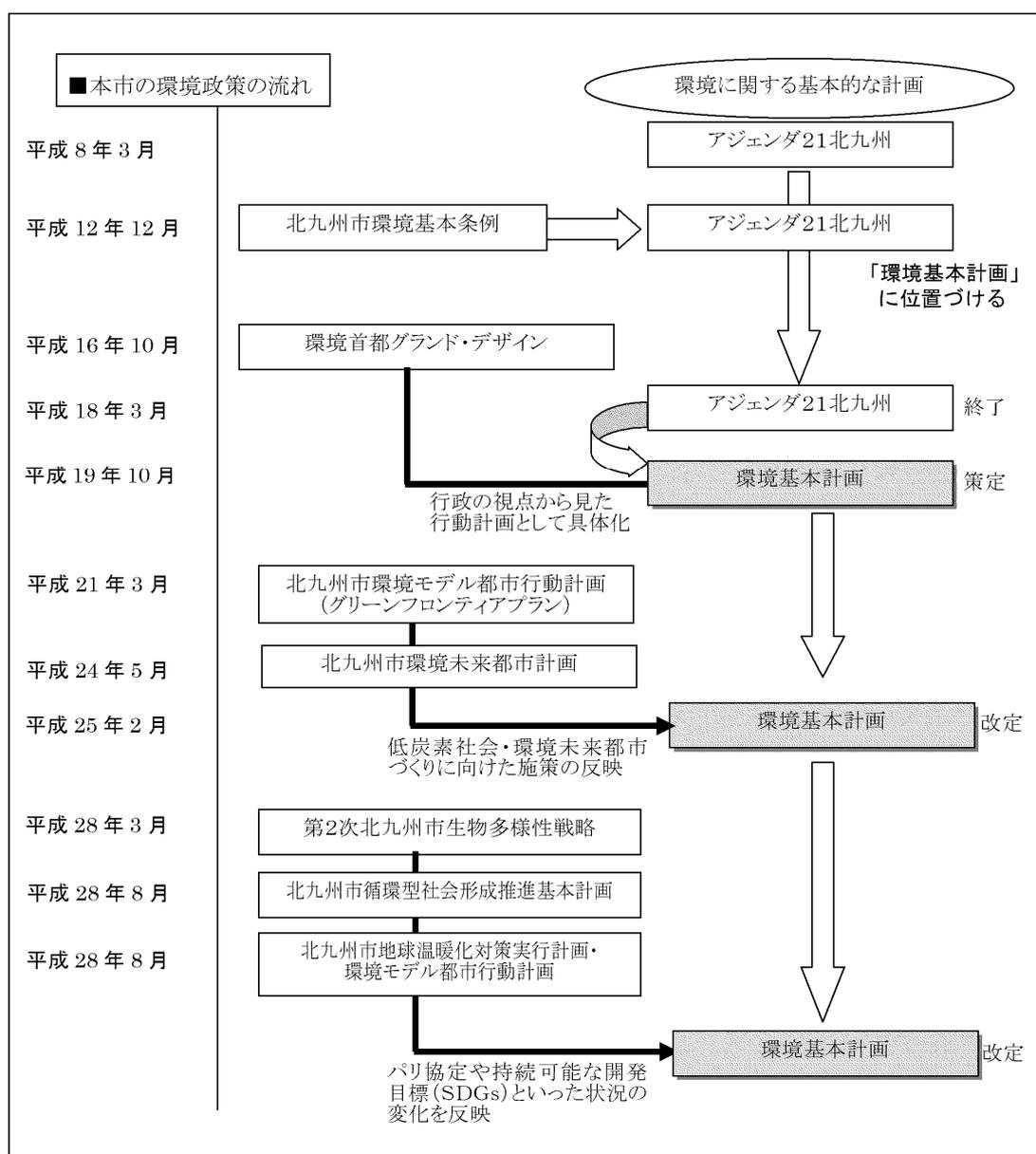
環境首都グランド・デザインは、環境・経済・社会を統合しようとするSDGsの内容を10年以上前に先取りしたものとも言えます。わたしたちはもう一度、環境首都グランド・デザインに立ち返って、環境首都及びSDGsの実現に邁進していきます。

第2章 計画の基本的事項

(1) 計画策定の経緯・趣旨

北九州市は、平成12年度に「アジェンダ21北九州」を北九州市環境基本条例（平成12年12月制定）に基づく環境基本計画として位置づけ、地球環境保全を含む環境保全全般に関する総合的・計画的な取組を進めてきました。この「アジェンダ21北九州」の計画期間終了後（平成17年度）、新たな環境基本計画を策定する必要が生じました。

一方、平成16年10月、「世界の環境首都づくり」の実現に向けて、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して取り組むための行動計画として「グランド・デザイン」を策定し、この環境首都グランド・デザインに掲げた理念や行動原則に基づいて環境首都づくりへの取組を進めてきました。



このような背景のもと、この環境首都グランド・デザインを具体化する行政計画として、平成 19 年 10 月に、北九州市環境基本条例に基づく「環境基本計画」を策定し、市民・NPO、事業者、研究機関、行政等が一体となった様々な取組を進めてきました。この計画は平成 23 年度の満了を踏まえて、平成 24 年度に改定され、同改定計画も、平成 28 年度で満了を迎えました。

平成 24 年度の計画改定以降、本市では、低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくりに向けた各計画の策定（改定）を行い、取組を進展させています。また、地球温暖化対策においては、途上国を含むすべての国が参加するパリ協定が締結され、さらに、国際連合による持続可能な開発アジェンダにおいて、MDGs（ミレニアム開発目標）に代わる新たな目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が設定されました。さらに、本市においても、前述のとおり、G7 北九州エネルギー大臣会合が開催され、北九州イニシアティブが取りまとめられました。

こうした状況の変化を踏まえ、環境基本計画の見直しを行うものです。

（２）計画の性格

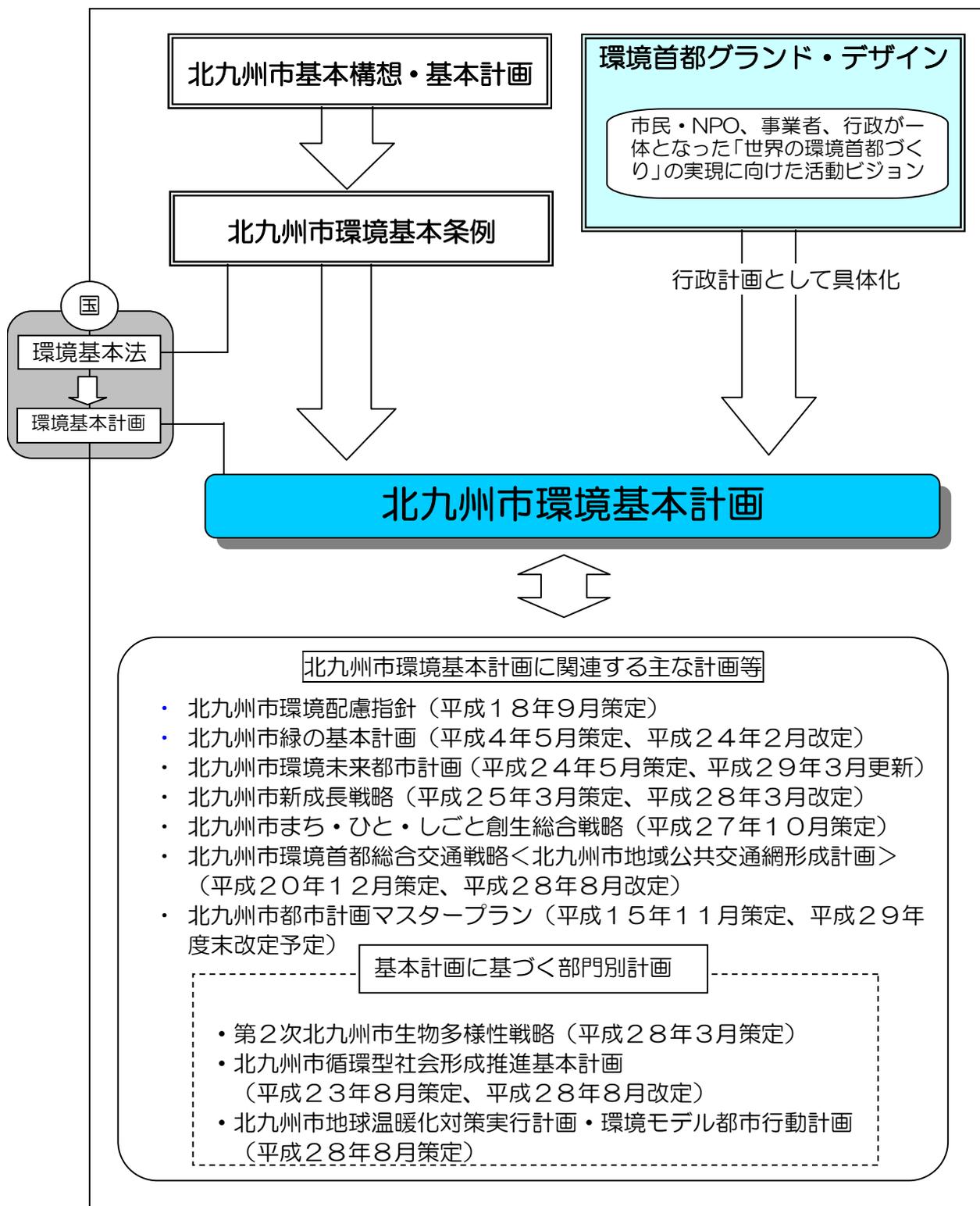
本計画は、

- ①北九州市環境基本条例第 8 条に定める環境基本計画、
- ②「世界の環境首都づくり」に向けて市民・NPO、事業者、行政が共に取り組む活動ビジョンである環境首都グランド・デザインに掲げる基本理念（「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ）を実現するため、行政が取り組むことを明らかにし、その実効性を担保する行政計画、
- ③環境首都グランド・デザインを踏まえつつ、SDGs を達成するための環境分野からの行政計画、

であるとともに、

- ④北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの分野別計画、
- ⑤北九州市環境基本条例第 8 条第 7 項に基づき策定する環境の各部門計画（北九州市地球温暖化対策実行計画（環境モデル都市行動計画）・北九州市循環型社会形成推進基本計画・第 2 次北九州市生物多様性戦略）の上位計画、
- ⑥北九州市環境未来都市計画、北九州市新成長戦略、北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略、北九州市環境首都総合交通戦略、北九州市緑の基本計画、北九州市都市計画マスタープラン、北九州市立地適正化計画、北九州市景観づくりマスタープラン、北九州市低炭素まちづくり計画等の環境分野における関連計画、

といった性格を有しています。



(参考)環境首都グランド・デザインの要旨

■環境首都グランド・デザインとは……

「人と地球、そして未来の世代への北九州市民からの約束」

このまちの環境を良くし、経済を活性化させ、ずっと快適に住み続けられるまちにするために、そして「環境首都」として認められるすばらしいまちを目指して、市民、団体、事業者、行政など地域のあらゆる人々が力をあわせて行動を起こしていくための活動ビジョン

前文

“環境は人の生存を支えるために欠くことのできないもの”との原点に立ち返り、「真の豊かさ」にあふれたまちを育み、未来の世代に引き継ぐことを決意する。

背景と決意：なぜ環境首都を目指すのか

地域の取組が重要であること
持続可能な社会への役割を率先して果たしていくことが使命
ここで暮らせて良かったと心から思えるまちにすること
次のような課題を解決するため
(ものを大切にすること、美しい街並み、マナーやモラル、エネルギー、情報共有・協力、など)

基本理念

「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

これをあらゆる行動の最上位の価値基準に位置付け、その実現のために3つの柱を掲げる。

共に生き、共に創る

環境で経済を拓く

都市の持続可能性を高める

北九州市民環境行動10原則

- ① 市民の力で、楽しみながらまちの環境力を高めます
- ② 優れた環境人財を産み出します
- ③ 顔の見える地域のつながりを大切にします
- ④ 自然と賢くつきあい、守り、育みます
- ⑤ 都市の資産（たから）を守り、使いこなし、美しさを求めます
- ⑥ 都市の環境負荷を減らしていきます
- ⑦ 環境技術を創造し、理解し、産業として広めます
- ⑧ 社会経済活動における資源の循環利用に取り組みます
- ⑨ 環境情報を共有し、発信し、行動します
- ⑩ 環境都市モデルを発信し、世界に環を拡げます

(参考)環境首都グランド・デザインの前文

前 文

人の生命（いのち）や健康をおびやかす深刻な環境汚染を、わたしたちのまち北九州市は、克服してきました。そして、さらに快適な環境のまちをめざして、多くの努力を重ね、成果をあげてきました。

しかし、今や、人類の生存と将来をおびやかす温暖化をはじめとする地球環境の問題が、わたしたちの目の前に迫ってきています。

わたしたちは、この問題に全力をあげて取り組み、環境首都として世界に認められる都市をめざしていくことを決意しました。

今、わたしたち北九州市民は、1972年に国連が「人間環境宣言」で世界に呼びかけた“環境は、わたしたちの生存を支えるために欠くことのできないものである”との原点に、もう一度立ち返ります。その上で世界の環境首都の市民としての自覚をもって、必要な行動をおこします。これによって、人と人とが、時を越え、さらに地球上のすべての人と共に生きていける、「真の豊かさ」にあふれるわたしたちのまちを育み、未来の世代に引き継いでいくことを約束します。

(参考)北九州市環境基本条例一抜粋一

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下同じ。）に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他の環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力が連携して取り組むこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針
 - (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を確認するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。
 - 6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(3) 計画の期間

計画期間は平成 29 年度から平成 33 年度までとします。ただし、計画策定後であっても、PDCA サイクル等を踏まえて適宜計画の見直しを図るものとします。

(4) 計画の対象地域

~~我々の日常生活や経済活動、及び環境政策は、市町村の区域を越えて、海を越えて、ますます拡大しています。さらに、市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、行政サービスの一層の高度化が求められています。~~

本計画が対象とする地域は、基本的には北九州市の行政区となります。~~が、~~

一方で、我々の日常生活や経済活動を通じた環境への影響は、気候変動をはじめ、市町村の区域を越えて、海を越えて、ますます拡大しています。また、SDGs は、一自治体で実現可能なものではなく、様々な主体との連携・協働によって、世界全体で実現するものとされています。

そのため、北九州市の行政区を中心としながら、近隣自治体や海外も含めて、様々な主体と連携・調整しながら、計画の取組を進めていくこととします。

~~そのような行政ニーズに、効率的、効果的に対応していくため、海外も含め、広域的な視点から連携・調整しながら進めていきます。~~

(計画の概要と体系)

第1部 計画の策定にあたって

第1章 北九州市のこれまでの取組

第2章 計画の基本的事項

(1)計画策定の経緯・趣旨 (2)計画の性格 (3)計画の期間 (4)計画の対象地域

第2部 北九州市環境基本計画の目指すもの

第1章 環境基本計画の基本理念(「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ)

第2章 基本理念を実現するための3つの柱と環境首都指標

○共に生き、共に創る ○環境で経済を拓く ○都市の持続可能性を高める

第3章 本市の強みを生かしたSDGsへの貢献 第4章 政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定

第3部 4つの政策目標とその基本施策・施策分野

(政策目標1) 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

基本施策①:環境活動と地域活性化の好循環

(市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し/地域コミュニティやNPOの活動推進/連携・協働を通じたサプライチェーン全体での事業者による環境活動推進)

基本施策②:ESD等を通じた環境人財の育成

(就学前の子どもや高齢者を含めたESD・環境学習の推進/若者の横断的連携による市民環境力の更なる推進/高度な環境人財育成のための基盤強化)

基本施策③:市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

(環境リスク等に対する対話の推進/環境に関する適切な情報の提供と環境リテラシーの養成/事業者による自主的な環境リスク対応の推進)

基本施策④:国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

(戦略的な環境国際協力の推進と国際的な環境ブランド力の強化/海外環境人財育成を通じた国際ネットワーク形成/環境分野の国際会議・国内イベントの誘致・開催/アジアの技術首都ブランドの確立)

(政策目標2) 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

基本施策①:超低炭素社会を支えるストック型社会への転換

(産業界・都市構造も含めた徹底した省エネ・省CO2推進/良質な地区街区・住宅・建築物ストックの形成/自然資本の維持と利活用/ストックマネジメントによる低炭素化)

基本施策②:超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

(再生可能エネルギーや水素、ICT/AI、人間工学・高機能素材等による超低炭素化技術開発と産業クラスターの構築/規制的手法・経済的手法等を通じた低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進/環境金融などの金融的手法の検討)

基本施策③:次世代エネルギー拠点の総合的な形成

(地域エネルギー拠点化の推進/水素エネルギー活用推進/地域エネルギーマネジメント・スマート化の推進/エネルギー人財育成・技術開発の推進)

基本施策④:アジア規模での超低炭素社会実現

(アジアの超低炭素化に向けた国際協力の推進、民間企業による海外展開の促進)

(政策目標3) 世界をリードする循環システムの構築

基本施策①:3Rプラスの推進と資源効率性向上

(リデュース・リユース・リサイクル等の推進/資源利用の効率化と廃棄物発電・熱利用の推進によるCO2・エネルギー消費量削減/再生資源・再生可能資源の積極利用/適正処理の確保)

基本施策②:循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

(安定的・効率的なごみ処理体制・循環システムを支える施設整備とごみ処理の広域連携/産業・地域共生としてのエコタウン・循環産業の高度化/循環産業ネットワークの構築と大学等と連携した資源循環研究拠点の形成/国際資源循環拠点の形成)

基本施策③:化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

(PCBの適正処理/水銀・アスベスト等の適正管理/化学物質管理/フロン対策)

基本施策④:生物多様性の確保による自然循環

(生態系の場・種の保全/森里川海保全への取組/自然環境情報の深化・統合と人材育成、ネットワーク構築/豊かな自然の観光資源としての活用)

(政策目標4) 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

基本施策①:安全・安心でレジリエントなまちづくり

(大気・水・土壌環境等の保全/適正なアセスメントと公害防止施策の推進/気候変動に対する適応への取組/環境防災力強化)

基本施策②:環境と社会にやさしい快適なまちづくり

(ストック資源を活用した景観の保全とろのいのある街並みの形成/高齢者・障害のある人等に優しいコンパクトシティ・公共交通の推進/セーフティネットの確保・コミュニティの活性化)

基本施策③:環境産業育成と国際的なビジネスの推進

(地域経済循環の推進と環境産業における若年者・女性・高齢者の就職促進/持続可能な生産と消費の推進/FAISや北九州市立大学等と連携した環境技術開発・産業創出・生産性向上/JCM等海外事業や国際協力を通じた環境産業の海外展開)

基本施策④:SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス

(SDGs達成に向けたモデル都市化の推進/SDGs達成に向けた環境ガバナンスの強化)

第4部 計画の総合的推進

第1章 計画推進の基本的考え方(進捗点検・PDCAの実施、指標など)

第2章 各年度の進捗点検の進め方(個別プロジェクト・指標の評価・要因分析など)

第2部 環境基本計画の目指すもの

第1章 環境基本計画の基本理念

本計画における基本理念は、環境首都グランド・デザインに示されている基本理念を継承します。

基本理念（引用）

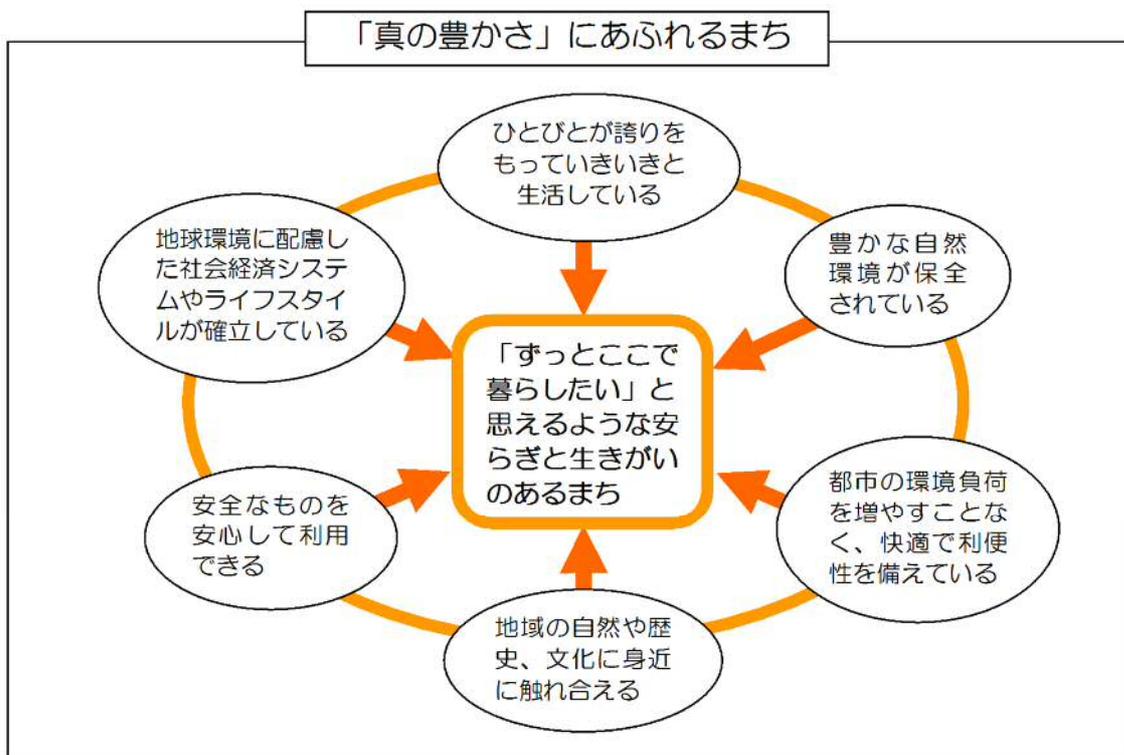
「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

わたしたちの考える「真の豊かさ」は、経済的・物質的な豊かさだけではなく、多様性、公平性、安心、希望や感動や生きがい、優しさや誇りなど、精神的な豊かさを総合したものです。これは、国境や世代を越えて変わらない、人が幸せに生きていくための条件です。

わたしたちのくらしや仕事は、今、そのすべてが世界や未来に繋がっています。世界の人々と共に生き、未来の世代へのわたしたちの約束を果たし、「真の豊かさ」にあふれるまちを創り出していくことは、持続可能な社会をつくることにほかなりません。

わたしたちは、「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐことを、あらゆる行動の最上位の価値基準に位置付けます。

北九州環境基本計画では、『「真の豊かさ」にあふれるまち』を以下のようにイメージし、環境・経済・社会問題に一体的に取り組んでいくことでSDGsを達成し、そのまちを未来の世代に引き継いでいきます。



第2章 基本理念を実現するための3つの柱と環境首都指標

基本理念を実現するために、本計画では、環境首都グランド・デザインに示されている3つの柱「共に生き、共に創る」、「環境で経済を拓く」、「都市の持続可能性を高める」を継承します。この3つの柱は、本市の抱える環境問題と社会問題、経済問題の深い結びつきを踏まえ、環境的側面・社会的側面・経済的側面を統合的に捉え、掲げたものです。

1 共に生き、共に創る（引用）

わたしたち一人ひとりが動けばこのまちが変わり、このまちが変わればさらに世界も動きます。社会は、すべての人にとって共に生きる場であり、また、共に創っていくものです。このような新しい公共の考え方にたって、わたしたちは、一人ひとりが環境のために行動する権利を持っていることを確認します。この権利は、市民にも事業者にも課せられた社会的責任に由来するものです。わたしたちは、環境に配慮した具体的な行動を約束し、環境意識が世界一高い市民になることを目指します。

例えば、本市が抱える高齢化・人口減少・経済低迷等の社会・経済問題に対して、わたしたち一人ひとりの環境への取組を通じての解決を図っていくとともに、環境問題についての知識及び理解を深め、客観的なリスクと対話に基づく効果的な取組を推進します。

2 環境で経済を拓く（引用）

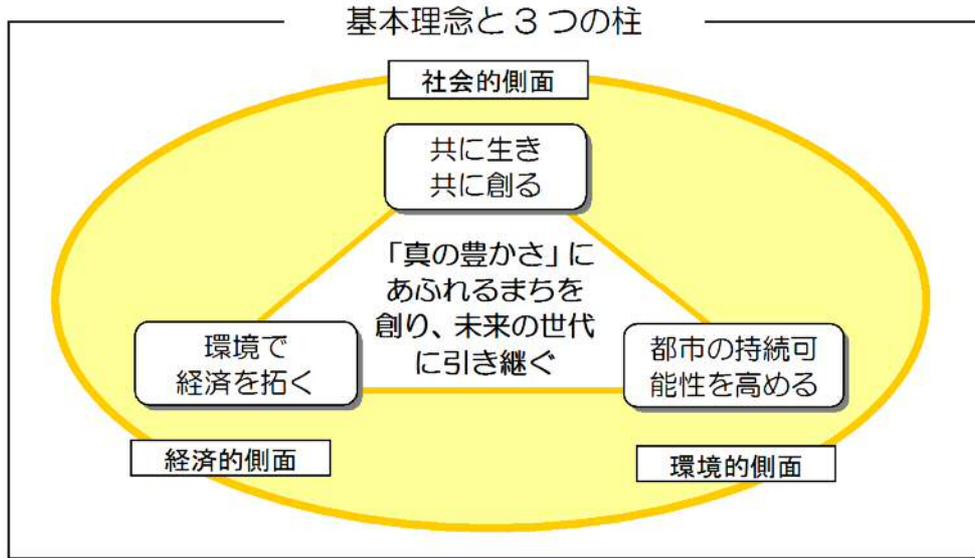
環境活動に積極的に取り組むことは、わたしたちの質の高い暮らしを創ります。また、広い意味での環境関連産業を生み出して地域や産業を活性化させます。これによりもたらされる経済成長は、さらに良い環境を作り出すことにつながり、その良い環境が新たな経済活動を生み出します。このような環境と経済の好循環が、持続可能な社会を創り出します。わたしたちは、良い環境をつくることを通じ、新しい価値を生み出す地域社会や、市民の生活感覚や環境の視点を取り入れた次世代型の産業・技術を拓いていきます。

例えば、イノベーションを通じて、新たに高付加価値の産業を生み出していくとともに、環境上の様々な容量の限界（温室効果ガスや資源など）を踏まえ、持続可能な経済や企業を育成していきます。

3 都市の持続可能性を高める（引用）

都市は、多様な機能や高い利便性を有し、わたしたちにくらしやすさを提供する一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を与え続けています。都市を健康で長生きさせるために、くらしや仕事を通じて環境負荷が小さい都市構造への転換、資源・エネルギー利用の効率化や再利用、施設の長寿命化などを進め、持続可能性を高めます。また、このまちに与えられた豊かな自然を活かし、より美しい街並みを整え、その中でくらし、活動する楽しさを感じられる魅力ある環境都市をつくります。

例えば、単体の施設や今の取組だけではなく、都市構造の見直し、優良なストックの蓄積のなど、まち全体の面的な取組や、50年後・100年後のまちを見据えた取組を進めます。



4 3つの柱の実現のための環境首都指標の設定

上記の3つの柱を実現するためには、具体的な取組が重要ですが、それに加えて、そうした取組の結果、基本理念がどこまで実現したか、その見える化を図ることで、足りない取組を見つけ、取組の強化を図ることが必要となります。

そのため、柱ごとに、以下のように、その進捗を図る指標（**環境首都指標**）を設定し、毎年度、その進捗をチェックすることとします。

①共に生き、共に創る（市民一人ひとりの環境配慮行動）

（「GHG排出量／人口」及び「天然資源等消費量（有機性資源を除く。）／人口」）

※GHG（Green House Gas）：温室効果ガス

（北九州市民一人当たり、どれだけの温室効果ガスを排出し、また、資源を使っているかを示すもので、市民や企業が環境配慮行動を進めることで改善していくこととなります。）

②環境で経済を拓く（炭素生産性・資源生産性）

（「GRP／GHG排出量」及び「GRP／天然資源等消費量（有機性資源を除く。）」）

※GRP（Gross Regional Product）：域内総生産

（北九州市の企業の経済活動において、付加価値当たりどれだけの温室効果ガスを排出し、また、資源を使っているかを示すもので、エネルギーや資源をなるべく使わず、効率性・生産性の高い経済活動を行うことで改善していくこととなります。）

③都市の持続可能性を高める

（「**環境基準達成人口割合率**（**環境基準の達成率×人口割合**）」及び「**人口当たりの公園緑地面積**」）

（北九州市において、質の高い環境で生活している市民の割合や、市民一人当たりの公園や緑地の整備面積を示すもので、大気などの周辺環境の改善や、都市の中の緑を増やしていくことで改善していくことになります。）

第3章 本市の強みを生かしたSDGsへの貢献

(1) SDGsと本市の環境への取組の関係

第1章でも言及したように、2015年9月、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標としての「2030アジェンダ」が設定され、その中で、17の持続可能な開発のための目標（SDGs）が掲げられました。

SDGsは、17のゴール（Goal）、169のターゲット（Target）、230の指標（Indicator）の三層構造になっています。ゴールは長期的なビジョンに近く、ゴールの下に、より詳細で具体的なターゲットが設定され、さらに、ターゲットの下にこれらの目標の達成に向けた進捗状況を定量的・定性的に測るための230の指標（Indicator）が設定されています（ただし、指標については国際的な議論が進められている途中です）。SDGsでは、まずは2030年のあるべき未来像をゴールとして示し、その実現に向けて、指標を活用しつつターゲットを達成していくという、バックカスティングのアプローチが取られています。

SDGsは、「世界中の誰一人取り残されない」（No one will be left behind）をキーワードとし、先進国を含む全ての国々が、全ての関係者と協調的なパートナーシップの下で行動することが想定されており、当然、自治体の取組も求められることとなります。

この「2030アジェンダ」を受け、我が国でも2016年12月、SDGs推進本部において「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されました。その中で、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されています。さらに、同指針の中では、地方自治体において、既存の行政計画にSDGsを可能な限り盛り込むことが求められています。

環境省によれば、SDGsの17のゴールのうち、12のゴールが環境に関係するとされています。

SDGsの17のゴールと環境に関係する12のゴール



地方自治体においてSDGsに取り組むことは、現時点では法的な義務ではありません。しかし、環境に関連するとされる12のゴールについて、既に本市は、第1章での説明のとおり、様々な環境への取組を行ってきた歴史があり、環境首都グランド・デザインに基づき、また、環境未来都市として、現在もあるべき未来像の実現に向け、バックカスティング的な観点か

ら環境・経済・社会の統合に取り組んでいます。SDGs を積極的に掲げることは、こうした取組をさらに後押しするのみならず、本市の取組を国内外にアピールするという大きな意味があります。

また、人口減少・高齢化・地域経済の活性化などの課題を有する本市において、限られた様々な資源を有効に活用するためには、様々な役割主体（ステークホルダー）の連携・協力による、環境・経済・社会の同時解決というマルチベネフィットの観点が必要であり、SDGs を掲げることは、行政をはじめとする各役割主体における各分野の施策の効果的な統合を促し、地方創生にも資することになります。

既に本市の取組は、例えば2017年7月に開催された「持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム」において、本市のプノンペンでの水道改善事業が紹介されたり、政府による平成29年度環境白書において、SDGsの先進事例として本市の日中大気改善協力への取組が引用されるなど、日本及び世界において注目されています。

（２）SDGsの実現に向けた環境上の取組の方向性

＝方で、SDGs は環境・経済・社会に関する幅広いゴール・ターゲットを設定していますが、その中では、我が国や本市では既にある程度目標が達成されているものも含まれています。また、産業都市といった本市の地域特性を活かしやすい分野、逆に活かしにくい分野も存在します。

また、本市のみにおいて、全てのゴールを達成する必要はなく、他の自治体や国、企業といった他の役割主体との適切な役割分担の下、国や世界全体で目標を達成していくことを考える必要があります。

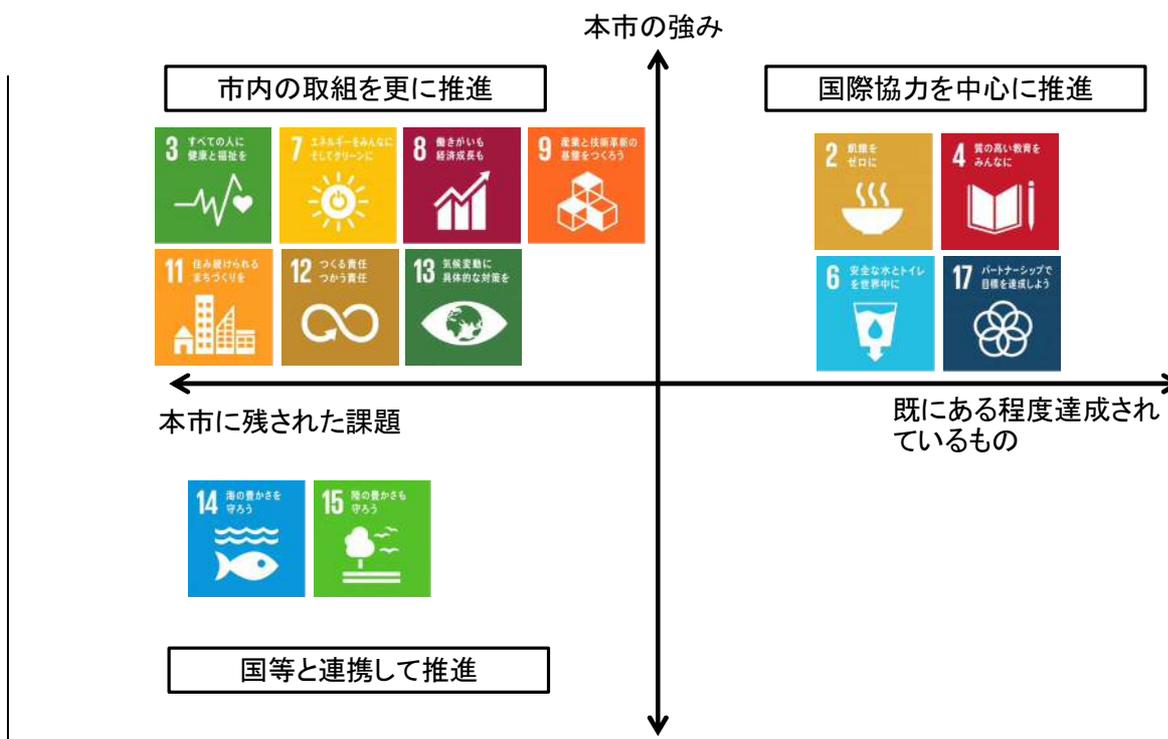
そのため、環境に関連するゴールにおいても、本市において既にある程度達成されているか、それとも課題として残っている分野か、あるいは、本市の強みを活かせる分野かどうかといった観点から、それぞれ異なるアプローチを考える必要があります。

例えば、「本市に残された課題」で、「本市の強み」を活かせる分野としては、「3. あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」「7. すべての人に手頃で信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」「8. すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する」「9. 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る」「11. 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」「12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」「13. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」が想定され、こうした分野のゴールの達成に向けては、主に市内での取組を更に推進していくことが想定されます。

次に、「本市に残された課題」ではあるものの、現時点で本市の強みがあるとまではいえない分野としては、「14. 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」「15. 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」が想定され、こうした分野のゴールの達成に向けては、他自治体や国等との連携や役割分担を踏まえて取組を進めていくことが考えられます。

また、「既にある程度達成されているもの」であって、「本市の強み」を活かせる分野としては、「2. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」「4. すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」「6. すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」「17. 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」が想定され、本市のこれまでの取組や知見を活かして、積極的に国内外での協力を進めていくことが考えられます。

SDGs の環境に関連するゴールの本市でのカテゴリズ（分類）



(3) 本計画上のそれぞれの取組と SDGs の関連性

本計画で盛り込まれた様々な施策は、SDGs の様々なゴール・ターゲットに関わってきます。その関わり方は、SDGs のゴール・ターゲットと一対になるものもあれば、再生可能エネルギーの導入など、一つの取組が、複数のゴール・ターゲットに同時に効果を及ぼす取組もあります。また、様々な取組が、お互いに好影響を及ぼし合い、相乗的な効果を及ぼす場合もあります。

まず、SDGs のゴール・ターゲットから見た、本計画の施策の対応関係を示すと次々頁のとおりになります。SDGs の幅広いゴール・ターゲットに、本計画の施策が貢献することが分かります。（なお、逆に、本計画の政策目標から見た、SDGs のゴール・ターゲットとの対応関係については、第3部以下各章の冒頭に、政策目標ごとに示しています。）

第3部以下、政策目標ごとに、関連するSDGsのターゲットを整理しています。また、下記に、本計画に盛り込まれた基本施策・施策分野とターゲットの関係性を整理しています。さらに、後述のとおり、SDGs 関連指標を設け、定量的にSDGsの進捗を評価していきます。

その結果、本計画の取組を進めることで、SDGsの達成に向けて取組が進んでいくことになります。

一方で、SDGs を盛り込み、2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

では、その序文において、持続可能な開発の重要分野として、「5つのP」（人間：People、地球：Planet、繁栄：Prosperity、平和：Peace、連帯：Partnership）を挙げ、日本政府のSDGs推進本部で取りまとめられた2016年の「SDGs実施指針」においても、「5つのP」の観点から、わが国の8つの優先課題（1 あらゆる人々の活躍の推進、2 健康・長寿の達成、3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、7 平和と安全・安心社会の実現、8 SDGs実施推進の体制と手段）を示しています。

本計画では、環境の観点から幅広くSDGsに取り組むこととしており、「5つのP」や国の8つの優先課題に沿ったものとなっています。例えば、本市における再生可能エネルギーや省エネ（及び関連する技術開発・国際協力）の取組は、気候変動対策（Planet）に留まらず、断熱性の向上による健康増進（People）、地域での新産業創出・イノベーションや防災（Prosperity）、安心・安全（Peace）、そして国際協力（Partnership）を包含するものとなっています。

さらに、国の実施指針では、SDGsに取り組むに当たって、5つの原則（①普遍性、②包摂性、③統合性、④参加型、⑤透明性と説明責任）に沿って進めることとされています。

本計画でも、これらの原則に則って取組を進めていくこととなります。例えば、「統合性」の原則からは、SDGsのゴールとターゲットは統合され不可分のものであり、統合的解決が必要であることから、経済・社会・環境の三分野全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組むこととされています。そのため、本市においても、一つの環境施策（例えば再生可能エネルギー・省エネやコンパクトシティ、食品ロス削減、環境国際協力など）が、同時に複数のSDGsに貢献することや、複数の施策を有機的に展開することにより、お互いが好影響を及ぼし、SDGs達成に向けて相乗的な効果を及ぼすこと（例えば気候変動・資源効率性・生物多様性・都市計画・ESDの相乗効果など）を踏まえ、これまで別々の行政目的から展開されてきた施策を、SDGsの観点から統合的に展開することにより、効果的な取組を進めていきます。

こうした本市におけるSDGsへの取組については、以下の第4章（政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定）及び第4部（計画の総合的推進）で記述するとおり、ゴールごとに、SDGs関連指標を設定し、同指標を活用してその進捗を図ることとします。

本環境基本計画に盛り込まれた取組とSDGsとの対応関係

() 内は取組によって寄与するSDGsのターゲットを示す

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクでの有効利用促進、食品ロス削減の取組「残しま宣言」運動の普及・啓発 (2-1)人々の食糧確保、(2-2)子どもや高齢者の栄養ニーズ対応、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対する適応への取組 (2-4)持続可能な食糧生産システム確保、に寄与) ・フードバンク、食品ロス削減 (同上) (2-1)、(2-2)、に寄与)
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティや公共交通の推進 (3-6)道路交通事故者減少、に寄与) <p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質や有害物質の適正処理・適正管理 (3-9)環境汚染被害者減少、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気・水・土壌環境等の保全 (3-9)環境汚染被害者減少、に寄与) ・コンパクトシティや公共交通の推進 (同上) (3-6)、に寄与)
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習、ESD、環境首都検定、エコライフステージ等を通じた環境人財の育成 (4-7)持続可能な開発に必要な知識・技能の習得、に寄与) ・アジアを中心とした海外からの研修生受け入れ、海外での環境教育実施、など環境国際協力の推進 (4-7)、に寄与)
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質や有害物質の適正処理・適正管理 (6-3)水質改善、に寄与) ・生態系の中・種の保全、森里川海保全 (6-6)水に関連する生態系保護・回復、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気・水・土壌環境等の保全 (6-3)、に寄与)
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光や風力など再生可能エネルギーの大量導入、水素などの技術開発、風力発電関連産業の総合拠点化 (7-2)再エネ拡大、に寄与) ・省エネルギーやエネルギーマネジメントの推進 (7-3)エネルギー効率改善、に寄与) ・アジア低炭素化センターを通じたアジア地域での再エネ・省エネ推進 (7-2)、(7-3)、に寄与)
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ、エネマネなど地域エネルギー拠点化の推進 (8-1)経済成長、(8-2)高い経済生産性の達成、に寄与) <p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン・循環産業の高度化 (8-1)、(8-2)、(8-4)資源効率改善、に寄与) ・自然の観光資源としての活用 (8-9)持続可能な観光業の促進、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境産業育成と国際的なビジネスの推進 (8-1)、(8-2)、に寄与)
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅・建築物ストックの形成 (9-1)持続可能・強靱なインフラ開発、に寄与) ・低炭素・エネルギー関連技術開発の促進 (9-4)環境技術による持続可能性向上、(9-5)科学研究促進・技術能力向上、に寄与) <p>世界をリードする循環システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン・循環産業の高度化 (9-4)、(9-5)、に寄与) <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対する適応への取組、環境防災力の強化 (9-1)、に寄与) ・学術機関等と連携した環境技術開発 (9-5)、に寄与)



2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

- ・コンパクトシティや公共交通の推進 (11-2) 持続可能な輸送システム、に寄与)
- ・都市緑化の推進 (11-7) 緑地へのアクセス、に寄与)

世界をリードする循環システムの構築

- ・化学物質や有害物質の適正処理・適正管理 (11-6) 環境上の悪影響の軽減、に寄与)

将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

- ・大気・水・土壌環境等の保全 (11-6) に寄与)
- ・気候変動に対する適応への取組、環境防災力の強化 (11-5) 災害による被災者減少、に寄与)
- ・コンパクトシティや公共交通の推進 (同上) (11-2) に寄与)



市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

- ・環境学習、ESD等の推進 (12-8) 持続可能な開発や自然調和のライフスタイルへの意識向上、に寄与)

世界をリードする循環システムの構築

- ・3Rプラスの推進と資源効率性向上 (12-2) 天然資源の効率的使用、(12-4) 製品ライフサイクルを通じた環境への悪影響の最小化、(12-5) 廃棄物の発生抑制、に寄与)
- ・フードバンクでの有効利用促進、食品ロス削減の取組「残しま宣言」運動の普及・啓発 (12-3) 食品ロス減少、に寄与)

将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

- ・北九州エコプレミアムや表彰等の推進 (12-4) (12-6) 企業における持続可能な取組促進、(12-7) 持続可能な公共調達促進、に寄与)
- ・フードバンク、食品ロス削減 (同上) (12-3) に寄与)



市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

- ・環境学習、ESD等の推進 (13-3) 気候変動に関する教育・啓発・人的能力改善、に寄与)

2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

- ・超低炭素社会実現への取組推進 (13-1) 気候関連災害・自然災害に対する強靱性・適応能力強化、(13-3) に寄与)

世界をリードする循環システムの構築

- ・資源利用の効率化、廃棄物発電・熱利用の推進 (13-1) に寄与)

将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

- ・気候変動に対する適応への取組、環境防災力の強化 (13-1) に寄与)



世界をリードする循環システムの構築

- ・漂着廃棄物対策、化学物質等の適正処理・適正管理 (14-1) 海洋汚染防止、に寄与)
- ・生態系の場・種の保全、森里川海保全 (14-2) 海洋及び沿岸の生態系の回復、に寄与)

将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

- ・水・土壌環境等の保全 (14-1) に寄与)



2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

- ・森林の適正管理等自然資本の維持・利活用 (15-1) 陸域生態系の保全・回復、(15-2) 森林減少の阻止・回復、(15-4) 山地生態系の保全、(15-5) 生物多様性の損失阻止、に寄与)

世界をリードする循環システムの構築

- ・生態系の場・種の保全、森里川海保全 (15-1) (15-2) (15-4) (15-5) に寄与)
- ・ヒアリ等外来種の侵入対策 (15-8) 外来種の侵入防止、に寄与)
- ・自然資本価値の評価 (15-9) 生態系・生物多様性価値の地方計画策定、に寄与)

将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

- ・適正なアセスメント (15-1) (15-2) (15-4) (15-5) に寄与)



市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

世界をリードする循環システムの構築

将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

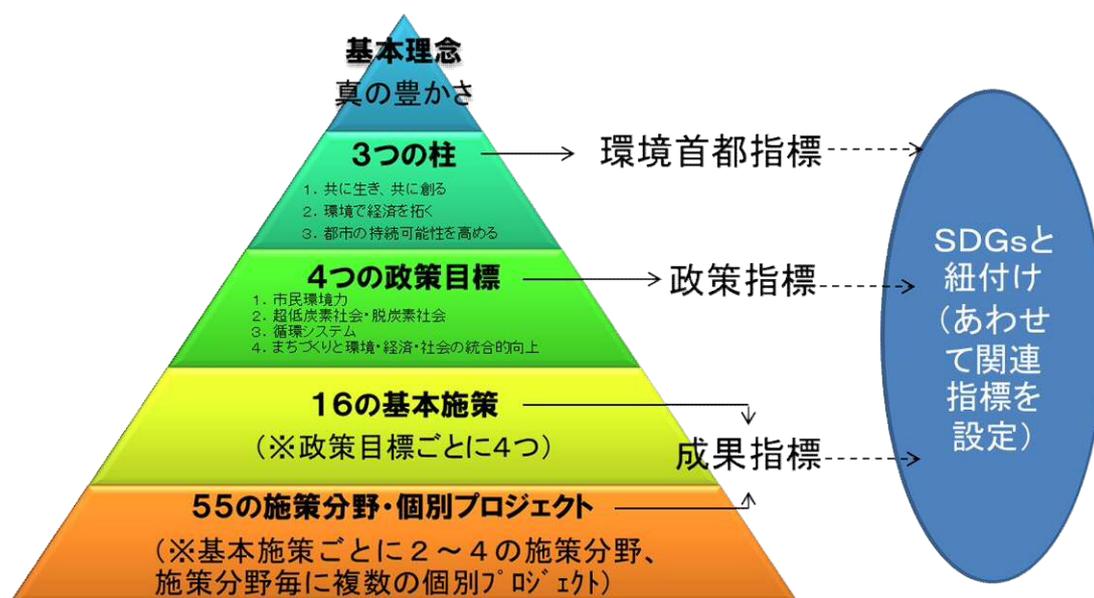
- ・環境国際協力、環境国際ビジネス、アジア規模での超低炭素社会実現、国際資源循環拠点の形成、環境産業の国際展開などの推進 (17-7) 開発途上国への技術の開発・移転、(17-9) 開発途上国への能力構築支援、(17-16) グローバル・パートナーシップ強化、(17-17) 公的・官民・市民社会のパートナーシップ推進、に寄与)

第4章 政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定

基本理念及び基本理念を実現するための3つの柱の達成に向け、計画期間中に重点的に取り組むべき4つの政策目標を掲げます。それを裏付けるため、政策目標ごとに複数の基本施策とその施策分野を設定します。さらに、それらの進捗を図るための政策指標及び成果指標を設定し、進捗点検を行い、取組を推進します。

この際、政策指標や成果指標については、地球温暖化対策実行計画等、下位計画の目標・指標や、既存の調査データを可能な限り活用します。

さらに、SDGsの達成に向けて、本計画の指標のうち、特にSDGsと関連がある指標をSDGs関連指標とし、その進捗も計ることで、SDGsの達成も同時に図っていきます。(ただし、SDGs関連指標については、国際社会や国、他自治体の動向などを踏まえ、適宜見直していくことが必要です。)



第3部 4つの政策目標とその基本施策・施策分野

第1章 市民環境力の更なる発展とすべての市民 に支えられた「北九州環境ブランド」の確立



環境活動と地域活性化の好循環

- 市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し
- 地域コミュニティやNPOの活動推進
- 連携・協働を通じたサプライチェーン全体での事業者による環境活動推進

E S D等を通じた環境人財の育成

- 就学前の子どもや高齢者も含めたE S D・環境学習の推進
- 若者の横断的連携による市民環境力の更なる推進
- 高度な環境人財育成のための基盤強化

市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

- 環境リスク等に関する対話の推進
- 環境に関する適切な情報の提供と環境リテラシーの養成
- 事業者による自主的な環境リスク対応の推進

国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

- 戦略的な環境国際協力の推進と国際的な環境ブランド力の強化
- 海外環境人財育成を通じた国際的なネットワーク形成
- 環境分野の国際会議・国内イベントの誘致・開催
- アジアの技術首都ブランドの確立

近年、我が国における水銀に関する水俣条約の締結や、気候変動を巡るパリ協定の締結、本市における G7 北九州エネルギー大臣会合の開催など、国際的な環境面・エネルギー面での取組が進展する一方、温暖化対策や廃棄物対策、有害物質対策などへの国民・市民の関心は必ずしも高まっているとは言えない状況です。足元でも、東日本大震災以降、節電をはじめとする意識や行動の高まりが見られたものの、震災から 6 年が過ぎ、意識・行動の低下が見られます。

本市は、高度成長期の婦人会の活動から始まった市民・事業者・大学・行政などの地域の主体が連携した多層的グリーン・ガバナンス（環境問題に対する様々な主体による多彩な対処能力）を特徴・強みとし、環境首都ブランド・デザインにおいても、市民・事業者との対話を重ね、市民・事業者が主体となった環境政策を進めてきました。

一方で、かつての激甚公害と異なり、今日の環境問題は、エネルギー消費や資源消費をはじめとする、個々の市民や事業者による薄く広い環境負荷が主要な課題となっています。こうした課題に対応するためには、市民一人ひとりによる環境への意識や、実際の行動の推進、すなわち「市民環境力」の更なる強化が不可欠となります。本市は公害克服の原点となった婦人会活動など、従来より市民・事業者の力で環境の取組を進めており、環境首都ブランド・デザインにおいても、環境首都の主役は、市民・事業者とされています。

そのため、こうした主役たる市民・事業者及びそれらをつなげるコミュニティの環境意識及び環境行動の活性化を改めて促していく必要があります。

また、第 2 章以下で言及する他の 3 つの政策目標を推進する基盤として、環境人財の育成が不可欠です。そのためには、刻一刻変化する環境問題に対応するため、幼少期から高齢期までの環境教育を実現する必要があります。併せて、高度な教育や技術指導を受けた環境人財を育成し、あるいは国内外から高度な環境人財を集める必要があります。

加えて、「環境といえば北九州」「環境首都・SDGs といえば北九州」と国内外で認識されるような「北九州環境ブランド」の確立によって、市民が誇りに思うまち、国内外から住みたいと思われるまちを目指すことが、市民の満足度を引き上げ、国内外から北九州に人や企業を引き寄せ、環境人財や環境産業の育成にも繋がっていくものと考えられます。

（政策指標）

- ・本市の環境政策の市民の認知度・満足度
- ・市民の環境リテラシー
（リテラシー：与えられた材料から必要な情報を引き出し、活用する能力）
- ・国内・海外からの環境首都・北九州市の認知度

（関連 SDGs とターゲット）

○Goal 4	全ての人への衡平な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する
target 4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通じて、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

○Goal12	持続可能な生産消費形態を確保する
target12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
○Goal13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
target13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
○Goal17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
Target17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
target17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
Target17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
Target17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

基本施策①：環境活動と地域活性化の好循環

【現状・課題と今後の方向性】

既に本市では、人づくり・地域づくり・楽しく活動に取り組めるための仕組みづくりのため、市民や市民団体の自主的な環境活動の促進と地域コミュニティの活性化を図ってきました。

しかし、近年の環境問題の特徴として、地球規模の問題であっても、その解決に向けた取組の出発点は個々人や企業の取組であること、このままのライフスタイル・ビジネススタイルを維持すればいずれ地球の温室効果ガス（GHG）容量や資源容量を超えてしまうことなどを踏まえ、一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直し、日々の生活の中の行動によって、内発的・自立的に、より良い環境・より良い地域づくりを進めていくことが必要となっています。

その際、日々の暮らしは基本的に地域コミュニティの中で営まれており、地域コミュニティのあり方が一人ひとりの暮らしぶりや考え方にも影響を与えていることから、地域の環境活動の促進が地域コミュニティを活性化し、また、地域コミュニティの活性化が地域の環境保全活動の促進に繋がる好循環をつくり、個人の生活へ繋げていく必要があります。

加えて、事業者の事業活動は、原材料の採掘から加工・生産、運搬、小売、廃棄等といったサプライチェーン全体を通じて、地域のみならず地球規模で環境への影響を与えることから、事業者に対して、行政と協働しつつ、本市での事業活動のみならず、地球規模での環境影響を踏まえた取組を促していく必要があります。

【取り組むべき施策分野】

(1) 市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し

- ・住宅や建築物における再生可能エネルギーの導入や躯体の断熱化等の推進を図るための支援を行います。
- ・エコカーや省エネ家電、長寿命製品、持続可能な原料を利用した製品などの環境に配慮した製品・サービスの購入を促進します。
- ・まちなか避暑地やまちなか暖ラン♪、アイドリングストップ・エコドライブ・ノーマイカーデー運動、食品ロス削減を進めるための「残しま宣言」運動、生ごみリサイクル、分別の徹底などの市民運動キャンペーンや出前講座、普及啓発を展開します。
- ・植林やカーボン・クレジットの購入といった環境活動への取り組みを支援します。
- ・市民や事業者による環境投資・ESG（環境・社会・ガバナンス）投資を促進します。

(2) 地域コミュニティやNPOの活動推進

- ・リサイクルや地域のバイオマスエネルギー利用推進のための回収への支援措置を継続・強化します。
- ・地域における美化運動などの取組を推進します。
- ・生物多様性保全などの環境保全活動を行うNPO活動への支援を推進します。

(3) 連携・協働を通じたサプライチェーン全体での事業者による環境活動推進

- ・企業の社会的責任（CSR）や社会的価値の創造（CSV）を踏まえ、サプライチェーン全体で環境やSDGsに配慮する事業者に対して、評価・表彰制度や認定制度等によるインセンティブ（動機づけ）付与を検討します。
- ・環境協定等を通じた事業者と行政による協働取組を推進します。
- ・事業者による環境報告書の作成や環境規格の取得に向けた支援を行います。
- ・中長期的なGHG制約や資源制約を見据えて、経済活動と環境負荷低減が両立し、持続可能な事業活動を実現するような制度の検討を進めます。

基本施策②：ESD等を通じた環境人財の育成

【現状・課題と施策の方向性】

本市では、「まちづくりは人づくり」とし、市民が最も重要な財産であると考え、「人財」育成の取組を進めてきました。具体的には、本市に存する豊かな自然環境、活発な企業活動、様々な環境教育施設、大学、研究機関、国際機関などを活用し、環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進や、環境教育副読本などを活用した学校での環境教育、こどもエコクラブにおける地域活動等、様々な分野・レベルで、環境に関する教育・研究・学習が行われてきました。加えて、環境を切り口として、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進にも努めてきました。

一方で、環境上の課題は刻一刻と変わっていくことから、生涯学習として、幼少期から高齢期に至るまでの教育機会を提供する必要があります。また、SDGs や ESD に代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。ただしこの際には、教育を受ける側にとっての分かりやすさにも配慮する必要があります。加えて、総合的・横断的に活動できる人財やリーダーを育成する側の指導者の不足といった課題にも対処していく必要があります。さらに、環境人財を社会で活用する仕組みが依然乏しいことから、環境人財のキャリアパス（職歴の道筋）を明確化し、高度な環境教育を受けるインセンティブ（動機づけ）を確保する必要があります。

これらの取組を進めるに当たっては、単独の主体の取組では限界があるため、各主体が相互に連携して活動を行う「協働取組」が求められます。

【取り組むべき施策分野】

（１）就学前の子どもや高齢者も含めた ESD・環境学習の推進

- ・引き続き、環境ミュージアム、エコタウンセンター等の環境学習施設や平尾台、山田緑地、到津の森公園等の自然フィールド、いのちのたび博物館等の施設を生かした体験型プログラムや、教材等の環境学習プログラム、環境に係る学習システムの充実を通じて、こどもの発達段階や地域特性に応じた環境保全活動・環境体験を推進します。
- ・市民センターにおける親子体験や啓発、市内企業による出前授業・見学受け入れなど、保育所・幼稚園・学校・大学、家庭、地域などの様々な機会や場で、環境教育・環境学習の場を提供します。併せて、環境首都検定を推進します。
- ・地域コミュニティにおける環境学習や環境活動を推進・支援する人財、環境コミュニティビジネスの創出や支援をする人財などの環境リーダーの環境人財データの集積を推進します。その際には国等のデータベースも活用します。
- ・SDGs を達成する観点からも、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、北九州 ESD 協議会を中心に推進します。その際、ESD 活動支援センターや地方 ESD 活動支援センターとの連携を強化していきます。さらに、消費者教育、食育、人権教育、防災教育等との連携強化を図ります。

（２）若者の横断的連携による市民環境力の更なる推進

- ・北九州まなびと ESD ステーションを拠点として、本市に所在する 10 大学と地域社会の連携強化を促進します。
- ・ユネスコスクールや国際会議等におけるイベントを通じて、県内・市内の高校・中学校・小学校の連携強化を進め、政策提言等を通じて考える力を養成します。
- ・こどもエコクラブについて、参加者数の増大と取組の発信力の強化を図ります。

（３）高度な環境人財育成のための基盤強化

- ・世界で通用する環境人財の育成・集積を図るため、北九州学術研究都市の大学・研

究機関や FAIS（公益財団法人北九州産業学術推進機構）、KITA（公益財団法人北九州国際技術協力協会）、北九州市環境産業推進会議、環境関連企業などと連携し、アジアなどの海外からの人材を含む、次の世代を支える専門家、研究者、環境起業家（アントレプレナー）の研究・教育を進めます。

- ・ 高度な環境教育を受けた環境人財のキャリア形成のための情報提供等の支援を行います。
- ・ 高度な環境教育を受けた環境人財が域内で活躍できるよう、地域の環境産業への就職支援、起業支援、マッチング強化を図ります。

基本施策③：市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

【現状・課題と今後の方向性】

本市は、従前から市民・事業者・行政が連携して環境保全活動を進めており、様々な環境情報が蓄積され、ネットワークづくりが進められています。また、「ていたん」などのマスコットキャラクターや「ていたんプレス」などの広報誌、「エコライフステージ」などのイベントを通じて、市民・事業者に対する情報提供を行い、市政評価においても、廃棄物・リサイクルや公害対応について、市民から高い評価を得ています。

一方で、依然として公害や開発行為等に対する苦情が市民や事業者から寄せられており、こうした声を踏まえて、客観的な基準や科学的なリスクを踏まえつつ、納得感や安心感を得られるよう、事業者や地域による自主的な改善措置や対話を促進する必要があります。

また、様々なメディアの発展の結果、事実でない情報や、過度に誇張された情報によって過剰な反応が引き起こされ、かえって環境リスクの増大を招かないよう、適切な情報発信・情報共有を進める必要があります。

【取り組むべき施策分野】

（１）環境リスク等に関する対話の推進

- ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などを巡って、有害性の程度（ハザード）と、人や生物へのばく露（摂取量）のレベルを考慮し、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性や程度（環境リスク＝有害性（ハザード）×ばく露量）について、関係者間の対話を促進します。
- ・ 地域における事業者・住民が定期的に対話する場の設置を促進し、お互いに知恵を出し合うことなどにより、共創型の環境取組を推進します。
- ・ 関係者による円滑なコミュニケーションを図る観点からも、市も啓発や相互理解のための実地測定などを柔軟に行うとともに、迅速な現場対応を行います。
- ・ 学会やシンポジウムの積極的な誘致や開催を通じて、専門家と市民・事業者の対話を促進します。

（２）環境に関する適切な情報の提供と環境リテラシーの養成

- ・ 地域の環境特性や環境変化の把握を行うため、生活環境、自然環境、快適環境など

の環境情報の体系的な整備とネットワーク化を進め、信頼性のある環境情報が提供できるように収集・整備を進め、タイムリーに情報提供を行います。

- ・ていたんプレスや市政だよりをはじめとする様々な媒体を通じて、環境基準などの専門用語の定義や意味、環境問題に係る人や生物等への客観的な環境リスク情報について、積極的に情報提供を行います。

(3) 事業者による自主的な環境リスク対応の推進

- ・事業者の創意工夫を引き出し、事業リスクに繋がる環境リスク低減を図るため、協定や表彰、認定を通じて、事業者による自主的な環境取組や対話・情報公開等を推進します。

基本施策④：国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

【現状・課題と今後の方向性】

北九州市はこれまで、環境モデル都市・環境未来都市やグリーン成長都市として、国内外で高い評価を受けています。

こうした環境への取組は、快適な生活環境としての評価にも繋がっており、様々な調査において、北九州市は住みやすい都市としての高い評価を受けています。そうした評価は、市民の満足度・幸福感に繋がるのみならず、市外からの企業の誘致やU・Iターン就職者の増加、若年層の域外流出の歯止めにも繋がりが得るものと考えられます。

さらに、これまでも、アジア環境協力都市ネットワークや北九州イニシアティブ・ネットワークなどの都市間ネットワークを活用して、アジア地域の環境改善のために様々な活動を実施してきました。

世界的な人口増大や都市化の進展等により、世界の環境負荷が更に増大することが確実な状況となっており、大気汚染をはじめ、気候変動や資源循環問題などが、もはや国内の環境問題にとどまらず、相互に影響を与えあう今日、特に成長著しいアジア諸国において、協力して持続可能な開発を行うことが、本市にとっても不可欠となっています。その解決に向けて、これまでの公害克服の経験とノウハウと活用しながら、本市がリーダーシップを発揮する必要があります。

また、環境首都北九州の国際的な知名度を向上させることは、本市企業等の環境ブランドにも繋がり、本市及び本市内の事業者の国際展開にも貢献します。さらに、海外からの観光客の誘致や、環境意識の高い、あるいは新たな環境産業を創造しようとする国内外の企業や高度な環境人財を引き付けることにも繋がっていきます。

一方で、環境面での本市の高い評価が市外のみならず、市民においてすら十分に認知されていないという現状があります。さらに、環境国際協力がその場限りのもので終わったり、十分に本市のPRに繋がっていない面も指摘されています。そのため、環境面の取組を進めるだけでなく、そうした取組の成果を、SDGs といった国際的な共通言語の活用なども通じて、戦略的に国内外に発信できるような広報戦略やブランド力強化が必要です。

【取り組むべき施策分野】

（１）戦略的な環境国際協力の推進と国際的な環境ブランド力の強化

- ・ JICA（独立行政法人国際協力機構）や関係省庁など国内外の関係機関と協働して、調査や情報収集を行うとともに、SDGs などの本市ならではの取組をブランドとして積極的に発信していきます。
- ・ OECD（経済協力開発機構）が進めるグリーンシティ・プログラムのアジア展開や SDGs の取組と連携し、本市の環境面からの国際的な知名度を向上させるとともに、アジア地域におけるグリーン成長政策の普及を推進します。
- ・ 中国で発生する PM2.5（微小粒子状物質）等の大気汚染に対する国際協力及び調査研究を推進します。

（２）海外環境人財育成を通じた国際的なネットワーク形成

- ・ 途上国の技術者を対象とした受入研修を行うとともに、アジア地域を中心に経験豊かな技術者を派遣し、同地域での「持続可能な開発」に貢献しつつ本市と現地とのネットワークを構築します。
- ・ KITA（公益財団法人北九州国際技術協力協会）を中心に、市内事業者や大学等との連携のもと、国際研修プログラムを拡充し、より広域から研修員を受け入れ、本市からの環境技術輸出にあたってのキーパーソンを育成するなど、環境分野における実践的な環境人財育成の拠点づくりを進めます。
- ・ 研修生のアフターフォローや人財育成事業の成果の点検等によって、海外都市や研修生との一過性でない関係の構築を進めます。

（３）環境分野の国際会議・国内イベントの誘致・開催

- ・ 環境首都として、全庁一丸となって国内外の環境に係る会議やイベントを積極的に誘致し、環境政策に貢献するとともに、本市の認知度アップ、「国際 MICE 都市北九州」の実現に貢献します。
- ・ 北九州エコタウン、北九州次世代エネルギーパーク、響灘ビオトープ、平尾台、曽根干潟、ウォータープラザ、BONJONO（ボン・ジョーノ）など、本市の誇る環境関連地区を、会議参加者のプレ・ポストツアーや、国内外からの来訪者のテクニカルビジット先として活用し、「環境首都・北九州」の知名度向上や環境国際ビジネスの促進に繋がります。

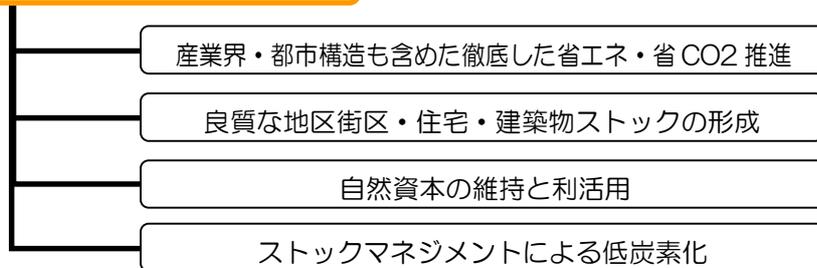
（４）アジアの技術首都ブランドの確立

- ・ 諸大学や企業との連携強化を進め、本市の有する技術面・政策面での強みを活かした学術研究都市や大学・企業での最先端の技術開発を促進するとともに、研修体制を強化し、国内外からの人財育成を図ります。
- ・ 本市の有する優れた技術研究成果をパッケージ化し、戦略的にアジアに発信していきます。

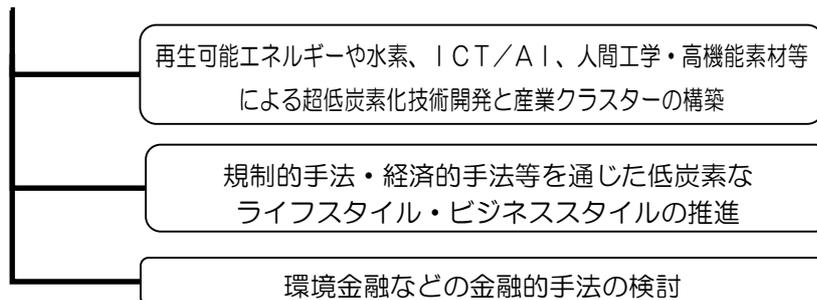
第2章 2050年の超低炭素社会と その先にある脱炭素社会の実現



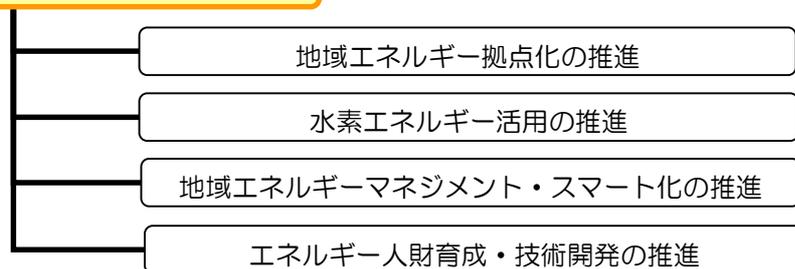
超低炭素社会を支えるストック型社会への転換



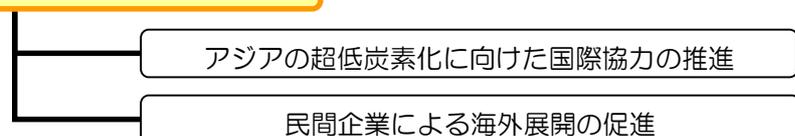
超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築



次世代エネルギー拠点の総合的な形成



アジア規模での超低炭素社会実現



地球温暖化・気候変動は、このまま放置すれば、生態系への影響といった環境影響のみならず、食料生産への悪影響、水不足、災害の増加、伝染病や暑熱ストレスの増大など、社会・経済に様々な悪影響を及ぼします。一方で、地球温暖化・気候変動への適切な対応は、こうした悪影響を避けるのみならず、新たな投資やビジネスチャンス、企業の生産性向上、災害などへの強靱性（レジリエンス）強化、健康増進、住みやすい家・まちづくりなど、社会・経済にも様々な好影響をもたらします。

パリ協定の締結を受け、全世界で、温度上昇を2℃よりも十分下方に保持し、更に1.5℃までに抑えるという、脱炭素社会実現に向けた目標が国際的に共有されました。既に我が国でも、2030年までに2013年度比で温室効果ガス26%削減、2050年までに80%削減を掲げた地球温暖化対策計画を策定しています。

こうした2050年80%削減や脱炭素社会を実現するためには、エネルギー消費量の削減とともに、エネルギーの低炭素化（化石燃料から非化石燃料への置き換え）、利用エネルギーの転換（電気に加えて、熱・水素・コージェネレーション等の利用）を進める必要があります。

本市では、環境モデル都市、環境未来都市及びグリーン成長都市として選定され、自治体における温暖化対策のトップランナーとなってきました。更に、本市で平成28年5月に開催されたG7北九州エネルギー大臣会合において取りまとめられた「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」の中でも、G7各国がパリ協定を履行するとともに、世界経済の脱炭素化を可能とするエネルギー・システムへの移行に向けての取組を加速することとされています。

一方で、本市は、市内温室効果ガス排出量のうち約70%が産業部門からの排出量となっており、人口当たりの温室効果ガス排出量は決してトップランナーとは言えません。ただし、産業部門のエネルギー効率は改善されており、また、家庭部門では政令市の中で世帯当たりの排出量が最も少ない状況です。今後とも、産業界と協働した取組や市民向けの啓発活動等を展開していく必要があります。また、本市は、産業都市でありながら豊かな自然を有し、さらに、本市における太陽光日射はドイツのすべての都市やフランスの大半の都市を上回り、平均風速はドイツの多くの地域での風速と同程度にあります。こうした特色を踏まえながら、現在次世代エネルギー拠点の形成を進めています。

加えて、環境国際協力やJCM（二国間クレジット制度）事業を通じて、アジア規模での低炭素化への取組といった独自の取組も積極的に進めています。さらに、多くの製造業が立地する本市においては、製造プロセスの低炭素化のみならず、低炭素製品の生産・供給により、サプライチェーン全体で、本市のみならず我が国やアジア・世界の低炭素化に貢献するポテンシャルを有しています。

このような状況を踏まえ、今後、環境面からの交通と土地利用計画の統合や、経済社会・技術・ライフスタイルのイノベーション、環境国際貢献やサプライチェーン全体でのCO2削減を通じて、本市の北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市計画（平成28年8月策定）に掲げられた2030年目標（2005年度比で30%削減）・2050年目標（2005年度比で50%削減及びアジア地域で150%削減）を達成します。さらに、5年後ごとの実行計画等の見直しにおいて、これらの取組の強化や目標の上乗せをしていくことで、国の長期目標（2050年80%削減）を実現した「超低炭素社会」を実現します。その上で、その先にある、「温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源によ

る除去量との均衡を達成し、人為的な排出量を実質的にゼロにする」社会である「脱炭素社会」の実現を図ります。

（政策指標）

- ・ 市域の CO2 排出量
- ・ 市域のエネルギー消費量
- ・ 市域の再生可能エネルギー等導入量
- ・ アジア地域での CO2 排出削減量

（関連 SDGs とターゲット）

○Goal3	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
Target3.6	道路交通事故による死傷者を半減させる。
○Goal7	全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを保障する
Target7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
Target7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
○Goal8	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する
Target8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
Target8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
○Goal9	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
Target9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
Target9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
Target9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
○Goal11	都市と人間居住を包摂的で安全かつ持続可能なものにする
Target11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
Target11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が

	容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
○Goal13	気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
Target13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
Target13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
○Goal15	陸域生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める
Target15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
Target15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
Target15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
Target15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
○Goal17	実施手段と持続可能な開発への地球規模のパートナーシップを強化する
Target17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
Target17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
Target17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
Target17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

基本施策①：超低炭素社会を支えるストック型社会への転換

【現状・課題と今後の方向性】

地球温暖化への解決に当たっては、都市構造、土地利用、交通システム、エネルギーシステム、ビジネススタイル・ライフスタイルなど、社会を構成するあらゆる要素について、温室効果ガスを大幅に削減するための取組が必要となります。

本市では、環境モデル都市・環境未来都市として、従前から2030年（2005年度比の排出量30%削減）及び2050年（2005年度比の排出量50%減）までの削減目標を掲げ、取組を進めてきました。

一方で、今後の現行目標達成や、超低炭素社会・脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスを大幅に削減するためには、機器の省エネ化、企業や家庭での低炭素化行動といった点的・フロー的な視点からの取組に加え、都市構造・土地利用や建築物、交通、まちづくりといった、面的・ストック的な視点からの取組を進めていく必要があります。こうした面的・ストック的な取組は、様々な社会・経済問題の解決に資することにもなります。例えば、コンパクトシティ化や公共交通機関の利用を推進することは、家庭部門・業務部門や運輸部門のエネルギー消費の抑制に繋がるのみならず、自動車利用の削減による大気汚染の削減、交通事故の減少、インフラの縮減による行政コストの削減、徒歩や自転車などでの外出の促進による健康増大等に繋がります。さらに、住宅・建築物の低炭素化は、断熱性の向上や自立・分散型電源の導入に繋がり、ヒートショックの緩和や防災性の向上に繋がります。

この際、本市の特徴を活かした取組も必要となります。具体的には、本市で大きなウエイトを占める産業部門の低炭素化、すなわち、製品が製造される際の低炭素化、その製品が使用される際の低炭素化、低炭素な製品・サービスを提供する産業の育成を図ります。また、本市の豊かな自然資本を活用した取組を進めていきます。

【取り組むべき施策分野】

(1) 産業界・都市構造も含めた徹底した省エネ・省CO2推進

- ・工場から生み出されるエネルギーのまちなかでの利用など、工場と街の連携を推進するとともに、低炭素製品の低炭素な製造プロセスを通じた市内外でのCO2排出削減等を通じて、産業都市としての強みを活かした低炭素化を推進します。
- ・スマートグリッドやエネルギーマネジメント、シェアリングなど、低炭素化に貢献するソフト産業・サービス産業の育成を推進します。
- ・便利で暮らしやすく、環境負荷の小さい都市構造の形成に向けて、まちなかを重視した土地利用の誘導や都市機能の集約・適正配置などを通じて、コンパクトなまちづくりを推進します。
- ・超高齢社会における「市民の足」の確保、地球環境にやさしい交通手段の利用促進、利用しやすく安心して快適な交通体系の構築を基本方針とした環境首都総合交通戦略に沿って、交通結節機能の強化や幹線バス路線の高機能化など公共交通の利便性向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントの実施やバリアフリー化を推進することで、公共交通利用を促進します。
- ・地区・街区レベルにおいて、余剰熱や副生水素なども活用したエネルギーマネジメントや公共交通利用を含む低炭素に係る面的な技術・システムを総合的に導入します。
- ・港湾の利便性向上等による海上輸送などのモーダルシフトを推進します。

(2) 良質な地区街区・住宅・建築物ストックの形成

- ・住宅の断熱化や太陽光発電、高効率設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）の推進、北九州市建築物総合環境性能評価制度（CASBEE 北九州）の取得等を通じ、地区街区・住宅・建築物の低炭素化

と快適性（QOL）を同時に促進します。

- ・市営住宅やその他市有建築物、地域拠点への太陽光発電や省エネ設備等の設置、長寿命化を進めることで、低炭素化及び防災性の向上を図ります。

（３）自然資本の維持と利活用

- ・都市部や拠点において都市構造や生物多様性・快適性等を踏まえた戦略的な緑化施策に取り組み、低炭素化とヒートアイランド対策、快適なまちづくりを推進します。
- ・市内の森林の適正管理及び放置竹林の伐採を官民協働の下に強化し、森林整備によるCO2吸収量増大と、民間活力の導入を念頭に置いた間伐材や竹材の資源化やバイオマスエネルギー利用による低炭素化を図ります。
- ・自然公園区域内の優れた自然景観を保護するとともに、遊歩道の適切な管理に努め、市街地を取りまくパノラマの緑の保全と活用を図ります。

（４）ストックマネジメントによる低炭素化

- ・計画的・効率的な維持管理・補修を通じて橋梁や上下水道施設などの長寿命化を推進します。
- ・市のストックマネジメント計画において廃止される施設のリノベーションを通じた有効利用を図るとともに、老朽化した施設の集約・廃止を進めます。
- ・大規模施設の建設など、いったん整備されると長期間にわたって環境にその影響が続くストックについては、ロックイン（環境影響の高止まり・固定化）を回避するため、その長期的な影響を事前に吟味するとともに、環境保全協定等を通じて継続的な低炭素化などを求めています。

基本施策②：超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

【現状・課題と今後の方向性】

本市は、100年を超える「ものづくりのまち」として発展し、我が国の産業界をリードしてきた高度な技術と卓越した技能、そしてこれらを継承する人材を有しています。これらを基盤として、これまで、環境保全・エネルギー関連技術等の開発を進めてきました。

一方で、世界全体で、今後温度上昇を2度から十分に低い値に抑え、1.5度以内に抑えるよう努力し、今世紀後半に人為的な排出量と吸収量のバランスの達成を目指し、我が国においても、2050年80%削減という超低炭素社会やその先にある脱炭素社会を実現するためには、これまでの技術中心のイノベーションに加えて、経済社会システム、ライフスタイルを含めた社会構造全体を新しく作り直すような破壊的なイノベーションが不可欠となっています。

技術イノベーションにおいては、本市においてこれまで展開されてきたクリーナープロダクションといったプロセス・イノベーションに加えて、プロダクト・イノベーションを後押しし、新しい環境産業を生み出すことで、環境価値をてことした経済性の高い付加価値化を図っていく必要があります。加えて、AIやICTを活用したプロセス・イノベーションも強化

していく必要があります。さらに、社会システムやライフスタイルにおいて、環境配慮が内部化されたイノベーションを促すために、温室効果ガスの排出キャップを踏まえた規制的手法や経済的手法の導入、認証・ラベリング制度、情報開示、環境金融、研究開発などの取組を進めていく必要があります。

【取り組むべき施策分野】

(1) 再生可能エネルギーや水素、ICT/AI、人間工学・高機能素材等による超低炭素化技術開発と産業クラスターの構築

- ・再生可能エネルギーの不安定性に対応するための蓄電技術や、新材料・環境エレクトロニクス等を活用した再エネ・省エネ技術等の開発の支援を進めます。
- ・水素利用のサプライチェーン全体の効率化を図るための、水素製造、貯蔵、運搬、利用の各段階における技術開発の支援を進めます。
- ・ICTやAIを活用した需給予測・エネルギーマネジメント等を通じた省エネ化を促進します。
- ・低炭素化に向けた人の行動変容を促す人間工学の活用支援を進めます。
- ・素材産業が集積し、環境エレクトロニクスの研究を進めてきた本市の強みを活かし、低炭素な高機能素材開発の支援を進めます。
- ・上記の技術開発を促進するため、北九州学術研究都市や、北九州市立大学、九州工業大学などの市内の大学などの知的基盤を活かし、FAIS（公益財団法人北九州産業学術推進機構）などと密接に連携して、外部資金の活用を含めた支援を行います。
- ・上記の技術開発の実証・社会実装を支援するとともに、大学や企業等と連携し、地元事業者への技術移転を促進し、産業クラスターの構築につなげていきます。

(2) 規制的手法・経済的手法等を通じた低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進

- ・本市の公害克服の過程で培われた市民・事業者・行政等のパートナーシップや人間本位の価値観、ものづくりへのプライド等を踏まえて、本市ならではのありべきライフスタイル・ビジネススタイルの検討を進めます。
- ・「省エネ法」に基づく事業者の取組や経団連低炭素社会実行計画を踏まえ、市内事業者の取組を評価し、取組を促していきます。
- ・ていたんポイントやていたんコンテストなどのインセンティブ（動機づけ）制度の推進・拡大により、市民の低炭素活動の促進を図ります。
- ・カーボン・プライシングや排出量取引制度といった経済的手法について、国の動向を注視しつつ、市の産業や経済への影響を考慮し、検討を進めます。
- ・地球温暖化対策実行計画を踏まえ、市役所における2050年65%削減を目指し、省エネ・省資源の率先実行を進めます。

(3) 環境金融などの金融的手法の検討

- ・グリーンファンド・グリーンボンドなどの環境金融手法の導入について、国の動向

を踏まえながら検討を進めます。

- ・環境保全のために投入したコストとその効果を示した環境会計を推進します。

基本施策③：次世代エネルギー拠点の総合的な形成

【現状・課題と今後の方向性】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原子力発電の事故は、従来のエネルギーシステムの脆弱性と、エネルギー多消費型のビジネススタイル・ライフスタイルの見直し、地域における自立・分散型エネルギーの重要性を認識する重要な契機となりました。

風況の良さを活かした風力発電やメガソーラーなどの再生可能エネルギー、高効率火力発電の最先端技術、一次エネルギーの備蓄基地を有し、港湾施設等のインフラも整備されていることから、エネルギー拠点としての優位性を持っている本市において、地域でのエネルギーの供給量を増大させ、かつ、消費量を削減することは、地域の低炭素化に資するのみならず、地域経済の活性化、安全・安心の確保を実現する鍵となります。

これまで本市では、再生可能エネルギー等の積極導入を進め、次世代エネルギーパークの認定を受けるとともに、スマートグリッド等を活用したスマートコミュニティ実証事業等を通じて、スマート（賢く）に電力を利用するとともに、次世代交通システムやライフスタイルなど、まちづくりそのものの変革を目指した取組を進め、自立・分散型のエネルギーシステムの構築に取り組んできました。

一方で、エネルギー拠点の優位性を活かした民間発電事業者の集積と地域エネルギー会社による地域への電力供給や、水素エネルギーの利活用、北九州スマートコミュニティ創造事業で培ったエネルギーマネジメントの活用といった取組は道半ばです。今後もエネルギー消費量の削減とともに、エネルギーの低炭素化（化石燃料から非化石燃料への置き換え）、利用エネルギーの転換（電気に加えて、熱・水素・コージェネレーション等の利用）を進める必要があります。

これらの取組によって、再生可能エネルギー導入量のトップを目指します。

【取り組むべき施策分野】

（１）地域エネルギー拠点化の推進

- ・洋上風力発電や太陽光発電、バイオマス発電、高効率火力発電、小水力発電、廃棄物発電や熱利用などの導入促進を進め、再生可能エネルギーを中心とした多様なエネルギー システム資源 を持つ都市を目指します。
- ・多様な主体による発電所の設置、小規模バイオマス利用を推進します。
- ・市内事業者の消費エネルギーの見える化の取組、省エネ診断の推進、生産プロセスの改良、省エネ設備や新エネ設備の導入、エコアクション 21 の認証登録拡大などを促進します。
- ・響灘における大規模洋上風力発電所の設置や、風力発電等エネルギー関連の研究開発及び産業集積を進め、風力発電関連産業の総合拠点を構築します。
- ・再生可能エネルギー拡大に向けた地域間連系線の容量拡大を国や送電事業者に対し

て働きかけていきます。

(2) 水素エネルギー活用の推進

- ・響灘地区や東田地区などの拠点を活用し、再生可能エネルギー由来水素等の製造・貯蔵・輸送・使用のそれぞれの段階での技術開発・実証・社会実装を推進します。
- ・水素ステーションや燃料電池自動車（FCV）等の普及を推進するとともに、災害時のエネルギー確保に貢献します。

(3) 地域エネルギーマネジメント・スマート化の推進

- ・スマートコミュニティ創造事業のノウハウを活かした地域エネルギー会社（株式会社北九州パワー）の電力供給拡大やスマート化を推進します。
- ・新しいエネルギーマネジメント技術を活かした地域における複合的エネルギーマネジメントを推進します。
- ・複数事業者間による熱融通や廃熱利用を推進します。

(4) エネルギー人材育成・技術開発の推進

- ・研修や講座等による風力発電関連産業の集積やエネルギー事業を支える人材育成を進めます。
- ・大学や企業等と連携し、エネルギーに関する技術開発に向けた産学官のプラットフォームを構築します。併せて、エネルギー技術開発に対する支援を行います。

基本施策④：アジア規模での超低炭素社会実現

【現状・課題と今後の方向性】

本市では、これまで公害克服の経験やエコタウン事業などの実績を活かして、環境分野の国際協力を推進し、近年はアジア低炭素化センターを中核として、市内事業者が有する公害克服の技術、省資源・省エネルギーなどの環境関連技術や「北九州モデル」といったツールを活用して、アジア地域の環境保全と低炭素化に貢献してきました。

特にパリ協定において、世界規模での脱炭素社会の実現が求められ、また、SDGs（持続可能な開発目標）において、世界的に社会・経済・環境上の諸課題の統合的解決が求められる中、温室効果ガス削減コストが比較的安く、かつ、大気汚染やエネルギー問題等様々な環境や社会・経済上の問題を同時に解決しえるアジア規模での低炭素化の取組の重要性が増しています。

そのため、現行の「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」においても、本市独自の取組として、アジア地域の諸都市との都市間環境外交や市内企業等による国際貢献を通じたアジア地域におけるCO₂削減率目標を掲げています。こうした取組を今後更に強化していくことで、アジア規模・世界規模でのCO₂削減を進め、本市における超低炭素社会実現を図ります。

一方で、アジア規模での低炭素化への取組については、本市の低炭素化効果へのカウント、

本市の地方創生、本市のブランド力の向上等に繋がるよう、戦略的に展開していく必要があります。

【取り組むべき施策分野】

(1) アジアの超低炭素化に向けた国際協力の推進

- ・ 公害克服の過程で培った経験やノウハウを生かして、KITA（公益財団法人北九州国際技術協力協会）や IGES（公益財団法人地球環境戦略研究機関）北九州アーバンセンター等の関係機関や市内企業と連携し、アジア諸都市のニーズや実態に即した効果的な省エネ・リサイクル事業を展開することにより、アジア諸国の低炭素化や環境改善等に貢献します。
- ・ 市内事業者のセクター別の省資源・省エネルギーなどの環境関連技術を世界に発信し、世界的な省エネ・省CO₂化を促進します。
- ・ アジア地域へ低炭素化技術を輸出することで削減された温室効果ガスの定量化手法（K-MRV）の確立を図ります。

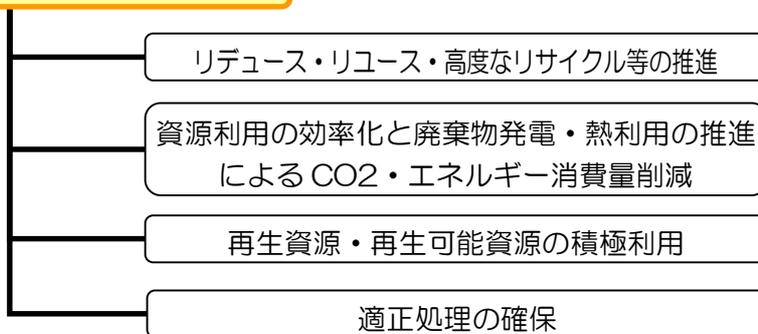
(2) 民間企業による海外展開の促進

- ・ アジア低炭素化センターが中核となり、市内事業者の公害克服の技術、省資源・省エネルギー・再生可能エネルギーなどの環境関連技術や社会システムを相手のニーズに合わせ、「北九州モデル」をツールとしたオーダーメイドでパッケージ化し、国際展開を図ります。
- ・ 国等と連携し、JCM（二国間クレジット制度）事業などを活用して、これまで築いてきたアジア諸都市とのネットワークを活用しながら、アジア地域の環境保全と低炭素化に貢献するとともに、事業者の環境技術の輸出を支援します。

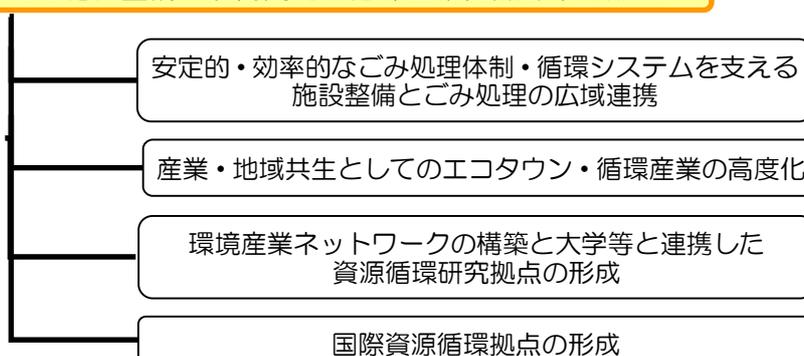
第3章 世界をリードする循環システムの構築



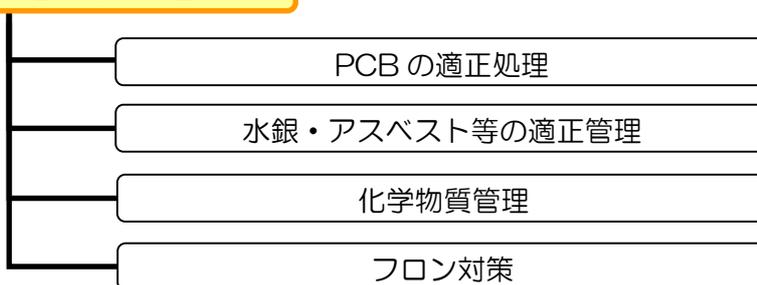
3R プラスの推進と資源効率性向上



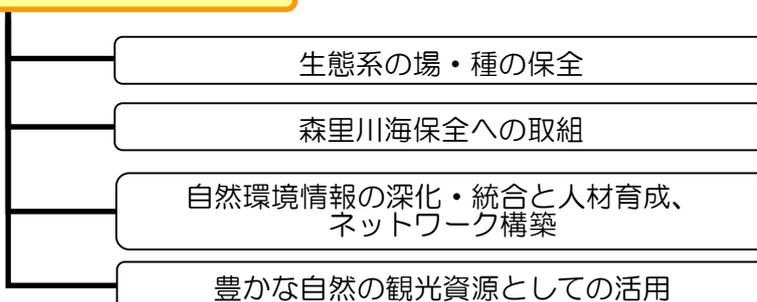
循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成



化学物質や有害物質の適正処理・適正管理



生物多様性の確保による自然循環



環境政策は、大気環境、水環境、土壌環境、生態系等が織りなす自然界の健全な形での物質の循環（炭素循環等を含む）を維持することを目標としています。

その中でも、経済社会システムにおける活動の中核であるモノの採掘、生産、流通、消費、廃棄という一連の過程における健全な物質循環を通じて、自然の循環に与える悪影響を最小限とし、健全な自然の循環を維持するという、「二つの循環の調和」を達成することが必要となります。こうした循環システムを維持することは、資源・3R（リデュース・リユース・リサイクル）対策、自然環境保全対策に留まらず、地球温暖化対策・有害物質対策・水・大気・土壌汚染対策などが幅広く包含されます。

国連環境計画（UNEP）における国際資源パネル（IRP）では、2016年5月の政策決定者向けの報告書概要において、「環境保護と開発を両立させる持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには、資源効率性の大幅な増加が不可欠であること」「気候変動目標をコスト効率良く達成するには、資源効率性の向上が不可欠であること」「資源効率性は経済成長と雇用創出の促進に貢献し得ること」などを指摘しています。

さらに、同時期に我が国で開催されたG7の環境大臣会合では、資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョンとして、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することを共通目標としました。この際、ライフサイクルアプローチや持続可能な開発の環境、経済、社会的側面を考慮しつつ、資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合し、促進することとされています。

本市はこれまで、エコタウンをはじめとして、3Rの推進と循環産業の育成、国際的な資源循環拠点の形成を目指すとともに、ごみ有料化や分別の徹底等を通じて、市民生活における3R推進を進めてきました。今後も引き続き、こうした取組を進めるとともに、モノの廃棄段階だけでなく、モノのライフサイクル全体に着目した3Rプラス施策を実施し、持続可能な生産や調達、質の高い再生材や再生可能資源の提供、有害物質の適正管理・処理なども合わせて進めることにより、モノのライフサイクル全体における種々の環境負荷を低減しつつ、ものづくりをはじめとする本市の産業の生産性や効率性向上、社会的課題の同時解決を図っていく必要があります。

また、三方を海に囲まれ、市域の約4割が森林である本市は、希少生物の宝庫“曾根干潟”や日本屈指のカルス台地“平尾台”が身近な場所に広がるなど、産業都市でありながら、多様な生き物の種やそれらを育む場に恵まれています。そうした自然を活かしつつ、地元野菜や魚介類などの豊かな生態系サービスも享受してきました。こうした自然資源や生態系の価値を改めて評価し、その維持・増大を図るための取組強化を図っていくことが求められています。

こうした取組を有機的に進めていくことにより、世界のモデルとなり得る、経済社会の物質循環と自然の循環が調和した循環システムの構築を図っていきます。

（政策指標）

- ・ 市民1人一日あたりの家庭ごみ量
- ・ リサイクル率
- ・ 産業廃棄物最終処分率

・自然公園面積

(関連 SDGs とターゲット)

○Goal2	飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業を推進する
Target2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
Target2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
○Goal3	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
Target3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
○Goal6	全ての人に持続可能な水の使用と衛生を保障する
Target6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
Target6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
○Goal8	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する
Target8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
Target8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
Target8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
Target8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
○Goal9	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
Target9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
Target9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
○Goal11	都市と人間居住を包括的で安全かつ持続可能なものにする
Target11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことに

	よるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
○Goal12	生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する
Target12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
Target12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
Target12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
Target12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
○Goal13	気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
Target13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
○Goal14	海、大洋と海洋資源を保全し、持続可能な利用を促進する
Target14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
Target14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
○Goal15	陸域生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める
Target15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
Target15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
Target15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。
Target15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
Target15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
Target15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
○Goal17	実施手段と持続可能な開発への地球規模のパートナーシップを強化する
Target17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に

	配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
Target17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
Target17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
Target17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

基本施策①：3Rプラスの推進と資源効率性向上

【現状・課題と今後の方向性】

多湿であり、国土が狭隘な我が国において、ごみの衛生的処理からスタートした廃棄物行政は、不法投棄や不適正処理、最終処分場のひっ迫に対応するため、次第にごみの減量化やリサイクル、いわゆる3R（リデュース・リユース・リサイクル）や熱回収・適正処理にシフトしていきました。国においては、資源生産性・循環利用率・最終処分量の三大指標を設け、循環型社会の形成を進めています。

本市においても、日本初のエコタウンの設置をはじめとして、全国に先駆け一般廃棄物の有料化や分別の徹底等を通じて、産業界及び市民生活における3Rの推進を進め、その結果、一般廃棄物の減量化やリサイクル率の向上が図られてきました。

一方で、一般廃棄物のリサイクル率は近年横ばい傾向にあり、事業系の一般廃棄物は増加傾向にあります。全国的に見ても本市の産業廃棄物のリサイクル率は高い水準とは言えず、また、最終処分率は高くなっている状況です。

また、廃棄物・リサイクル政策も、これまでの出口（廃棄）段階での適正処理・リサイクルという限られた領域から、拡大生産者責任（EPR）や環境配慮設計（DfE）といった観点から、モノのライフサイクル全体（採掘・製造・運搬・販売・消費・使用・廃棄・再生）に着目し、各段階で様々な環境負荷を生ずる資源の利用について、その使用を抑制し、あるいはその過程で環境負荷を可能な限り生じさせないことによって、資源採掘や最終処分に伴う自然破壊、CO₂や有害物質の自然界への放出といった環境負荷を低減することが求められています。

加えて、地球規模で人口増加や経済成長が進み、今後、資源がひっ迫していくことが懸念されます。そのため、資源の持続的利用や持続的な経済社会活動の確保という観点からも、資源の効率的利用が強く求められています。さらに、パリ協定に基づく炭素排出量の制限を踏まえると、中長期的に、化石燃料をはじめとして、埋蔵資源が存在する場合であっても、CO₂や他の環境負荷の観点から、その使用が制限される可能性も想定されます。

こうした状況を踏まえ、これまでの廃棄物・リサイクル政策の経験に加え、「ものづくりのまち」として発展してきた本市の技術や人財等を活かし、本市の廃棄物政策をモノのライフサイクル全体へと拡大する必要があります。そのためには、リデュース・リユース・リサイ

クルの 3R に加えて、リニューアブル（有機性の資源などの再生可能資源の利用）・リペア（修理）・リビルド・リマニュファクチャリング（再製造）などの様々な「RE」を、資源効率性（RE）を向上させる 3R プラスとして推進します。

これらの取組によって、我が国の政令指定都市の中で、一般廃棄物のリサイクル率のトップを目指します。

また、このような資源効率性の向上は、パリ協定に基づく気候変動目標を効率良く達成するために不可欠であり、G7での北九州イニシアティブにおいても、エネルギー効率と資源効率の強い相互関係性と同時に改善することの重要性が強調されています。また、有機系資源をはじめとする再生可能資源の利用を進めることは、資源効率性の向上に資するのみならず、適度な間伐や里地里山の保全に繋がり、生物多様性にも貢献します。加えて、食品ロスの削減などのためのサプライチェーンの効率化や有機系の循環資源の有効利用は、持続可能な農業などに貢献するなど、SDGsに掲げた様々なゴールの達成に貢献します。

【取り組むべき施策分野】

（１）リデュース・リユース・高度なリサイクル等の推進

- ・家庭や事業所からの食品ロス・生ごみ・レジ袋削減やごみ全体の減量化のため、市民向け講座やキャンペーン、学校教育との連携強化、経済的インセンティブ（動機づけ）等の活用を進めます。
- ・フードチェーン全体での食品ロス削減を進めるため、フードチェーンに関わる主体間で課題や対策についての相互理解を深めていきます。
- ・フリーマーケットやリユースショップに対する情報提供、リユース品の回収・販売、リユース品の利用促進等を図ります。
- ・家庭からのプラスチック製容器包装、生ごみ、小型家電や古紙・古着等のリサイクルのための分別徹底やコンポスト化等について、市民向けの講座や普及啓発、町内会等の市民団体による資源回収活動を支援します。また、食品廃棄物等更なるリサイクル推進のための検討を行います。
- ・再使用又は再生利用に関する計画書制度等を通じて、事業者の 3R を推進します。
- ・食品ロスを含む食品廃棄物等について、事業者の協力を得て、減量化やフードバンクでの有効利用を促進します。
- ・産業廃棄物の排出事業者に対して、3R 推進における主導的な役割を果たすために、分別の徹底や適正な費用負担等について指導・監督するとともに、規制的・経済的インセンティブの導入を検討します。
- ・産業廃棄物処理業界等と連携し、技術開発や人財確保、人財育成の推進を図ります。
- ・太陽光パネルやリチウムイオンバッテリー、CFRP（Carbon Fiber Reinforced Plastics：炭素繊維強化プラスチック）、焼却灰といった、レアメタル・ペースメタルなどの有用資源を含みながら再資源化が困難であったり、有害金属等が含まれている循環資源の再資源化を進めるための技術開発やスキームの構築を進めます。

（２）資源利用の効率化と廃棄物発電・熱利用の推進によるCO2・エネルギー消費量削減

減

- ・収集運搬・処分・再資源化などの廃棄物処理プロセスにおける低炭素化を進めるとともに、再生資源の質・量の増大を通じて、バージン材料と比較した場合の製造工程における省CO2にも貢献します。
- ・プラスチック製容器包装などの分別の徹底や、食品廃棄物の減量化・再資源化等を通じて、焼却量の削減を進めます。
- ・焼却せざるを得ない廃棄物については、可能な限り高効率の廃棄物発電や地域での熱利用を推進します。

(3) 再生資源・再生可能資源の積極利用

- ・再生資源を原材料の全部または一部に使用して製造・加工がなされた建設リサイクル資材について、市が認定することで利用促進を図ります。
- ・食品廃棄物由来の堆肥等について、利用するインセンティブの導入や食品リサイクルループの推進を通じて、地産地消を推進します。
- ・再生資源や再生可能資源の積極利用に対するガイドライン等の検討や、表彰や普及啓発を進めます。
- ・市内森林の適正管理、放置竹林伐採及び樹木剪定に伴う未利用バイオマスや、生ごみ・廃食用油・剪定枝・建設廃材・下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについての資源利用やエネルギー利用を進め、低炭素化及び自然共生に貢献します。

(4) 適正処理の確保

- ・市民・事業者に対して、ごみ出しルールの徹底などの普及啓発を推進します。
- ・ごみ発生量や人口分布などに応じて、収集体制の機動的な見直しを図ることを通じ、ごみ処理事業の効率化に努めるとともに、地域の要望などに柔軟に応じ、きめ細やかな支援を行います。
- ・核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じ、ごみ収集業務の進め方等の市民サービスについて、維持・向上を図ります。
- ・まち美化に関する条例に基づく取組や啓発事業を推進します。
- ・中小の排出事業者に対して、委託契約やマニフェスト等の規制についてのきめ細やかなサポート体制を検討します。
- ・不法投棄防止監視カメラの計画的・効率的設置やパトロール等を通じ、引き続き不法投棄・不適正処理の未然防止・早期発見に努め、特に悪質な事案については、警察と連携して厳正に対処します。
- ・雑品スクラップ輸出等、適正な資源循環を阻害し、火災や崩落など生活環境保全上の支障を引き起こす可能性のある脱法・違法行為について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正も踏まえ、適正な規制を行います。
- ・海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、市民への注意喚起を行います。また、海外起因の漂着廃棄物も多く見られることから、県や国と連携して国際協力を推進します。

- ・小型合併処理浄化槽設置整備事業を引き続き推進し、下水道処理区域外における浄化槽の整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

基本施策② 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

【現状・課題と今後の方向性】

本市は、ものづくりの幅広い裾野を支える産業技術の集積をもとに、ゼロ・エミッションを目指し、エコタウン事業など循環型社会の構築を図る先駆的な取組を進めてきました。その結果、リサイクル産業の集積においては、本市エコタウンは全国でもトップクラスであり、海外、特にアジア地域の国々からも大きな関心が寄せられています。

あわせて、一般廃棄物等の適正な処理を確保するため、焼却施設や最終処分場の計画的な整備を進め、一般廃棄物の広域的な受入れを行うなど、地域の廃棄物の適正処理に貢献してきました。

一方で、資源効率性の向上は、気候変動のみならず、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合・促進し得るものであり、こうした対応のために必要となる廃棄物処理施設や資源循環施設の整備を引き続き進める必要があります。

また、産業構造の変化や、リデュースの進展等により、循環資源の発生量が減少する中、循環産業の育成を図っていくためには、循環資源の高度な再資源化技術の開発やその技術を活かした事業化に対する支援を行うとともに、国内外からの循環資源の確保を戦略的に進めていく必要があります。

あわせて、エコタウンに代表される地域の多様な主体間の連携（産業・地域共生 Industrial Local Symbiosis）に基づき、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進するとともに、地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割に着目し、地域での資源循環を促進し、我が国および世界におけるエコタウンを牽引します。

【取り組むべき施策分野】

（１）安定的・効率的なごみ処理体制・循環システムを支える施設整備とごみ処理の広域連携

- ・ごみ処理施設について、ストックマネジメントの手法を導入し、財政負担を抑制しつつ処理能力等の維持・向上及び防災性の向上を図ります。廃棄物処分場については、最後の受け皿として、ごみの減量化・資源化の推進等により既存施設の延命化を図るとともに、快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくため、港湾計画との連携を図った新たな施設整備を進めます。
- ・廃棄物発電などを通じて地域にエネルギー供給を行うとともに、災害時の防災拠点としての機能を果たします。
- ・今後も「連携中枢都市圏構想」における北九州都市圏域の中核都市として、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、引き続き一般廃棄物の広域的な受入

れを行います。併せて、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについても、積極的に推進し、災害廃棄物の処理に関し、周辺市町村等と相互協力協定の締結を進めます。

(2) 産業・地域共生としてのエコタウン・循環産業の高度化

- ・これまでのエコタウン事業の実績や九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ(K-RIP)等を生かし、太陽光パネルやリチウムイオンバッテリー、CFRP(炭素繊維強化プラスチック)、焼却灰など、エコタウン企業の高度な再資源化技術や新たな事業展開への支援を行い、都市鉱山の確保や都市型バイオマスの活用、処理困難物の無害化・リサイクルなどの分野において新たな産業を創出します。
- ・産業廃棄物処理業者の優良化や育成を通じて、3Rや地域経済の活性化を図るために、本市独自の認定制度や経済的インセンティブの導入、技術的・財政的支援を検討します。

(3) 環境産業ネットワークの構築と大学等と連携した資源循環研究拠点の形成

- ・北九州市環境産業推進会議を中心とした環境産業ネットワークの強化を図るとともに、北九州学術研究都市との連携や、エコタウン実証研究エリアの活用、市からの助成事業等により、廃棄物処理やリサイクル、廃棄物系バイオマス等に関する技術開発の支援を行います。
- ・本市の強みであるものづくり基盤技術を活かし、長寿命・高耐久性・軽量化など環境に配慮した高度な部材開発の支援を進めます。

(4) 国際資源循環拠点の形成

- ・廃電気電子機器など、途上国においてリサイクルが難しく、重金属などの環境影響をもたらす循環資源について、本市企業が有するリサイクルシステムを海外に展開します。その際、本市に輸入される廃棄物・燃料の内容や輸送状況などを把握するシステムを構築することで、安全性を確保します。
- ・雑品スクラップなど、貴重な資源を含みながら海外に流出している循環資源について、適正な管理・監督を通じて国内循環を推進します。
- ・アジア低炭素化センターが中核となり、市内事業者の公害克服の技術、省資源・省エネルギー・再生可能エネルギーなどの環境関連技術や社会システムを相手のニーズに合わせ、「北九州モデル」をツールとしたオーダーメイドでパッケージ化し、国際展開を図ります。(再掲)

基本施策③：化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

【現状・課題と今後の方向性】

人体や環境に有害な化学物質や有害物質は、かつて、カネミ油症などの深刻な健康被害を引き起こしました。こうした経験を踏まえ、今日においては、様々な規制により、製造・使

用・廃棄段階といったライフサイクル全体での安全の確保が図られています。

一方で、PCB や水銀・アスベストなど、環境中に長く残存し、かつ、処理が十分に進んでいない化学物質・有害物質も数多く存在します。

化学物質・有害物質の環境リスクは、物質の有害性（ハザード）×暴露量（摂取量）で表されます。そのため、化学物質・有害物質が存在したとしても、適切に管理されその放出が一定量を超えることがなければ、人の健康や生態系に影響を与える可能性を低く抑えることができます。一方で、適切な管理がなされなくなると、環境リスクが増大していく可能性があります。

そうした中、PCB 廃棄物の処理によって生ずるリスクと長期間保管によるリスクを勘案し、本市では、環境首都として、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）による高濃度 PCB 廃棄物処理施設の立地を全国で初めて受け入れ、西日本全域にわたる高濃度 PCB 廃棄物の処理を行ってきました。安全かつ一日も早い処理が住民の願いであり、安全性の確保を大前提とした上で、迅速な処理を図る必要があります。

さらに、国際的にはストックホルム条約に基づく POPs（Persistent Organic Pollutants：残留性有機汚染物質）対象物質の増加や、水銀に関する水俣条約の発効、また、新たな問題としてのナノ材料やマイクロプラスチック、下水中に残存する医薬品など、様々な有害物質・化学物質に係る新たな課題への対応を図る必要があります。

また、東日本大震災や熊本地震においては、化学物質やアスベスト・PCB 廃棄物、フロンなどの漏洩・飛散等が問題となりました。本市においては、多くの工場が立地し、こうした有害物質の漏洩リスクが考えられることから、有事に備えた対応を図る必要があります。

【取り組むべき施策分野】

（１）PCBの適正処理

- ・国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画及び「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、計画的処理完了期限内に安全かつ早期に処理を完了させるため、国及びその地方支分部局と連携して、JESCO 北九州事業所に対する指導・監督を徹底するとともに、本市の掘り起こしの知見や経験を、関係自治体に水平展開するなどの取組が遅れている自治体への取組強化を促します。
- ・本市内の低濃度 PCB 廃棄物について、平成 30 年度中の全量把握、平成 33 年度中の全量処理を目標として取組を進めます。
- ・本市の PCB 処理の経験や知見を、今後の国内外の有害物質処理のために活用します。

（２）水銀・アスベスト等の適正管理

- ・水銀に関する水俣条約の発効に向けた水銀汚染防止法の制定に基づく、関連法令の改正を踏まえ、水銀に係る排出規制、水銀含有廃棄物の回収、廃水銀の適正処理を推進します。
- ・国のマニュアルに基づき、関係局と連携して平常時及び災害時のアスベスト含有建築物の適正な解体・撤去及び適正な処理を推進します。

(3) 化学物質管理

- ・事業者が自ら事業所周辺の化学物質の濃度レベルを予測し、安全性の評価を行う手引きを作成する等により、事業者による化学物質管理体制を推進します。
- ・市内の化学物質等の有害物質を広く把握し、災害時の対応をあらかじめ検討します。
- ・POPs 対象物質の追加を踏まえて、POPs を含む廃棄物の適正処理を行います。
- ・ナノ材料やマイクロプラスチック等新たな課題に対する情報収集や調査を進めます。

(4) フロン対策

- ・家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、適正なフロン回収・破壊がされるよう、事業者に対して監督強化を図るとともに、フロン類排出抑制法に基づく国・県の取組への協力を行います。

基本施策④：生物多様性の確保による自然循環

【現状・課題と今後の方向性】

食料、水、木材、燃料などの供給、気候調整や水の浄化、自然災害の防護、あるいはレクリエーションや精神的な恩恵など、自然が人類にとって果たす機能（生態系サービス）は計り知れず、こうした生態系サービスを今後も持続可能な形で利用していくために、生物多様性を将来に亘って保全していくことが不可欠です。

本市は、産業都市でありながら地域固有の生態系を有する曽根干潟や平尾台などの豊かな自然環境に恵まれており、これまでも「北九州市自然環境保全基本計画」や「第1次・第2次北九州市生物多様性戦略」を策定し、「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し、自然と共生するまち～」を基本理念として、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、新たな産業都市としての持続可能な発展が可能な都市づくりを目指してきました。

一方で、全国的には、「開発などの人間活動による危機」「自然に対する働きかけの縮小による危機」「人間により持ち込まれたものによる危機」「地球環境の変化による危機」といった生物多様性への4つの危機が指摘されています。

本市でも、新たな開発行為等による生態系の場や希少種が脅かされるケースが引き続き見られるとともに、里地里山の荒廃とそれに伴う鳥獣被害の深刻化、生態系のみならず市民の健康を脅かしかねない新たな外来種の侵入、気候変動による生態系への影響を踏まえた適応への対応など、新たな課題が次々と発生している状況です。

そのため、生態系サービスや生態系の場・種の保全、森里川海保全に向けた取組と、それを担う人財や自然環境データベースの構築などの取組を進めていく必要があります。

【取り組むべき施策分野】

(1) 生態系の場・種の保全

- ・環境アセスメント制度や自主的ガイドラインを通じて、開発行為による生態系の劣化を防ぐとともに、必要に応じてミティゲーション（代替措置）について検討します。

- ・関係機関と連携して、曾根干潟や平尾台、響灘地区での生態系情報の収集を進めるとともに、本市全体での生態系情報等を踏まえ、重点地域の設定やゾーニングなど、本市全体における生物多様性への悪影響を抑制するための方策を検討します。
- ・本市に生息する希少種について、動植物園や水族館・博物館など、民間を含む関係機関や地域住民・NPOと緊密に連携し、情報収集及び保全を図ります。
- ・自然環境情報についてのデータベース化を図った上で、本市の自然資本価値の評価についての情報収集を行います。

(2) 森里川海保全への取組

- ・在来の生態系や市民の健康にとっても脅威となり得るヒアリやツマアカスズメバチ等の特定外来生物や有害な種の侵入に対して適切に対処するため、民間を含む関係機関と緊密に連携し、防除計画の策定、水際対策や情報収集・駆除のための体制を構築します。
- ・水源の8割を市外に依存する本市として、水源地住民との相互理解や水源地の保全活動への協力を行います。
- ・水源涵養や防災の観点からも、木材や竹材をバイオマスエネルギーや資源などとして有効利用を図るため、森林所有者、森林組合やNPO等と協働して推進策を検討します。
- ・鳥獣保護法の改正を踏まえて、関係機関で連携したシカ・イノシシ等による鳥獣被害防止に向けた取組を強化します。
- ・本市の農地の保全、森林・林業・水産業の活性化や地産地消の推進を通じ、里地・里山・里海の保全を図ります。

(3) 自然環境情報の深化・統合と人材育成、ネットワーク構築

- ・響灘地区や曾根干潟、平尾台など、開発が見込まれるエリアや特筆すべき生態系を有する地域において生き物調査等の自然環境調査を行うなど、市内の生態系情報をメリハリを付けて把握します。また、市民や関係機関を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などで活用します。
- ・GIS (Geographic Information System: 地理情報システム) を用いて動植物分布情報などの自然環境情報を一元的・効率的に管理し、かつ、情報の散逸を防いだり、高度な解析や市民への公開を容易にするための「自然環境情報 GIS データベース」の構築を進めます。
- ・自然環境については多様な専門的知見が必要となることから、環境アセスメント対応や外来種・希少種対策のため、他自治体や関係機関、諸大学等と連携して、分野ごとの専門家とのネットワーク構築を進めます。
- ・響灘ビオトープ等を拠点とした市民による自然環境に係る人材育成を推進します。

(4) 豊かな自然の観光資源としての活用

- ・本市の有する自然資源を、他の観光資源と組み合わせるなどして集客力向上を図ら

れるよう、関係機関と連携して検討を進めます。

- ・北九州ならではの環境修学旅行やその誘致強化事業を推進します。
- ・環境学習にも繋がる自然環境講座や体験型エコツアーをはじめとするエコツーリズム・グリーンツーリズムを推進します。
- ・自然公園の利用について、国及び県と連携・協力して、各指定地域の保護・保全に努めます。

第4章 将来世代を考えた豊かなまちづくりと 環境・経済・社会の統合的向上



安全・安心でレジリエントなまちづくり

- 大気・水・土壌環境等の保全
- 適切なアセスメントと公害防止施策の推進
- 気候変動に対する適応への取組
- 環境防災力の強化

環境と社会にやさしい快適なまちづくり

- ストック資源を活用した景観の保全と
うるおいのある街並みの形成
- 高齢者・障害のある人等に優しい
コンパクトシティ・公共交通の推進
- セーフティネットの確保・コミュニティの活性化

環境産業育成と国際的なビジネスの推進

- 地域経済循環の推進と環境産業における
若年者・女性・高齢者の就職促進
- 持続可能な生産と消費の推進
- F A I Sや北九州市立大学等と連携した
環境技術開発・産業創出・生産性向上
- JCM等海外事業や国際協力を通じた環境産業の海外展開

SDGs 実現に向けた取組と環境ガバナンス

- SDGs 達成に向けたモデル都市化の推進
- SDGs 達成に向けた環境ガバナンスの強化

現在我が国は、かつて経験したことのない少子高齢化・人口減少社会に直面しており、経済成長の鈍化や医療・社会保障関係費の増大、コミュニティの衰退、自然資本の劣化、国際的なプレゼンスの低下、安全保障のリスク多様化など、様々な課題を抱えています。こうした課題は、特に若年層を中心とする人口減少・高齢化が著しい本市において顕著です。また、全国的な製造業の縮小の中でも、サービス業の拡大を通じて継続的な経済成長を実現してきましたが、全国レベルとの一人当たりの GDP の格差は広がっています。さらに、労働生産性（労働者一人当たり GDP）でも、OECD（経済協力開発機構）大都市圏の平均よりも低い状況となっています。

環境首都グランド・デザインに示された環境首都におけるゴールは、市民の将来世代にわたる「真の豊かさ」を実現することであり、「真の豊かさ」とは、「経済的・物質的な豊かさ」と「多様性、公平性、安心、希望や生きがい、優しさや誇りなど、精神的な豊かさ」の総体です。そのため、環境面からの取組を、本市における経済・社会課題や健康寿命の延伸・健康格差の縮小といった健康課題と結びつけ、統合的に解決していくことで、「真の豊かさ」と SDGs（持続可能な開発目標）を実現することが必要です。

まず、大気、水、騒音・振動、土壌などの身近な環境保全是、安心で快適な生活環境を確保する上での基本であり、環境政策の原点です。本市はかつての激甚な公害を克服し、大気及び水環境を劇的に改善しました。しかし、現在も光化学オキシダントや PM2.5（微小粒子状物質）といった課題を抱えています。また、エネルギーをはじめとする環境産業の立地促進と豊かな生態系の保全のバランスなど、環境政策にかかる新たなジレンマ・トリレンマを踏まえ、トータルでの環境保を進めていく必要があります。さらに、新たな観点として、気候変動による避けられない災害などへの対応（適応）や、災害時に大量発生が見込まれる災害廃棄物処理対策、災害に強い自立分散型エネルギーの導入促進等を一体的に進めていくことで、災害に強く、安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくりを実現することが求められています。

一方で、人口減少・高齢化が進む本市において、公共交通の利用促進やコンパクトシティ化、歴史的建造物等の保全など、都市構造の見直しと優良なストックの蓄積を進めることで、低炭素化や省資源化のみならず、高齢者や障害のある人等に優しい豊かなまちづくりにも貢献できます。また、フードバンクやリユースの促進などによって、福祉にも貢献していくことが必要です。

加えて、エネルギー産業や資源循環産業、自然資源の有効利用等を通じて、地域での経済振興や雇用創出に貢献するとともに、地元の環境産業による若年者や女性・高齢者の活躍を促していきます。併せて、本市が有する資産である産学連携を更に進めていくことで、新たなイノベーションや産業創出を進めていきます。

こうした取組をより実効的なものとするため、環境・経済・社会の統合、SDGs 実現のためのガバナンス強化や枠組みづくりを進め、世界の環境首都・環境面からの SDGs を、世界に先駆けて実現します。さらに、その経験や知見を、同じような課題を抱える他地域にも展開し、日本及び世界に貢献していきます。

（政策指標）

- ・ 大気質・水質の環境基準達成状況
- ・ 市内の環境産業の売上高
- ・ 環境産業の雇用者数
- ・ 都市の DID（Densely Inhabited District：人口集中地区）面積

(関連 SDGs とターゲット)

○Goal2	飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業を推進する
Target2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
Target2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
Target2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
○Goal3	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
Target3.6	道路交通事故による死傷者を半減させる。
Target3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
○Goal6	全ての人に持続可能な水の使用と衛生を保障する
Target6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
○Goal8	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する
Target8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
Target8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
○Goal9	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
Target9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
Target9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
○Goal11	都市と人間居住を包括的で安全かつ持続可能なものにする
Target11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

Target11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
Target11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
○Goal12	生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する
Target12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
Target12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
Target12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
Target12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
○Goal13	気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
Target13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
Target13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
○Goal14	海、大洋と海洋資源を保全し、持続可能な利用を促進する
Target14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
○Goal15	陸域生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める
Target15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
Target15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
Target15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に実行する。
Target15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
○Goal17	実施手段と持続可能な開発への地球規模のパートナーシップを強化する
Target17.7	開発途上国に対し、譲渡的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
Target17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の

	実施に対する国際的な支援を強化する。
Target17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
Target17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

基本施策①：安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり

【現状・課題と今後の方向性】

かつて本市は、工場や事業場から排出される有害物質により、大気汚染や水質汚濁など市民の健康に影響が及ぶような激甚な産業公害に見舞われました。その後、市民・事業者・行政によるパートナーシップの下、関連法令や公害防止施設の整備等により、こうした産業公害を克服し、その後も継続して環境改善に努めてきました。その結果、近年の主要都市の住みやすさランキングでは、環境面の評価を含め、本市は上位を占めています。

一方で、自動車や新幹線による騒音、地下水汚染など、いまだに一部の地域では環境基準の一部不適合が継続しています。また、建設・解体工事に伴う粉じんや騒音・振動、商業・サービス業における騒音や悪臭などの問題も見られます。さらに、光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）の問題など、地域の努力だけでは解決できない広域的な問題も未解決です。

また、近年はエネルギー産業などの新たな立地により、地域において新たな環境負荷が生じる懸念が生じています。一方で、こうした産業の誘致は、地球規模や全国規模での環境負荷を踏まえれば、環境首都を目指す本市において、適切な管理・監督を行い、持続的に発展させていく必要があります。

さらに、近年の課題として、温暖化に伴う激甚災害や健康被害の増大のおそれ、東日本大震災や熊本地震の際に顕在化したエネルギー供給や災害廃棄物への不安など、新たな観点からの市民の安全・安心を確保する必要が生じています。

そのため、工場・事業場に対して、法令等に基づくきめ細やかな監視・指導等を継続するとともに、商業・サービス業などを含む幅広い事業者に対して、CSR（企業の社会的責任）やGSI（社会的価値の創造）といった観点から、自主的な環境マネジメントを促していくとともに、本市の環境面からのソフト・ハード両面での強靱性を強化することにより、市民にとって安全・安心で強靱（レジリエント）なまちづくりを実現していきます。

【取り組むべき施策分野】

（１）大気・水・土壌環境等の保全

- ・大気汚染防止法等に基づき、工場・事業場に対する監視・指導や常時監視等を行い、環境基準の達成・維持を図ります。
- ・常時監視のモニタリング体制について、市の都市構造や産業構造の変化等を踏まえ、最適化・合理化のための見直しを行います。

- ・PM2.5（微小粒子状物質）に関しては、中国で発生する大気汚染に対する国際協力を進めるとともに、発生源解析など市域内の排出メカニズムの解明を進め、総合的な対策を検討・実施します。
- ・中小企業をはじめとした発生源への環境保全対策に関する技術指導などの支援を行います。
- ・水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、工場・事業場に対する監視・指導や公共用水域のモニタリングを行い、環境基準の達成・維持を図ります。
- ・土壌汚染対策法等に基づき、土壌汚染の未然防止と回復、及び健全な土壌環境の維持を図るとともに、同法の改正を踏まえ、人の健康へのリスクが想定されにくい工業専用地域等における土地の形質変更などの合理化を図り、ブラウンフィールド（汚染土壌地）が適正に利用・管理されるよう促します。
- ・騒音・振動について、科学的知見に基づき、発生源である自動車交通、新幹線鉄道、工場・事業場における対策を促すとともに、近隣騒音については対話及び普及促進を推進します。
- ・悪臭防止法に基づき、発生源である工場・事業場に対して、生産工程、作業過程等で発生する悪臭の防止対策に関する指導を徹底し、苦情の未然防止を図るとともに、近年、苦情の主な原因となっている都市型悪臭について、効果的な防止対策について検討します。
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等に基づき、実効性のある環境管理体制の整備等を進めていくため、公害防止に係るセミナーや表彰等の実施による事業者の意識・能力向上を図ります。

（２）適正なアセスメントと公害防止施策の推進

- ・設備増強や新規立地が、地域の環境基準の超過に繋がらないよう、施設が集積状況や面的な環境負荷を踏まえた環境アセスメントの審査及び公害防止協定の締結を行います。
- ・先行環境調査と戦略的適地抽出を進めるなどして、環境アセスメント手続きの充実化・合理化を図ります。
- ・いったん立地した施設が、その後数十年に亘って地域の環境に影響を与えることを踏まえ、設備増強やリプレース時に、各事業者におけるBAT（Best Available Technology）を促すとともに、継続的に施設や設備の改善、公害防止協定の改定等を求めます。
- ・公害防止条例について、最終改正から約20年経過していることから、今日の環境問題に合理的に対応できるよう、その評価を行った上で、必要に応じて見直しの検討を行います。

（３）気候変動に対する適応への取組

- ・国及び地方支分部局が主導する地域適応コンソーシアムと連携しながら、市内での気候変動に伴う影響を予測するためのシミュレーションを行い、シミュレーション

に基づき、適応への取組に係る各種計画の見直しを行います。

- ・ 農業や水産業への影響を踏まえ、関係局で連携して資源確保等を図っていきます。
- ・ 水環境や水資源、自然生態系への影響を踏まえ、関係局で連携してモニタリングの強化や水資源・生態系維持のための取組を行います。
- ・ 温度上昇による熱中症や熱ストレスの発生、感染症リスクの増大を踏まえ、関係局で連携して、市民の健康を守るための取組を行います。

(4) 環境防災力の強化

- ・ 家庭・事業所や焼却施設・市有施設などの防災拠点において、太陽光発電や蓄電池、廃棄物発電など、自立分散型エネルギーの導入を進めることで、災害時にもエネルギー確保ができる施設の整備を図ります。
- ・ 本市の次世代エネルギーパーク等の再生可能エネルギーについても、地域にエネルギーを供給し得る体制を検討します。
- ・ 災害時に大量に発生する災害廃棄物やし尿、片付けごみの処理について、国や県などと情報を共有しながら、国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。策定に当たっては、広域的な自治体間の連携や、廃棄物・建設関連事業者との連携について検討するとともに、有害性・危険性のある災害廃棄物となりうるものについて、あらかじめ所在の把握を進めます。
- ・ 災害時の自立運転や一時的なごみの保管など、災害時に大量に発生するごみに対応するとともに、エネルギー供給拠点や避難場所になるなど地域の防災拠点としても機能するよう、廃棄物処理施設の強靱化を図ります。
- ・ 本市の豊かな生態系を利用した防災・減災（Eco-DRR）やグリーンインフラの活用についての検討を進めます。

基本施策②：環境と社会にやさしい快適なまちづくり

【現状・課題と今後の方向性】

本市は、周囲を自然豊かな山や海に囲まれ、また、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町などの歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）などの歴史的建造物が多く残されています。

本市の豊かな自然環境や歴史的時間の中で、地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める役割を果たすだけでなく、ふるさと意識をはぐくみ、魅力あるまちづくりの基盤となるとともに、市外からの人財を惹きつけ、新たな事業やアイデアの孵化器となり得ます。

一方で、本市は過去数十年間にわたって都市のスプロール化を経験し、また、都市拡散と自動車分担率の高止まりにより、高齢者等による自動車事故が問題となっています。そのため、コンパクトシティや、歩いて暮らせるまちづくりは、大気汚染・騒音の減少・省CO2といった環境上の効果に加え、地域での観光や買い物の促進、買物弱者・交通弱者である高齢者や障害のある人、子どもにとっての利便性や安全に大きなメリットがあります。また、今

後単身高齢世帯が増大することで、ごみ出し、あるいは食事や生活雑貨など必要最小限の生活ニーズを維持できないケースの増大が懸念されます。そのため、要支援者へのごみ収集支援や、フードバンク団体との連携やリユース品などの積極活用などを通じた福祉サービスの提供をするとともに、コミュニティの活性化も図ります。このような取組は、安心して快適な生活を送る上での市民にとっての重要なセーフティネットとなり得ます。

ハード面・ソフト面両面からのまちの魅力や価値、しなやかさ・強靭さを高めるため、市民や事業者の協力・参加のもと、今ある本市の優良な資産（たから）を戦略的に構築していく必要があります。

【取り組むべき施策分野】

（１）ストック資源を活用した景観の保全とうるおいのある街並みの形成

- ・省資源化や廃棄物抑制等の観点から、総合的なストックマネジメント手法を導入し、良好な公共建築物の再活用、道路、橋梁などの公共財産の長期メンテナンスを推進するとともに、建築設備関係をはじめ、外壁・防水等の更新を計画的に実施し、機能維持及び建築物の長寿命化を図ります。
- ・まちの歴史や、その時代の人々の暮らしを感じられる歴史的建造物を将来にわたり適切に保全し、その建造物を活かした魅力的なまちづくりを進めていくため、歴史的建造物についてその修理・修景にかかる支援を行います。
- ・空き家対策の推進に関する特別措置法の施行等により、空き家対策を統合的かつ計画的に推進し、空き家バンク等の活用により、ストックとしての有効活用を図ります。
- ・都市部や拠点において都市構造や生物多様性・快適性等を踏まえた戦略的な緑化施策に取り組み、低炭素化とヒートアイランド対策・快適なまちづくりを推進します。
(再掲)

（２）高齢者・障害のある人等に優しいコンパクトシティ・公共交通の推進

- ・便利で暮らしやすく、環境負荷の小さい都市構造の形成に向けて、まちなかを重視した土地利用の誘導や都市機能の集約・適正配置などを通じて、コンパクトなまちづくりを推進します。(再掲)
- ・超高齢社会における「市民の足」の確保、地球環境にやさしい交通手段の利用促進、利用しやすく安心して快適な交通体系の構築を基本方針とした環境首都総合交通戦略に沿って、交通結節機能の強化や幹線バス路線の高機能化など公共交通の利便性向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントの実施やバリアフリー化を推進することで、公共交通利用を促進します。(再掲)

（３）セーフティネットの確保・コミュニティの活性化

- ・事業者や家庭から生ずる食品ロス削減のため、市民や事業者、大学、NPO 団体等と連携しフードドライブをはじめとしたフードバンク活動の支援を推進します。
- ・フリーマーケットやリユースショップに対する情報提供、リユース品の回収・販売、

リユース品の利用促進等を図ります。(再掲)

- ・核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じ、ごみ収集業務の進め方等の市民サービスについて、維持・向上を図ります。(再掲)

基本施策③：環境産業育成と国際的なビジネスの推進

【現状・課題と今後の方向性】

人口減少・高齢化が進む我が国の中でも、最も急激な人口減少及び高齢化に直面する本市においては、低い労働生産性も相まって、全国レベルの一人当たり GDP 格差は広がっており、更に今後、生産労働人口の減少やインフラ老朽化等により、経済の低迷や行財政の悪化等が進むことが懸念されています。

そうした中、環境分野は、パリ協定に基づく炭素資源の消費の制約などの新たなルールの下、これまでの経済ルールを根本からゲームチェンジし、膨大な新産業を生み出す可能性を有しており、我が国の強みである ICT、ナノエレクトロニクス、素材や廃棄物・リサイクル技術などを活かしやすい分野といえます。その中でも本市は、これまでのものづくりや公害克服・エコタウン等の経験や技術・知見を活かし、金属加工、化学製品、ロボット・電子システム、機械システム、工学、レーザー、半導体などについて企業・大学が先進的技術を有しており、様々な新たな産業とそれに伴う雇用や地域活性化、更には環境インフラ輸出を生み出す大きなポテンシャルを有しています。

また、エネルギーや資源の地産地消を進めることは、グローバル化する経済に対して自立型の経済システムを構築することになり、国際的な経済動向の変動に対する地域経済・社会の安定性・強靭さに繋がっていきます。その際、様々な環境産業を育成していくためには、未利用の域内人財資源、すなわち、域外に流出する若年層、十分な労働機会が与えられていない女性・高齢者・障害のある人等の積極活用を図る必要があります。

一方で、本市における様々な技術開発やプログラム（自動運転、ロボット、ナノテクノロジー、エネルギー、素材、資源循環、人間工学など）は、それぞれが個別に研究開発や実証を進めており、環境産業育成という観点から十分な連携ができていないという指摘があります。

また、国際展開においても、特に途上国においては、規制の執行が不十分であり、市場が形成されないリスクを有しています。さらに、日本の強みである高機能・高価格の環境技術が、費用面でのオーバースペック、市場状況の変化への不十分な反応性、そして現実及び潜在的な顧客との不十分な関係づくりのため、途上国等のニーズとマッチせず、ガラパゴス化する可能性も指摘されています。加えて、外国の大学や研究センターとの共同研究も十分には進んでいない状況です。

そのため、将来的な炭素制約・資源制約を踏まえつつ、環境産業の育成をより強く推進するとともに、中長期的な視点から、国際的な露出及び海外拠点とのネットワーク化を強め、途上国のニーズにマッチングする環境インフラの国際展開を図っていく必要があります。

【取り組むべき施策分野】

(1) 地域経済循環の推進と環境産業における若年者・女性・高齢者の就職促進

- ・九州地方のエネルギー供給拠点として、域内でのエネルギー収入の増大を図るとともに、自立分散型エネルギーの導入と省エネの促進により、域外へのエネルギー支出を削減し、地域内での経済循環を推進します。
- ・地元で再資源化された金属資源、有機飼料・肥料、間伐材・竹材等の有機資源の積極利用により、地域内での資源循環及び経済循環を推進します。
- ・若者ワークプラザ北九州、高年齢者就業支援センター等において、環境産業を含む地元企業への就職を促進します。

(2) 持続可能な生産と消費の推進

- ・「環境物品等の調達の推進に関する指針」に基づき、市が調達する用品について、環境物品の導入促進を図るとともに、社会状況等の変化に応じて適宜指針の内容を見直します。
- ・「北九州エコプレミアム」など、ライフサイクル全体で環境負荷低減効果が見られる製品・サービスに対して、販売等の支援を実施するとともに、事業者による環境配慮設計や消費者による購入インセンティブを付与し、環境・エネルギーに関連する機器・サービスなど新たな環境産業を創出します。
- ・エコアクション 21 や FSC 認証制度（森林認証制度）など、環境負荷の低減に資する環境経営や製造工程等の規格について、本市ならではの強みを生かせる規格の検討を進めるとともに、そうした環境規格の取得・認証を促します。
- ・堆肥など再生利用可能な有機質資材の活用による土づくりや化学肥料・農薬の適量利用などの持続性の高い農業生産や地産地消を推進し、環境に配慮した農林水産業を支援します。
- ・環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）の育成のためのキャンペーンや表彰制度等を展開します。

(3) FAIS や北九州市立大学等と連携した環境技術開発・産業創出・生産性向上

- ・FAIS（公益財団法人北九州産業学術推進機構）を中心として、国立環境研究所や IGES（公益財団法人地球環境戦略研究機関）など先端的研究機関と連携しつつ、北九州市立大学や九州工業大学、産業医科大学、早稲田大学をはじめ幅広い研究教育機関や企業から研究者・技術者が参加した横断的な研究開発・実証拠点を形成し、最先端の研究成果の実証を進めます。
- ・北九州市環境産業推進会議などの環境産業のネットワークを通じて、産・学・民・官が連携して、新技術の実装や新たな環境産業の創出、高度な環境人財育成を進めていきます。

(4) JCM等海外事業や国際協力を通じた環境産業の海外展開

※JCM：二国間クレジット制度

- ・省エネ型の生産工程から生み出される高品位の鉄鋼製品などの低炭素型の製品の供

給拡大を支援します。

- ・OECD（経済協力開発機構）が進めるグリーンシティ・プログラムのアジア展開や SDGs の取組と連携し、本市の環境面からの国際的な知名度を向上させるとともに、アジア地域におけるグリーン成長政策の普及を推進します。（再掲）
- ・中国で発生する PM2.5（微小粒子状物質）等の大気汚染に対する国際協力及び調査研究を推進します。（再掲）
- ・国際技術協力で培った信頼関係のもと、官民一体となり上下水道の計画から施設整備、管理運営までをパッケージ化した海外ビジネス案件の形成・受注に取り組みます。

基本施策④：SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス

【現状・課題と今後の方向性】

これまで述べてきた4つの政策目標及びその基本施策は、世界の環境首都、及び環境面からのSDGsを実現するためのものであり、そうした取組を通じて、本市の抱える様々な経済・社会上の課題解決に貢献し、引いては我が国及び世界の範たろうとするものです。

しかしながら、環境面から、全てのSDGsの達成や、経済・社会の課題を解決できるものではありません。また、本市の取組だけでは限界があり、他地域や国、国際社会など、様々な主体の協力を得る必要があります。

一方で、本市の環境政策の強みは、多層的グリーン・ガバナンス（環境問題に対する様々な主体による多彩な対処能力）にあるとされています。具体的には、市民による環境政策への参画、地域の製造業との強い協力関係や、国の機関との密接な協力、アジア地域とのネットワークなどです。また、環境未来都市のように、関係する局が連携して、環境を含む様々な諸課題に対応するといった、水平統合の取組も進められています。

よって、限界はありながらも、SDGsや環境・経済・社会の統合の実現に向けて、本市は他の地域にはない経験や強みを有しています。こうした経験や強みが宝の持ち腐れにならないよう、更なる高みを目指し、これまでの取組を強化するとともに、こうした経験や強みを活かせる体制や仕組みづくり（ガバナンス）を進める必要があります。

【取り組むべき施策分野】

（１）SDGs達成に向けたモデル都市化の推進

- ・国や環境未来都市などの他自治体と連携し、自治体レベルでのSDGs実施に向けた指標やゴールについて検討を進めます。
- ・市内事業者の環境面からの取組について、SDGsの観点から再評価し、対外的に発信し、取組を推進します。
- ・環境面からの取組が社会・経済にどのような好影響を及ぼすか、経験や知見、ノウハウを海外の都市と共有し、国際的なSDGsモデル都市として発信します。

（２）SDGs達成に向けた環境ガバナンスの強化

- ・庁内横断的な組織や人事交流等を通じた、市役所内部の水平統合を推進します。

- ・ 企業・大学・研究機関などとの協定締結などを通じて、外部組織とのパートナーシップを強化し、連携して SDGs への取組強化やイノベーションを推進します。
- ・ 福岡県や他の環境未来都市・環境モデル都市との地域間連携を推進します。
- ・ 国や国際機関との連携強化を通じて、先進的な政策・モデルを先取りして実践する一方で、本市の経験・知見を生かして独自の取組も追求し、国や国際機関への政策提言・発信を強化します。
- ・ 環境首都グランド・デザインに立ち返り、政策の客体ではなく、政策の主体としての市民参画を促します。

第4部 計画の総合的推進

第1章 計画推進の基本的考え方

(1) 進捗点検・PDCAの実施

北九州市環境基本条例第8条第5項は、「市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を確認するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。」とされています。

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、環境首都指標の進捗状況や、各政策目標・基本施策・施策分野及びそれらを裏付ける個別プロジェクトの取組状況を、指標等を活用して定量的・定性的にチェックし、当該点検結果を踏まえた施策の深掘り・追加・見直しを行うとともに、最終的には、計画そのものを見直していく必要があります(※)。

また、各指標(環境首都指標、政策指標、成果指標)のうち、特にSDGsのターゲットと関係性が深い指標については、SDGs関連指標と位置付け、各指標の点検を通じてSDGsの進捗状況についても併せて点検を行うことが望ましいといえます。

そのため、毎年度本計画について進捗点検を行い、PDCAを実施するものとします。

※進捗点検を行う対象期間は、原則として進捗点検を行う前年度までの取組とします(平成30年度であれば、平成29年度までの取組)。

(2) 進捗点検の基本的な考え方

本計画は、本市の環境政策の全体的な方向性を示すとともに、環境首都指標や政策指標・成果指標を設け、その進捗点検を毎年度行うことで、個々の施策の進捗確認に留まらず、これらの施策の結果、全体として本市の環境政策が本当に進捗しているかを確認するものです。

例えば、個々の施策が進んでいたとしても、それが環境首都指標や政策指標の改善に繋がっていなければ、個別プロジェクトの深掘りが不十分か、そもそも個別プロジェクトの方向性が適当でないということになります。そのような場合には、個別プロジェクトの見直しを行う必要があります。

一方で、指標によっては、環境施策以外の要素(例えば、CO2排出量における人口や産業活動の増大等)や、本市で対応できない要素(例えば、CO2排出量における電力会社のCO2原単位の悪化等)によって影響を受けることがあります。そのため、計画の進捗点検に当たっては、どのような要因でもって指標が変化したか、その要因分析を適切に行うことが不可欠となります。

他方で、進捗点検はあくまで計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るための道具であって、それ自体が目的ではありません。また、別途本市では環境政策を含む政策評価を行っており、さらに、温暖化、資源循環、自然共生など、分野別計画の進捗点検も行われています。そのため、これらの点検結果を最大限活用し、可能な限り重複等を排除し、合理化・効率化を図ることが必要です。

以上を踏まえ、環境首都指標や政策指標、成果指標などの定量的な進捗及びその要因分析

を中心に毎年度進捗点検を行う一方で、個別プロジェクトの進捗については、本市の政策評価や分野別計画における進捗点検との有機的連携も図ることとします。

さらに、毎年度の進捗点検結果や状況の変化を踏まえ、随時、個別プロジェクト等の見直しを図ることとします。

さらに、環境基本条例第7条では、市長は毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策を明らかにした報告書を作成し、公表することとされています。こうした報告書の作成・公表と、計画の進捗点検は、主たる目的は異なりますが、施策の状況を明らかにしていくという点では同じであり、可能な限りデータの共有等を図ることとします。

<環境首都指標> (☆)

①共に生き、共に創る市民一人ひとりの環境配慮行動

☆GHG 排出量／人口

☆天然資源等消費量（有機性資源を除く）／人口

※GHG (Green House Gas)：温室効果ガス

②環境で経済を拓く

☆GRP／GHG 排出量

☆GRP／天然資源等消費量（有機性資源を除く）

※GRP (Gross Regional Product)：域内総生産

③都市の持続可能性を高める

☆本市において環境基準を達成している人口割合・人口当たりの緑地面積

<p><政策指標> (◎)</p>	<p><成果指標> (成果指標のうち、特に本計画の進捗点検に活用するものは「○」、補助指標は「・」) (同じ指標でも項目によって「○」「・」が異なることがある。)</p>	<p><SDGs 関連指標> (基本的には他指標の引用) (「※」は独自指標)</p>
<p>第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立 ◎本市の環境政策の市民の認知度・満足度</p>	<p>1 環境活動と地域活性化の好循環 ○一般廃棄物のリサイクル率 ○市民一人当たりの家庭ごみ量 ○アンケート調査による食品ロス削減の取組実施率 ・市民・事業者への啓発による CO2 削減量 ・燃料電池自動車の普及台数 ・水素燃料電池自動車への転換による CO2 削減量 ・まち美化ボランティア清掃参加者数</p>	<p>◆ゴール2 (飢餓をゼロに) ・2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。(2-1) ・5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。(2-2) ・2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変</p>

<p>◎市民の環境リテラシーと行動</p> <p>◎国内・海外からの環境首都・北九州市の認知度</p>	<p>・アンケート調査における地域でのまち美化清掃実行の割合</p> <p>・道路サポーター団体登録数</p> <p>・公園愛護会の結成数</p> <p>・河川愛護団体数</p> <p>・自然環境保全に取り組む団体への支援件数</p> <p>・事業者と市の連携協定数</p> <p>・SDGsに配慮する事業者数</p>	<p>動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。(2-4)</p> <p>○アンケート調査における食品ロスを削減するための取組実施率</p> <p>○環境に配慮した農業に取り組んだ面積</p>
<p>2 ESD等を通じた環境人財の育成</p> <p>○北九州市環境首都検定の受検者数</p> <p>○アンケート調査におけるESD認知度</p> <p>○アジアの環境人財育成のための研修員等の受講者数（単年度）</p> <p>・長野緑地を利用した農業体験教室参加人数</p> <p>・エコライフステージ参加者数</p> <p>・ユネスコスクール本部への加盟登録数</p>	<p>2 ESD等を通じた環境人財の育成</p> <p>○北九州市環境首都検定の受検者数</p> <p>○アンケート調査におけるESD認知度</p> <p>○アジアの環境人財育成のための研修員等の受講者数（単年度）</p> <p>・長野緑地を利用した農業体験教室参加人数</p> <p>・エコライフステージ参加者数</p> <p>・ユネスコスクール本部への加盟登録数</p>	<p>◆ゴール3（全ての人に健康と福祉を）</p> <p>・道路交通事故による死傷者を半減させる。(3-6)</p> <p>・2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。(3-9)</p> <p>※交通事故死傷者数</p> <p>☆本市において環境基準を達成している人口割合</p>
<p>3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応</p> <p>○環境未来都市選定の認知度</p> <p>○アンケート調査における環境マスコットキャラクターの認知度</p> <p>・環境に関する学会やシンポジウムの開催数</p> <p>・事業者による自主管理計画策定数</p>	<p>3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応</p> <p>○環境未来都市選定の認知度</p> <p>○アンケート調査における環境マスコットキャラクターの認知度</p> <p>・環境に関する学会やシンポジウムの開催数</p> <p>・事業者による自主管理計画策定数</p>	<p>◆ゴール4（質の高い教育をみんなに）</p> <p>・2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通じて、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。(4-7)</p> <p>○北九州市環境首都検定の受検者数</p> <p>○アンケート調査におけるESD認知度</p> <p>◎市民の環境リテラシーと行動</p>
<p>4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立</p> <p>○環境国際協力事業の実施件数</p> <p>○専門家派遣人数（累計）</p> <p>○研修生受入人数（累計）</p> <p>○アジアの環境人材育成のための研修員等の受講者数（単年度）【再】</p> <p>○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数</p> <p>○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数（都市数）</p> <p>○環境分野の国際会議・国際イベントの開</p>	<p>4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立</p> <p>○環境国際協力事業の実施件数</p> <p>○専門家派遣人数（累計）</p> <p>○研修生受入人数（累計）</p> <p>○アジアの環境人材育成のための研修員等の受講者数（単年度）【再】</p> <p>○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数</p> <p>○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数（都市数）</p> <p>○環境分野の国際会議・国際イベントの開</p>	<p>◆ゴール6（安全な水とトイレを世界中に）</p> <p>・2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。(6-3)</p> <p>・2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。(6-6)</p> <p>※下水道普及率</p> <p>◆ゴール7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）</p> <p>・2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。(7-2)</p> <p>・2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。(7-3)</p> <p>◎市域の再生可能エネルギー等導入量</p> <p>◎市域のエネルギー消費量</p>

	<p>催数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MICE 開催件数 ・ 企業協議、ビジネスマッチング数 ・ 市内中小企業による中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業申請書のダウンロード数と採択企業の事業の進捗状況確認件数、海外での実証事業の進出数（単年度） 	<p>◆ゴール8（働きがいも経済成長も）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。(8-1) ・ 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。(8-2)
<p>第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎市域のCO2排出量削減量 ◎市域のエネルギー消費量 ◎市域の再生可能エネルギー等導入量 ◎アジア地域でのCO2排出削減量 	<p>1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ投資額 ○次世代エネルギー設備導入促進事業活用件数 ○市内CO2排出削減量 ○公共交通人口カバー率 ○公共交通分担率 ○自家用車CO2排出量 ○H20～29までの10年間の森林整備面積 ・ 次世代エネルギー設備導入促進事業活用件数 ・ 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業純増住宅戸数 ・ 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業における長期優良住宅等の件数の割合 ・ CASBEE 北九州（北九州市建築物総合環境性能評価制度）の年間届出件数 ・ 竹の搬出量と竹等粉碎機の貸出件数 ・ 工場緑地及び工場等緑化協定による緑地面積 ・ 都市公園面積 ・ 地域に役立つ公園づくりワークショップの開催地区数 ・ 市民協働による緑化や管理の箇所数 ・ リニューアル対象橋梁の完成数 ・ リニューアル対象トンネルの完成数 <p>2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境エレクトロニクス拠点化推進事業における研究者・技術者の集積、専門人材（パ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。(8-4) ・ 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。(8-9) ※一人当たりの年間のGRP成長率 ※労働者一人当たりの年間のGRP成長率 ☆天然資源等消費量（有機性資源を除く）/人口 ☆GRP/天然資源等消費量（有機性資源を除く） <p>◆ゴール9（産業と技術革新の基盤をつくろう）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。(9-1) ・ 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。(9-4) ・ 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。(9-5) <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通人口カバー率 ○公共交通分担率 ☆GRP/GHG排出量 ☆GRP/天然資源等消費量（有機性資源を除く） ○環境エレクトロニクス拠点化推進事業における研究者・技術者の集積、専門人材（パワエレ）の輩出及び環境エレクトロニクスにおける企業との共同研究

	<p>ワエレ)の輩出及び環境エレクトロニクスにおける企業との共同研究数</p> <p>○市有施設のエネルギー消費原単位の改善</p> <p>○環境未来技術開発助成事業で助成した研究開発の事業化数</p> <p>・水素ステーションの設置件数</p> <p>3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成</p> <p>○響灘洋上風力発電拠点化推進事業の選定計画に沿った、関連施設の設置に向けた協議数と雇用の創出数</p> <p>○地域エネルギー関係産業の創出や実証取組件数</p> <p>・水素ステーションの設置件数(累計)【再】</p> <p>・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業純増住宅戸数【再】</p> <p>・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業における長期優良住宅等の件数の割合【再】</p> <p>4 アジア規模での超低炭素社会実現</p> <p>○環境国際協力事業の実施研修件数【再】</p> <p>○アジアの環境人財育成のための研修員等の受講者数【再】</p> <p>○専門家派遣人数(累計)【再】</p> <p>○研修生受入人数(累計)【再】</p> <p>○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数、企業協議件数及びビジネスマッチング数【再】</p> <p>○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数(都市数)【再】</p> <p>・市内中小企業による中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業申請書のダウンロード数と採択企業の事業の進捗状況確認件数、海外での実証事業の進出数(単年度)【再】</p>	<p>数</p> <p>○環境未来技術開発助成事業で助成した研究開発の事業化数</p> <p>◆ゴール11(住み続けられるまちづくりを)</p> <p>・2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。(11-2)</p> <p>・2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。(11-5)</p> <p>・2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。(11-6)</p> <p>・2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。(11-7)</p> <p>○公共交通人口カバー率</p> <p>○公共交通分担率</p> <p>☆本市において環境基準を達成している人口割合</p> <p>○市民一人当たりの家庭ごみ量</p> <p>☆人口当たりの緑地面積</p> <p>○自然公園面積</p> <p>◆ゴール12(つくる責任つかう責任)</p> <p>・2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。(12-2)</p> <p>・2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。(12-3)</p> <p>・2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。(12-4)</p> <p>・2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。(12-5)</p> <p>特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持</p>
<p>第3 世界をリードする循環システムの構築</p>	<p>1 3Rプラスの推進と資源効率性向上</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率【再】</p> <p>○市民一人当たりの家庭ごみ量【再】</p> <p>○事業系一般廃棄物の削減率</p>	<p>・2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。(12-5)</p> <p>特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持</p>

<p>◎市民一人一日当たりの家庭ごみ量</p> <p>◎リサイクル率</p> <p>◎産業廃棄物最終処分率</p> <p>◎自然公園面積</p>	<p>○資源化物（事業系）の増大</p> <p>○アンケート調査における食品ロスを削減するための取組実施率【再】</p> <p>○建設廃棄物の再資源化率</p> <p>○下水汚泥の資源化率</p> <p>○廃棄物の不法投棄量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人あたりの年間古紙回収量 ・古紙回収に取り組むまちづくり協議会数 <p>・一般廃棄物に伴い発生するCO2排出量</p> <p>・下水汚泥の資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち美化ボランティア清掃参加者数【再】 ・アンケート調査における地域でのまち美化清掃実行の割合【再】 ・地域エネルギー関係産業の創出や、実証取組件数【再】 	<p>持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。(12-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。(12-7) ・2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする(12-8) <p>☆天然資源等消費量（有機性資源を除く）/人口</p> <p>☆GRP/天然資源等消費量（有機性資源を除く）</p> <p>○アンケート調査における食品ロスを削減するための取組実施率</p> <p>○廃棄物の不法投棄量【再】</p> <p>○ガイドラインに沿って化学物質管理を行っている企業数</p> <p>◎市民一人一日当たりの家庭ごみ量</p> <p>◎リサイクル率</p> <p>○SDGsに取り組む企業数</p> <p>○北九州市環境首都検定の受検者数</p> <p>○アンケート調査におけるESD認知度</p>
	<p>2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成</p> <p>○エコタウン事業による投資額及びエコタウン視察者数</p> <p>○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数、企業協議件数及びビジネスマッチング数【再】</p> <p>○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数（都市数）【再】</p> <p>○環境未来技術開発助成事業で助成した研究開発の事業化数【再】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携協力体制等の相互確認回数 ・優良産廃処理業者の認定件数及び優良排出事業者の認定件数 ・市内中小企業による中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業申請書のダウンロード数と採択企業の事業の進捗状況確認件数、海外での実証事業の進出数（単年度）【再】 	<p>◆ゴール13（気候変動に具体的な対策を）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。(13-1) ・気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。(13-2) ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。(13-3) <p>◎市域のCO2排出量</p> <p>◎市域のエネルギー消費量</p> <p>※災害による死傷者数</p> <p>○北九州市環境首都検定の受検者数</p> <p>○アンケート調査におけるESD認知度</p> <p>◎市民の環境リテラシーと行動</p> <p>◆ゴール14（海の豊かさを守ろう）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。(14-1) ・2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う(14-2) <p>○廃棄物の不法投棄量</p> <p>○藻場・干潟面積</p>
	<p>3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理</p> <p>○変圧器・コンデンサーの処理状況</p> <p>○安定器及び汚染物等の処理状況</p>	<p>◆ゴール15（陸の豊かさを守ろう）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥

	<p>○ガイドラインに沿って化学物質管理を行っている企業数</p> <p>4 生物多様性の確保による自然循環</p> <p>○H20～H29 までの 10 年間の森林整備面積</p> <p>○本市で確認された「福岡県の希少野生生物」記載種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全活動参加者数 ・環境首都 100 万本植樹プロジェクトにおける植樹数 ・工場緑地及び工場等緑化協定による緑地面積【再】 ・都市公園面積【再】 ・地域に役立つ公園づくりワークショップの開催地区数【再】 ・市民協働による緑化や管理の箇所数【再】 ・生態系情報を反映したパンフレットや計画等の作成 ・市内水産物の年間漁獲量 ・環境修学旅行生数 ・環境学習プログラムとしてのエコツアー参加人数 ・響灘ピオトープのガイドツアー参加人数 ・自然環境体験ツアーの参加人数 ・観光客数（動態調査結果） 	<p>地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。(15-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。(15-2) ・2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。(15-4) ・自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。(15-5) ・2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。(15-8) ・2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。(15-9) <p>◎自然公園面積</p> <p>○市内に存在する希少種の数</p> <p>◆ゴール 17（パートナーシップで目標を達成しよう）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。(17-7) ・すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。(17-9) ・すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援するべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。(17-16) ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。(17-7) <p>○専門家派遣人数（累計）</p> <p>○研修生受入人数（累計）</p> <p>○アジアの環境人材育成のための研修員等の受講者数（単年度）</p> <p>○環境に関する技術・社会システム輸出</p>
<p>第 4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <p>◎大気質・水質の環境基準達成状況</p> <p>◎市内の環境産業の売り上げ高</p> <p>◎環境産業の雇用者数</p>	<p>1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり</p> <p>○媒体ごとの環境基準の達成状況</p> <p>○災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>○地域エネルギー関係産業の創出や実証取組件数【再】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の不法投棄量【再】 ・市内の CO2 排出削減量【再】 <p>2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり</p> <p>○公共交通人口カバー率【再】</p> <p>○公共交通分担率【再】</p> <p>○自家用車 CO2 排出削減量【再】</p> <p>○アンケート調査における食品ロスを削減</p>	

◎都市の DID 面積	<p>するための取組実施率【再】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たりの家庭ごみ量【再】 ・リニューアル対象橋梁の完成数【再】 ・リニューアル対象トンネルの完成数【再】 ・市有建築物長寿命化計画（設備機器）の充実 ・老朽空き家等除却促進事業の年間実施件数 ・北九州空き家バンクの登録件数及び成約件数 	<p>プロジェクト推進数、企業協議件数及びビジネスマッチング数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業協議、ビジネスマッチング数 ○環境国際協力事業の実施研修件数 ○アジアのグリーン成長推進のためのプラットフォーム構築事業のパイロット事業着手数（都市数）
	<p>3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域エネルギー関係産業の創出や実証取組件数【再】 ○北九州エコプレミアム選定件数 ○環境に配慮した農業に取り組んだ面積 ○環境エレクトロニクス拠点化推進事業における研究者・技術者の集積、専門人材（パワエレ）の輩出及び環境エレクトロニクスにおける企業との共同研究数【再】 ○環境に関する技術・社会システム輸出プロジェクト推進数、企業協議件数及びビジネスマッチング数【再】 ・若者ワークプラザにおける就職決定者数 ・中高年齢者雇用環境づくり事業における中高年齢者のマッチング数 ○北九州エコプレミアム選定件数 ○環境に配慮した農業に取り組んだ面積 ・環境未来技術開発助成事業で助成した研究開発の事業化数【再】 ・専門家派遣人数（累計）【再】 ・研修生受入人数（累計）【再】 	
	<p>4 SDGs 実現に向けた取組と環境ガバナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SDGs に配慮する事業者数 ○事業者等との連携協定数 	

(3) 進捗点検の体制と進捗点検結果の活用

本計画は環境にかかる様々な施策の上位計画であり、その施策を行う組織は、環境局に留まらず、本市内の様々な局に跨るものです。また、各施策を実効的に進めていくためには、局横断的に、連携して取組を進めていくことが不可欠となります。

そのため、計画策定後、市内部において、速やかに局横断的な組織の検討を進め、そうした横断的組織において、進捗点検を行うこととします。

さらに、毎年度の進捗点検結果については、各担当部署によるその後の取組への反映を図る本市の財政担当、組織担当及び行政評価担当に共有し、次年度の予算編成や組織、行政評価での活用を図っていきます。そのため、予算編成等のタイミングを踏まえて進捗点検を実施します。

第2章 各年度の進捗点検の進め方

(1) 個別プロジェクトの評価

計画の実効性を担保する各個別プロジェクトについて、「達成度」「有効性」「効率性」の観点から評価を行います。

<達成度> (Achievement)

成果目標がある場合にはそれに対する実績と、その目標達成によって提供された結果について評価します。定量的な施策目標がない場合には、取組状況について前年度との比較などを通じて可能な限り定量的に評価します。

<有効性> (Effectiveness)

個別プロジェクトで行われる事業の継続性・発展性と、その社会的な波及効果について評価します。

事業の継続性・発展性：関係者による事業継続のニーズ・意思や経済的な持続可能性があるか。事業の将来的な拡大・発展が見込まれるか。

社会への波及効果：地域社会、市民、企業などに環境保全以外に良い効果や影響を与えているか。

<効率性> (Efficiency)

個別プロジェクトの実施において効率的な経費であるかどうかを、過去の事業や類似事業と照らした事業の成果と事業コストの関係性（費用対効果）で評価します。また、コスト縮減や収益創出などの仕組みがあるかを評価します。

上記の「達成度」「有効性」「効率性」について、4段階で評価を行います。

評価基準は以下の表のとおりとします。

	評価A	評価B	評価C	評価D
達成度	成果目標を高いレベルで達成している、またはその見込みである。	成果目標をほぼ達成している、またはその見込みである。	成果目標の達成には不十分であり、改善の余地がある。	成果目標の達成が極めて困難である。
有効性	今後も事業継続・拡大が見込まれ、かつ、事業を通じて、地域社会・市民・企業など社会に好影響を与える。	今後も事業継続・拡大が見込まれる。	事業の継続性・発展性について、改善の余地があるが、地域社会等の良い影響を与えている。	事業の継続性・発展性が見込まれない。

効率性	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べて優れており、かつ、受益者負担や収益の創出などの仕組みが設けられている。	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べて優れている。	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べ同等以下であるが、受益者負担や収益の創出などの仕組みが設けられている。	事業効果と事業費の費用対効果について、過去の事業や類似事業と比べ劣っている。
-----	--	---	---	--

(2) 環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 関連指標からの評価

本計画の最終ゴールである環境首都指標、及びそれを裏付ける政策指標・成果指標並びにSDGs 関連指標から、計画全体の進捗状況进行评估します。

目標値が定められている場合には、当該目標値を達成しているか、達成する見込みであるかを評価し、目標値が定められていない場合には、前年度や直近の3～5年間のデータとの比較を行い、指標が改善しているかを評価します。

(3) 要因分析等を踏まえた計画の見直し

「(2) 環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 関連指標からの評価」について、「(1) 個別プロジェクトの評価」も踏まえつつ要因分析を行い、当該結果を踏まえて計画の見直しを行います。

具体的には、環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 指標の進捗状況を踏まえ、これらの指標に対する個別プロジェクトの寄与度及び環境政策以外の要因の寄与度の分析を行います。

その結果、環境首都指標・政策指標・成果指標・SDGs 指標の向上に向けて、個別プロジェクトが不十分と判断される場合には、それらの追加等を検討します。

また、要因分析をする上で指標やデータが不適切あるいは不十分な場合には、指標・データについて見直しを行います。

(4) 社会情勢等を踏まえた計画の見直し

本計画は5年間(平成29年度～33年度)を想定していますが、施策や個別プロジェクトは、社会情勢の変化、政策目標への進捗度合によって、柔軟に変えていく必要があります。

そのため、本計画に記載された施策や個別プロジェクトは、固定的なものではなく、上記点検の際に、社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直していくこととします。

また、平成33年度までの進捗点検を踏まえ、本計画全体の見直しを行うこととします。

別紙

基本施策を受けた個別プロジェクト施策一覧

政策目標	基本施策	施策分野	個別プロジェクト数
<p>第1</p> <p>市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立</p> <p>〈政策指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の環境政策の市民の認知度・満足度 ・市民の環境リテラシー ・国内・海外からの環境首都・北九州市の認知度 	1 環境活動と地域活性化の好循環	(1) 市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	7
		(2) 地域コミュニティやNPOの活動推進	7
		(3) 連携・協働を通じたサプライチェーン全体での事業者による環境活動推進	3
	2 ESD等を通じた環境人財の育成	(1) 就学前の子どもや高齢者も含めたESD・環境学習の推進	6
		(2) 若者の横断的連携による市民環境力の更なる推進	2
		(3) 高度な環境人財育成のための基盤強化	4
	3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応	(1) 環境リスク等に関する対話の推進	2
		(2) 環境に関する適切な情報の提供と環境リテラシーの養成	2
		(3) 事業者による自主的な環境リスク対応の推進	1
		4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立	(1) 戦略的な環境国際協力の推進と国際的な環境ブランド力の強化
	(2) 海外環境人財育成を通じた国際的なネットワーク形成		2
	(3) 環境分野の国際会議・国内イベントの誘致・開催		2
	(4) アジアの技術首都ブランドの確立		3
	<p>第2</p> <p>2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現</p> <p>〈政策指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域のCO2排出量 ・市域のエネルギー消費量 ・市域の再生可能エネルギー導入量 ・アジア地域でのCO2排出削減量 	1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換	(1) 産業界・都市構造も含めた徹底した省エネ・省CO2推進
(2) 良質な地区街区・住宅・建築物ストックの形成			5
(3) 自然資本の維持と利活用			5
(4) スtockマネジメントによる低炭素化			2
2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築		(1) 再生可能エネルギーや水素、ICT/AI、人間工学・高機能素材等による超低炭素化技術開発と産業クラスターの構築	3
		(2) 規制的手法・経済的手法等を通じた低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進	4
		(3) 環境金融などの金融的手法の検討	2
3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成		(1) 地域エネルギー拠点化の推進	3
		(2) 水素エネルギー活用の推進	1
		(3) 地域エネルギーマネジメント・スマート化の推進	2
		(4) エネルギー人財育成・技術開発の推進	1
4 アジア規模での超低炭素社会実現		(1) アジアの超低炭素化に向けた国際協力の推進	4
		(2) 民間企業による海外展開の促進	3

政策目標	基本施策	施策分野	個別プロジェクト数
<p>第3</p> <p>世界をリードする循環システムの構築</p> <p>〈政策指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民1人一日あたりの家庭ごみ量 ・リサイクル率 ・産業廃棄物最終処分量 ・自然公園面積 	1 3Rプラスの推進と資源効率性向上	(1) リデュース・リユース・高度なリサイクル等の推進	9
		(2) 資源利用の効率化と廃棄物発電・熱利用の推進によるCO2・エネルギー消費量削減	3
		(3) 再生資源・再生可能資源の積極利用	4
		(4) 適正処理の確保	9
	2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成	(1) 安定的・効率的なごみ処理体制・循環システムを支える施設整備とごみ処理の広域連携	6
		(2) 産業・地域共生としてのエコタウン・循環産業の高度化	5
		(3) 環境産業ネットワークの構築と大学等と連携した資源循環研究拠点の形成	2
		(4) 国際資源循環拠点の形成	4
	3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理	(1) PCBの適正処理	3
		(2) 水銀・アスベスト等の適正管理	3
		(3) 化学物質管理	4
		(4) フロン対策	1
	4 生物多様性の確保による自然循環	(1) 生態系の場・種の保全	9
		(2) 森里川海保全への取組	6
		(3) 自然環境情報の深化・統合と人材育成、ネットワーク構築	7
		(4) 豊かな自然の観光資源としての活用	4
<p>第4</p> <p>将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上</p> <p>〈政策指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質・水質の環境基準達成状況 ・市内の環境産業の売上高 ・環境産業の雇用者数 ・都市のDID面積 	1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり	(1) 大気・水・土壌環境等の保全	3
		(2) 適正なアセスメントと公害防止施策の推進	1
		(3) 気候変動に対する適応への取組	3
		(4) 環境防災力の強化	5
	2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり	(1) ストック資源を活用した景観の保全と「うらおいのある街並み」の形成	5
		(2) 高齢者・障害のある人等に優しいコンパクトシティ・公共交通の推進	1
		(3) セーフティネットの確保・コミュニティの活性化	3
	3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進	(1) 地域経済循環の推進と環境産業における若年者・女性・高齢者の就職促進	3
		(2) 持続可能な生産と消費の推進	5
		(3) FAISや北九州市立大学等と連携した環境技術開発・産業創出・生産性向上	2
		(4) JCM等海外事業や国際協力を通じた環境産業の海外展開	3
	4 SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス	(1) SDGs達成に向けたモデル都市化の推進	3
(2) SDGs達成に向けた環境ガバナンスの強化		2	
合 計（再掲分含む）			201

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	1 環境活動と地域活性化の好循環
施策分野	(1) 市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や建築物における再生可能エネルギーの導入や躯体の断熱化等の推進を図るための支援を行います。 ・エコカーや省エネ家電、長寿命製品、持続可能な原料を利用した製品などの環境に配慮した製品・サービスの購入を促進します。 ・まちなか避暑地やまちなか暖ラン♪、アイドリングストップ・エコドライブ・ノーマイカーデー運動、食品ロス削減を進めるための「残しま宣言」運動、生ごみリサイクル、分別の徹底などの市民運動キャンペーンや出前講座、普及啓発を展開します。 ・植林やカーボン・クレジットの購入といった環境活動への取組を支援します。 ・市民や事業者による環境投資・ESG（環境・社会・ガバナンス）投資を促進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	市民・事業者の低炭素化に向けた行動の推進 [環境局 温暖化対策課]	<p>「ていたんポイント」などを通して、子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく温暖化対策を含む様々な環境活動に参加することを促していく。</p> <p>(主な啓発事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか避暑地、まちなか暖ラン♪ ・エコドライブ、ノーマイカーデー ・ていたんコンテスト 	<p><成果指標> CO2削減量 (H17比)</p> <p><中期目標> 126万t-CO2 (H32)</p> <p>【温対計画の目標】</p>	年間を通して実施	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画



個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	燃料電池自動車 導入助成事業 [環境局 温暖化対策課]	地球温暖化対策を推進するため、走行時に CO2 を全く排出しない燃料電池自動車の導入助成や災害時での活用、公用車 FCV を使ったイベントでの給電による PR を行う。	<p><成果指標> 市内における燃料電池自動車の普及台数（累計）</p> <p><中期目標> 300 台（H31 年度）</p> <p><成果指標> 水素燃料自動車へ転換した場合の CO2 削減量（累計）</p> <p><中期目標> 354t（H31 年度）</p>	毎年度、状況に応じたインセンティブ施策や普及促進を講じていく。	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・「元気発進！北九州プラン」 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業> 燃料電池自動車導入助成事業（旧：電気自動車等導入助成事業）</p>
				 <p>MIRAI（トヨタ自動車）</p>	 <p>CLARITY FUEL CELL（本田技研工業）</p>
3	循環型社会を形成するための環 づくり支援事業 [環境局 循環社会推進課]	循環型社会の形成に向けて、食品ロス削減の取組「残しま宣言」運動の普及・啓発や生ごみリサイクル講座等の実施によって、生ごみの減量化・資源化を推進する。	<p><成果指標> 市民一人当たりの家庭ごみ量</p> <p><中期目標> 470g 以下（H32 年度）</p> <p><成果指標> アンケート調査における食品ロス削減するための取組み実施率</p> <p><中期目標> なし（※平成 29 年度に初めて実施するため、目標数値なし）</p>	引き続き、啓発活動を行う。	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・第 2 次北九州市食育推進計画 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域選択型（メニュー選択方式）市民環境活動推進事業（生ごみリサイクル事業） ・循環型社会を形成するための環づくり支援事業

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	各品目のリサイクルの推進 [環境局 循環社会推進課]	市民や小売店、事業者による容器包装、かん・ペットボトル、古紙、紙パック、トレイ、家電、小型電子機器等のリサイクルを推進する。	<成果指標> 一般廃棄物のリサイクル率 <中期目標> 35.0%以上（H32年度）	周知広報、小売店等への回収ボックス設置の働きかけ、リサイクルの枠組み作り等を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
5	リユースの推進 [環境局 環境学習課]	リユースに関する情報提供や普及啓発等を推進する。	<成果指標> 市民一人当たりの家庭ごみ量 <中期目標> 470g 以下（H32年度）	引き続き、フリーマーケットやリユースショップに関する情報提供や環境ミュージアムでのリユース品の回収・販売、イベントでのリユース食器の貸出などを実施する。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
6	環境投資・ESG 投資などの金融手法の検討 [環境局 温暖化対策課 その他]	再エネ・省エネ等推進のための本市における環境投資の可能性の検討を進める。	—	国の動きを踏まえながら検討を進める。	—
7	SDGs の取組を促すためのエコポイント等の検討 [環境局 温暖化対策課]	ていたんポイントを活用して、SDGs の取組を促す取組を進める。	—	ていたんポイントの付与に SDGs の観点を盛り込む	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	1 環境活動と地域活性化の好循環
施策分野	(2) 地域コミュニティやNPOの活動推進
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルや地域のバイオマスエネルギー利用推進のための回収への支援措置を継続・強化します。 ・地域における美化運動などの取組を推進します。 ・生物多様性保全などの環境保全活動を行うNPO活動への支援を推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	地域特性型（メニュー選択方式）市民環境活動推進事業 [環境局 循環社会推進課]	地域団体等が自主的に活動する事業（剪定枝リサイクル等）を支援することにより、地域における自主的な環境活動の拡大と地域のコミュニティ活動の活動化を図る。	<p><成果指標> 市民一人あたりの家庭ごみ量 <中期目標> 470g以下（H32年度）</p> <p><成果指標> 3Rの意識の醸成 <中期目標> 3Rの意識の醸成</p>	毎年度、事業参加団体の増減による実施体制を検討し、効率的な事業運営を行う。	<p><他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・地域特性型（メニュー選択方式）市民環境活動推進事業（剪定枝リサイクル事業・廃食用油リサイクル）</p>
2	まち美化等啓発事業 [環境局 業務課]	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（まち美化条例）に基づき、ポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民や企業、ボランティア団体等と連携し、まち美化事業を実施する。 市民の環境美化に対する関心及びモラル・マナーの向上を図り、「世界の環境首都」に相応しい清潔で美しいまちづくりを推進する。	<p><成果指標> まち美化ボランティア清掃参加者数（単年度） <中期目標> 138,000人（H29年度）</p> <p><成果指標> アンケート調査における地域でのまち美化清掃実行の割合 <中期目標> 60%（H29年度）</p>	毎年度、誰もが地域でまち美化清掃を実行するように啓発活動を行う。	<p><過去の環境基本計画関連事業> ・まち美化等啓発事業</p>



個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	道路サポーター 事業 [建設局 道路計画課]	道路の清掃や花壇の手入れなどを行う地域団体の活動を支援し、道路の美化につなげる。 	<成果指標> 道路サポーター 団体登録数 <中期目標> 220 団体（H30 年 度）	各年度、団体への活動支援とともに、PR を行い、登録数の増加を図る 	<過去の環境基本 計画関連事業> ・市民による美しいまちづくりの 推進
4	ボランティアネットワークの推進（公園愛護会） [建設局 公園管理課]	10 名程度の地域住民で組織されるボランティア団体で、公園の美化活動・公園施設の点検や禁止行為の連絡・公園利用者のマナーづくり・市民花壇づくりなどを行い、活動面積に応じて活動費を助成している。	<成果指標> 公園愛護会の結 成数 <中期目標> 1160 団体（毎年 度）	事業継続	—
5	ボランティアネットワークの推進（河川愛護団体） [建設局 水環境課]	地域の住民で構成する河川愛護団体に清掃道具購入の費用等となる補助金を交付することにより、美化活動を広げる。また、美化活動に参加することにより、地域の河川を身近に感じ、自分たちの川として愛着を持つような啓発活動へとつなげる。	<成果指標> 河川愛護団体数 <中期目標> 72 団体（平成 30 年度）	引き続き河川愛護団体の活動について多くの市民に関心を持っていただくため、更なる活動促進を図る。	—

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
6	NPO等と行政の協働の推進 [市民文化スポーツ局 市民活動推進課]	主体性を持ち地域の実情を詳しく知る NPO等と行政との協働によるまちづくりを推進する。	—	引き続き、「北九州市協働のあり方に関する基本指針」に基づく協働を促進する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画
7	自然環境保全活動支援 [環境局 環境監視課]	市民が取り組む自然環境に関する保全活動や普及啓発活動を支援することにより、市民の自主的かつ継続的な活動を推進する。	<成果指標> 自然環境保全に取り組む団体への支援件数 <成果目標> 10団体（H36）	H29～：引き続き10団体に支援を実施。	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	1 環境活動と地域活性化の好循環
施策分野	(3) 連携・協働を通じたサプライチェーン全体での事業者による環境活動推進
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の社会的責任（CSR）や社会的価値の創造（CSV）を踏まえ、サプライチェーン全体で環境やSDGsに配慮する事業者に対して、評価・表彰制度や認定制度等によるインセンティブ付与を検討します。 ・環境協定等を通じた事業者と行政による協働取組を推進します。 ・事業者による環境報告書の作成や環境規格の取得に向けた支援を行います。 ・中長期的なGHG制約や資源制約を見据えて、経済活動と環境負荷低減が両立し、持続可能な事業活動を実現するような制度の検討を進めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	3R活動推進事業 [環境局 循環社会推進課]	事業所に対する一般廃棄物の減量化等の推進及び3R活動を行う団体の表彰等により、3R活動に推進を図る。	<p><成果指標> 一般廃棄物のリサイクル率 <中期目標> 35.0%以上（平成32年度）</p> <p><成果指標> ごみの減量やリサイクルなどの3R活動の推進 <中期目標> 3R意識の醸成</p>	引き続き、啓発活動を行う。	<p><他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・3R活動推進事業</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
2	事業者や学術研究機関等との連携の推進 [環境局 総務課]	民間企業や学術研究機関との連携協定等を通じた協働型の環境取組を推進する。	<成果指標> 事業者等との連携協定数	H29: 連携協定締結の推進	—
3	サプライチェーン全体で環境・SDGsに配慮する事業者に対する評価・認定制度の検討 [環境局 総務課]	事業者がサプライチェーン全体でSDGsに取り組むためのガイドラインを策定し、同ガイドラインに基づく取組みを促す。	<成果指標> SDGsに配慮する事業者数	H29: ガイドライン策定の検討	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	2 ESD等を通じた環境人財の育成
施策分野	(1) 就学前の子どもや高齢者も含めたESD・環境学習の推進
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、環境ミュージアム、エコタウンセンター等の環境学習施設や平尾台、山田緑地、到津の森公園等の自然フィールド、いのちのたび博物館等の施設を生かした体験型プログラムや、教材等の環境学習プログラム、環境に係る学習システムの充実を通じて、こどもの発達段階や地域特性に応じた環境保全活動・環境体験を推進します。 市民センターにおける親子体験や啓発、市内企業による出前授業・見学受け入れなど、保育所・幼稚園・学校・大学、家庭、地域などの様々な機会や場で、環境教育・環境学習の場を提供します。併せて、環境首都検定を推進します。 地域コミュニティにおける環境学習や環境活動を推進・支援する人財、環境コミュニティビジネスの創出や支援をする人財などの環境リーダーの環境人財データの集積を推進します。その際には国等のデータベースも活用します。 SDGsを達成する観点からも、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を、北九州ESD協議会を中心に推進します。その際、ESD活動支援センターや地方ESD活動支援センターとの連携を強化していきます。さらに、消費者教育、食育、人権教育、防災教育等との連携強化を図ります。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	北九州環境みらい学習システム 「ドコエコ！」推進事業 [環境局 環境学習課]	本市の恵まれた自然や充実した環境関連施設等を結びつけ、多世代の市民が意欲や能力に応じて、エコツアーなどまち全体で楽しく環境学習が行える仕組みづくりを行う。	<成果指標> 行動評価に係る市民アンケート調査における環境活動を行う市民の割合 <中期目標> 95% (H42年度)	H29: エコツアーを教員向けツアーに見直して実施 H31: 環境ミュージアム指定管理への統合(予定)	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画 ・北九州市生涯学習推進計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・北九州環境みらい学習システム推進事業



個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境人財育成事業 [環境局 環境学習課]	市民一人ひとりが環境との関わりを理解し、より良い環境・地域づくりへの意識をもって行動を起こすことのできる環境人財を育むため、「環境首都検定」をはじめとする施策に取り組む。	<p><成果指標> 北九州市環境首都検定の受検者数</p> <p><中期目標> 5,500人（H30年度）</p>	<p>・毎年度効果的なPR活動を行い、環境首都検定受検者数の拡大を目指す。</p> <p>・就学前の子どもから大人まで幅広く環境人財の育成に取り組んでいく。</p>	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・第2次北九州市生物多様性戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市環境首都検定 ・こども環境学習事業



（北九州市環境首都検定）



（こども環境学習事業）

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	ESD 活動支援事業 [環境局 環境学習課]	持続可能な社会の構築を図るため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、北九州 ESD 協議会を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進する。	<p><成果指標> アンケート調査における ESD 認知度</p> <p><中期目標> 12%（H31 年度）</p>	<p>H29：北九州 ESD 協議会の新活動体制始動</p> <p>H31：現アクションプラン実行の評価と次期アクションプラン策定</p> <p>H32：次期アクションプランスタート</p>	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「元気発進！北九州」プラン ・市長公約 ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESD 推進事業
4	長野緑地を利用した農業体験教室 [建設局 公園管理課]	長野緑地の公園予定地の一部を活用して、市民に一年を通して有機農業栽培管理や花作りを体験する場を提供する。また子どもたちが自然の中で遊び、学ぶ場を提供し、収穫物を使用したイベントの実施など、市民の参加を拡大するイベント等を実施する。	<p><成果指標> 参加人数</p> <p><中期目標> 特になし（年間で2000人目標）</p>	事業継続	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市生涯学習推進計画 ・元気発進！子どもプラン <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野緑地を利用した農業体験教室
5	到津の森公園による学習プログラムの提供 [建設局 公園管理課]	小学生を対象とした、動物や自然とのふれあいを通して命の大切さや自然環境の保護の必要性を学ぶプログラムの提供	<p><成果指標> 「市民環境力」を高め、環境保全に対する意識が高まった状態</p> <p><中期目標> 数値化困難</p>	毎年度、到津の森公園指定管理者が実施予定。	—

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
6	環境人財データ 集積の検討 [環境局 環境学習課]	本市における環境リーダーとなる環境人財のデータ集積を図り、環境人財の活用を促進する。	—	H29～：環境人財情報の収集を進める。	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	2 ESD等を通じた環境人財の育成
施策分野	(2) 若者の横断的連携による市民環境力の更なる推進
<ul style="list-style-type: none"> ・北九州まなびとESDステーションを拠点として、本市に所在する10大学と地域社会の連携強化を促進します。 ・ユネスコスクールや国際会議等におけるイベントを通じて、県内・市内の高校・中学校・小学校の連携強化を進め、政策提言等を通じて考える力を養成します。 ・こどもエコクラブについて、参加者数の増大と取組の発信力の強化を図ります。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	市民環境力支援事業 [環境局 環境学習課]	市民の環境力を高めるため、日ごろの活動の発表・提案の場である北九州エコライフステージ事業などへの支援などを行う。 	<成果指標> エコライフステージ参加者数(単年度) <中期目標> 74万人以上(H30年度)	・地域の環境活動を支援し、環境情報を発信するためのポータルサイトの管理運営を進める。 ・毎年10月にエコライフの提案・発表・交流の場となるシンボルイベント「エコライフステージ」を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・北九州市環境未来都市計画 ・第2次北九州市食育推進計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・北九州エコライフステージ推進事業
2	環境教育推進事業 [教育委員会 指導第一課]	学校の特色や子どもの実態に応じた環境教育を行うとともに、学校、地域、行政、企業等が連携した教育を推進する。	<成果指標> 北九州市ユネスコスクール推進指定校全校(15校)がユネスコスクール本部に加盟登録する。 <中期目標> 13校加盟(H29年度)	H30: 全ての推進指定校のユネスコスクール本部加盟登録を実現する(15校)	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市子どもの未来をひらく教育プラン ・元気発進!子どもプラン

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	2 ESD等を通じた環境人財の育成
施策分野	(3) 高度な環境人財育成のための基盤強化
<ul style="list-style-type: none"> ・世界で通用する環境人財の育成・集積を図るため、北九州学術研究都市の大学・研究機関やFAIS（公益財団法人北九州産業学術推進機構）、KITA（公益財団法人北九州国際技術協力協会）、環境産業推進会議、環境関連企業などと連携し、アジアなどの海外からの人材を含む、次の世代を支える専門家、研究者、環境起業家（アントレプレナー）の研究・教育を進めます。 ・高度な環境教育を受けた環境人財のキャリア形成のための情報提供等の支援を行います。 ・高度な環境教育を受けた環境人財が域内で活躍できるよう、地域の環境産業への就職支援、起業支援、マッチング強化を図ります。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	アジアの環境人材育成拠点形成事業 [環境局 環境国際戦略課]	これまでのアジア諸国との環境国際協力の経験や本市における環境分野での取り組み等を活かし、アジアにおける環境分野の人材育成拠点を目指す。また、国際協力の推進や地元企業による環境ビジネス等多様な国際交流の発展につなげていく。	<成果指標> アジアの環境人材育成のための研修員等の受講者数（単年度） <中期目標> 450名（H30年度）	毎年度、研修生の受け入れを行うとともに、研修の誘致につながる提案やPR活動を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
2	高度な環境人財の育成やキャリア形成等の支援 [環境局 環境産業推進課 その他]	市内大学やFAISでの人材育成に加え、環境NPOなどと連携して専門家・研究者・環境起業家の育成を図る。	—	関係団体と連携した専門人材育成プログラムの実施	—

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	北九州市立大学 等における環境 人材の育成 [企画調整局 企画課]	国際環境工学研 究科及び環境技 術研究所を中心 とした教育・研究 を通じて高度な 専門人材の育成 を進める。	—	引き続き、留学生 や社会人の積極 受入れ、高等教育 機関との連携を 推進する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル都 市行動計画
4	環境人財の域内 環境産業就職等 支援 [環境局 産業廃棄物対策課]	産業廃棄物処理 業における地元 雇用の推進のた めの就職フェア 等を支援する。	—	H30: 産業廃棄物 処理業界との連 携によるインタ ーン等の実施	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応
施策分野	(1) 環境リスク等に関する対話の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などを巡って、有害性の程度（ハザード）と、人や生物へのばく露（摂取量）のレベルを考慮し、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性や程度（環境リスク＝有害性（ハザード）×ばく露量）について、関係者間の対話を促進します。 ・地域における事業者・住民が定期的に対話する場の設置を促進し、お互いに知恵を出し合うことなどにより、共創型の環境取組を推進します。 ・関係者による円滑なコミュニケーションを図る観点からも、市も啓発や相互理解のための実地測定などを柔軟に行うとともに、迅速な現場対応を行います。 ・学会やシンポジウムの積極的な誘致や開催を通じて、専門家と市民・事業者の対話を促進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	環境対策事業 [環境局 環境監視課]	環境法令に基づき、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動の監視測定（環境モニタリング）などを行い、環境質の現状を把握し、維持・向上に努める。また、市内企業を対象に、環境モニタリング結果等を共有し、環境保全を一層促進するため、環境モニタリングの結果や環境法令の概要、また不適正事案の防止策等に関するセミナーを実施する。	<p><成果指標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底</p> <p><中期目標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底</p>	—	<p><他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境リスクに関する学会等の積極的誘致 [環境局 環境監視課 その他]	環境に関する学会やシンポジウムの積極的誘致	<成果指標> 環境に関する学会やシンポジウムの開催数	H29:PCBに係る資源循環学会の開催	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応
施策分野	(2) 環境に関する適切な情報の提供と環境リテラシーの養成
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境特性や環境変化の把握を行うため、生活環境、自然環境、快適環境などの環境情報の体系的な整備とネットワーク化を進め、信頼性のある環境情報が提供できるように収集・整備を進め、タイムリーに情報提供を行います。 ・ていたんプレスや市政だよりをはじめとする様々な媒体を通じて、環境基準などの専門用語の定義や意味、環境問題に係る人や生物等への客観的な環境リスク情報について、積極的に情報提供を行います。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	環境未来都市広報事業 [環境局 総務課]	環境未来都市の認知度の向上及び環境広報の強化のため、環境マスコットキャラクター「ていたん & ブラックていたん」を活用した広報やイベント等でのPRを継続して行う。	<成果指標> アンケート調査における環境未来都市選定の認知度 <中期目標> 80%（H29年度） <成果指標> アンケート調査における環境マスコットキャラクターの認知度 <中期目標> 60%（H29年度）	毎年度、市内外の各年齢層に対し、効果的な環境啓発活動を行っていく。	〈他計画での記載〉 ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
2	環境情報の積極的な発信 [環境局 総務課その他]	「北九州の環境」などの発行物を通じて、北九州の環境の現況について分かりやすく発信していく。	—	引き続き、「北九州の環境」の刊行を通じて環境情報の発信に努める。	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応
施策分野	(3) 事業者による自主的な環境リスク対応の推進
<p>・事業者の創意工夫を引き出し、事業リスクに繋がる環境リスク低減を図るため、協定や表彰、認定を通じて、事業者による自主的な環境取組や対話・情報公開等を推進します。</p>	

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	事業者による自主的な環境リスク管理の推進 [環境局 環境監視課]	有害物質管理等に向けた自主管理指針を作成し、事業者による自主管理計画の策定を推進する。	<成果指標> 事業者による自主管理計画策定数	H30: 自主管理指針の策定	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立
施策分野	(1) 戦略的な環境国際協力の推進と国際的な環境ブランド力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA（独立行政法人国際協力機構）や関係省庁など国内外の関係機関と協働して、調査や情報収集を行うとともに、SDGs などの本市ならではの取組をブランドとして積極的に発信していきます。 ・ OECD（経済協力開発機構）が進めるグリーンシティ・プログラムのアジア展開や SDGs の取組と連携し、本市の環境面からの国際的な知名度を向上させるとともに、アジア地域におけるグリーン成長政策の普及を推進します。 ・ 中国で発生する PM2.5（微小粒子状物質）等の大気汚染に対する国際協力及び調査研究を推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	環境国際協力推進事業 [環境局 環境国際戦略課]	アジアを中心とする諸都市の環境改善等に向け、本市が有する様々な環境国際ネットワークを活用し、環境国際協力事業を展開する。	<成果指標> 環境国際協力事業の実施研修 <中期目標> 累計7件（H26年度～H30年度）	H29：外部資金を活用しながら、アジア地域での環境国際協力事業を実施する	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	日中大気汚染・省 エネ対策共同事 業 [環境局 環境国際戦略課]	中国におけるPM2.5（微小粒子状物質）等をはじめとする大気汚染については、日本への影響も懸念されており、その対策を講じる ことについては喫急の課題となっている。 本市では、中国諸都市と連携し、中国における大気汚染への対策を講じるため、国の事業を活用し、平成26年度から5ヵ年間の予定で中国側の行政官や技術者等の資質向上を目的とした研修生の受け入れや、現状を把握・分析等するための専門家の派遣を行う。また、具体的課題解決のための共同研究を実施する。	<成果指標> 専門家派遣人数 (累計) <中期目標> 250人(H29年度) <成果指標> 研修生受入人数 (累計) <中期目標> 150人(H29年度)	連携協力対象となる中国6都市に対して専門家の派遣や訪日研修等を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画
3	北九州方式ごみ 堆肥化事業の推 進 [環境局 国際環境戦略課]	KITA、IGES北九州アーバンセンター等の関係機関や市内企業と連携し、また、JICAなどの国際機関の支援を得ながら、アジア都市間のネットワークを活用し、アジア地域において「北九州方式による生ごみ堆肥化」を推進する。	—	引き続き、北九州方式生ごみ堆肥化事業を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立
施策分野	(2) 海外環境人財育成を通じた国際的なネットワーク形成
<ul style="list-style-type: none"> ・発展途上国の技術者を対象とした受入研修を行うとともに、アジア地域を中心に経験豊かな技術者を派遣し、同地域での「持続可能な開発」に貢献しつつ本市と現地とのネットワークを構築します。 ・KITA（公益財団法人北九州国際技術協力協会）を中心に、市内事業者や大学等との連携のもと、国際研修プログラムを拡充し、より広域から研修員を受け入れ、本市からの環境技術輸出にあたってのキーパーソンを育成するなど、環境分野における実践的な環境人財育成の拠点づくりを進めます。 ・研修生のアフターフォローや人財育成事業の成果の点検等によって、海外都市や研修生との一過性でない関係の構築を進めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	アジアの環境人材育成拠点形成事業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	これまでのアジア諸国との環境国際協力の経験や本市における環境分野での取り組み等を活かし、アジアにおける環境分野の人材育成拠点を目指す。また、国際協力の推進や地元企業による環境ビジネス等多様な国際交流の発展につなげていく。	<成果指標> アジアの環境人材育成のための研修員等の受講者数（単年度） <中期目標> 450名（H30年度）	毎年度、研修生の受け入れを行うとともに、研修の誘致につながる提案やPR活動を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
2	研修生のアフターフォローや人材育成事業の成果の点検 [環境局 環境国際戦略課]	本市で行う海外人材向け研修について、関係者でニーズに合った研修内容の見直しや継続的なネットワークの構築を図る。	—	関係団体での連絡調整や研修員とのネットワークの方法を検討する。	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立
施策分野	(3) 環境分野の国際会議・国内イベントの誘致・開催
<p>・環境首都として、全庁一丸となって国内外の環境に係る会議やイベントを積極的に誘致し、環境政策に貢献するとともに、本市の認知度アップ、「国際 MICE 都市北九州」の実現に貢献します。</p> <p>・北九州エコタウン、北九州次世代エネルギーパーク、響灘ビオトープ、平尾台、曽根干潟、ウォータープラザ、BONJONO（ボン・ジョーノ）など、本市の誇る環境関連地区を、会議参加者のプレ・ポストツアーや、国内外からの来訪者のテクニカルビジット先として活用し、「環境首都・北九州」の知名度向上や環境国際ビジネスの促進に繋がります。</p>	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	国際会議等 MICE 事業の推進 [産業経済局 MICE 推進課]	国際会議や海外からの企業視察や報奨旅行など MICE 誘致を強化するため、重要なインセンティブとなる開催助成金制度を拡充して実施し、「国際 MICE 都市 北九州」の確立に向けた取組みを推進する。	<成果指標> MICE 開催件数 <中期目標> 300 件 (H31 年度)	—	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境分野の国際会議・国際イベントの招致・開催 [環境局 環境国際戦略課 その他]	環境分野の国際会議や国際イベントの積極的誘致	<成果指標> 環境分野の国際会議・国際イベントの開催数	環境分野の国際会議の誘致に向けた情報収集	—

政策目標	第1 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立
基本施策	4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立
施策分野	(4) アジアの技術首都ブランドの確立
<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸大学や企業との連携強化を進め、本市の有する技術面・政策面での強みを活かした学術研究都市や大学・企業での最先端の技術開発を促進するとともに、研修体制を強化し、国内外からの人財育成を図ります。 ・ 本市の有する優れた技術研究成果をパッケージ化し、戦略的にアジアに発信していきます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	アジア低炭素化 センター推進事業 [環境局 環境国際戦略課]	アジア低炭素化センターを中核として、環境に関する多様な技術や社会システム等を海外に輸出することで、地域経済の活性化を推進する。	<成果指標> プロジェクト推進数、 <中期目標> 145件(H29年度) <成果指標> 企業協議、ビジネス スマッチング数 <中期目標> 430件(H29年度)	アジア地域でのCO2排出量削減に向けて、各種プロジェクトの推進及び企業協議、ビジネスマッチング等の支援を行っていく。 プロジェクト推進にあたっては、パッケージ型のインフラ輸出を推進していくとともに、国等からの外部資金を最大限活用する。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市地球温暖化対策実行計画 ・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	中小企業アジア 環境ビジネス展 開支援事業 [環境局 環境国際戦略課]	市内中小企業が 所有する既存の 技術・製品に関し て、海外でのニー ズに合わせた現 地での事業可能 性調査（FS）や実 証試験を行うた めの費用の一部 を助成し、市内企 業の海外への技 術輸出の推進を 図る。	<p><成果指標> 申請書のダウン ロード数 <中期目標> 10件（H29年度）</p> <p><成果指標> 採択企業の事業 の進捗状況確認 件数 <中期目標> 2件（H29年度）</p> <p><成果指標> 海外での実証事 業等の進出数（単 年度） <中期目標> 3件（H32年度）</p>	毎年度、市内中小 企業に対し助成 を行い、市内企業 の海外への技術 輸出の推進を図 っていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画 <過去の環境基本 計画関連事業> ・中小企業アジア 環境ビジネス展 開支援事業</p>
3	アジアの“グリーン 成長”推進のため のプラットフォーム 構築事業 [環境局 環境国際戦略課]	本市に蓄積され た都市環境イン フラに係る技術 や行政ノウハウ などを体系的に 整理した「北九州 モデル」を活用し た都市環境イン フラビジネス推 進事業の成果を 踏まえ、新規事業 として、既存の連 携都市における 取組みの深化、首 都圏への横展開 を進めるための プラットフォーム 構築、さらには グリーン成長都 市のネットワー ク化に取組み、都 市環境インフラ 輸出の推進を図 る。	<p><成果指標> 既存都市及び首 都圏においてパイ ロット事業に 着手した数（都市 数） <中期目標> 平成31年度まで に8都市</p>	H29：ハイフォン、 ラヨンでパイロ ット事業に着手 H30：上記に加え、 スラバヤ、プノン ペンでパイロッ ット事業に着手 H31：上記に加え、 イスカンダル、ダ バオ、セブ、マン ダレーでパイロ ット事業に着手	<p><他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画</p>

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換
施策分野	(1) 産業界・都市構造も含めた徹底した省エネ・省CO2推進
<ul style="list-style-type: none"> 工場から生み出されるエネルギーのまちなかでの利用など、工場と街の連携を推進するとともに、低炭素製品の低炭素な製造プロセスを通じた市内外でのCO2排出削減等を通じて、産業都市としての強みを活かした低炭素化を推進します。 スマートグリッドやエネルギーマネジメント、シェアリングなど、低炭素化に貢献するソフト産業・サービス産業の育成を推進します。 便利で暮らしやすく、環境負荷の小さい都市構造の形成に向けて、まちなかを重視した土地利用の誘導や都市機能の集約・適正配置などを通じて、コンパクトなまちづくりを推進します。 超高齢社会における「市民の足」の確保、地球環境にやさしい交通手段の利用促進、利用しやすく安心して快適な交通体系の構築を基本方針とした環境首都総合交通戦略に沿って、交通結節機能の強化や幹線バス路線の高機能化など公共交通の利便性向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントの実施やバリアフリー化を推進することで、公共交通利用を促進します。 地区・街区レベルにおいて、余剰熱や副生水素なども活用したエネルギーマネジメントや公共交通利用を含む低炭素に係る面的な技術・システムを総合的に導入します。 港湾の利便性向上等による海上輸送などのモーダルシフトを推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	次世代エネルギー設備導入促進事業 [環境局 地域エネルギー推進課]	工場や事業所における一層の省エネルギー対策を推進するため、省エネ設備や新エネ設備、エネルギーの見える化設備を設置する市内の中小企業等に対し、設置費用の一部を補助する。	<成果指標> 省エネ投資額 <中期目標> - <成果指標> 補助金活用件数 <中期目標> -	企業等に対し、省エネ改修・エネルギーの見える化導入の取組みについて働きかけを行う。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・中小企業エネルギー設備導入促進事業

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	「北九州市地球 温暖化対策実行 計画・環境モデル 都市行動計画（北 九州ニューグリ ーンフロンティア プラン）」の着 実な推進 [環境局 温暖化対策課]	・市内の温室効果ガス排出量の推計、分析 ・気候変動への「適応策」の更なる検討 ・産業界と連携したCO2削減に向けた取組みの推進	＜成果指標＞ CO2削減量（H17比） ＜中期目標＞ 126万t-CO2 （H32）【温対計画の目標】	毎年度、市民啓発、計画の進捗管理・フォローアップ等	＜他計画での記載＞ ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画
					
3	環境首都総合交通戦略の推進 [建築都市局 都市交通政策課]	環境首都総合交通戦略は、本市での望ましい交通体系を構築するため、既存の公共交通機関を有効活用し、その維持や充実・強化を図る。 過度なマイカー利用から地球環境にやさしい公共交通や徒歩・自転車への利用転換を図り、市民の多様な移動手段が確保された交通体系を構築することを目指す。	＜成果指標＞ 公共交通人口カバー率 ＜中期目標＞ 80.0%（H32年度） ＜成果指標＞ 公共交通分担率 ＜中期目標＞ 24.0%（H32年度） ＜成果指標＞ 自家用車CO2排出量（H17年度比） ＜中期目標＞ 約6.0%削減（H32年度）	北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通網形成計画）に掲げる30施策（うち7施策が重点施策）の進捗を図る	＜他計画での記載＞ ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・環境首都総合交通戦略（地域公共交通網形成計画） ・北九州市環境未来都市計画 ＜過去の環境基本計画関連事業＞ ・環境首都総合交通戦略の推進

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	生産プロセスの 改善による省エ ネルギー推進 [環境局 温暖化対策課]	市内企業の技術 やノウハウを活 用して、市内産 業界における生 産プロセスを改 善する。	—	引き続き、①市 内企業のシーズ ・ニーズ調査、 ②融資制度等 導入促進のため の制度や仕組 みの検討・実施 、③順次、導入 を推進していく。	<他計画での記載> 北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル 都市行動計画
5	低炭素まちづく り計画を通じた 都市の低炭素化 [建築都市局 まちづくり 推進課]	「都市の低炭素 化の促進に関す る法律」に基づく 「低炭素まちづ くり計画」を通 じて、都市機能 の集約化や公共 交通の利用促進 を図る。	—	引き続き、低炭 素まちづくり計 画を通じた都市 機能の集約・公 共交通の利用促 進を進める。	<他計画での記載> 北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル 都市行動計画
6	次世代自動車（電 気バス）産業拠 点の形成（ゼロエ ミッション交通シ ステム） [港湾空港局 エネルギー産業 拠点化推進課]	若松区響灘地区 において、太陽 光発電で作った 電力を大型蓄電 池に蓄え、当該 電力を電気バス へ利用すると同 じく、電気バス の輸入拠点、組 立拠点及び販売 拠点の形成を推 進する。	—	引き続き、電気 バス、太陽光発 電設備、大型充 電池の導入・供 用を進める。	<他計画での記載> 北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル 都市行動計画

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換
施策分野	(2) 良質な地区街区・住宅・建築物ストックの形成
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の断熱化や太陽光発電、高効率設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）の推進、北九州市建築物総合環境性能評価制度（CASBEE 北九州）の取得等を通じ、地区街区・住宅・建築物の低炭素化と快適性（QOL）を同時に促進します。 ・市営住宅やその他市有建築物、地域拠点への太陽光発電や省エネ設備等の設置、長寿命化を進めることで、低炭素化及び防災性の向上を図ります。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業 [建築都市局 区画整理課]	JR 城野駅北側の未利用国有地やUR 城野団地を中心とする城野地区（約 19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備の設置誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れて、ゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備する。	<p><成果指標> 純増住宅戸数 <中期目標> 550 戸（H33 年度）</p> <p><成果指標> 長期優良住宅等の件数の割合 <中期目標> 100%（H27 年度～）</p>	エリア内部の各街区において、助成制度（住宅街区のスマート化促進事業補助金）の活用を図りながら、まちづくり基本協定に基づき、ゼロ・カーボン仕様の住宅街区の整備を進めていく。	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業



個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	民間建築物指導 業務（CASBEE 北 九州の普及） [建築都市局 建築指導課]	建築物は、エネル ギーの消費や廃 棄物の発生など 環境に対し様々 な影響を与えて いる。また、地球 温暖化対策をは じめとする環境 問題に対し、建築 分野での取り組 みは大きな役割 を担っている。 CASBEE 北九州 （北九州市建築 物総合環境性能 評価制度）は延床 面積 2,000 m ² 以 上の建築物の新 築等を行う建築 主が建築物の環 境性能を自己評 価し、その結果を 市に届出る制度 であり、この制度 の普及により、環 境配慮型建築物 の整備促進を図 る。	<成果指標> CASBEE 北九州（北 九州市建築物総 合環境性能評価 制度）の年間届出 件数 <中期目標> 15 件（H29 年度）	引き続き、届出を 促す普及啓発活 動を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル都 市行動計画 <過去の環境基本 計画関連事業> ・CASBEE 北九州 の普及

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業 [環境局 地域エネルギー推進課]	約 1,100 の市有施設において、省エネ・節電行動や省エネ設備の導入等を推進する。	—	引き続き、毎年予算の範囲内で、可能な限り実施する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画
4	LED照明の導入促進（道路照明・防犯灯） [建設局 道路維持課 その他]	既設及び新設の道路照明（道路照明灯、街路灯）や、市や自治会等が設置している市内の防犯灯のLED化を推進する。	—	引き続き、道路照明・防犯灯のLED化を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画
5	市民センターの省エネルギー化の推進 [市民文化スポーツ局 地域振興課]	地域活動の拠点施設である市民センターの大規模改修時に高効率照明や省エネタイプ空調機器への更新を図る。	—	引き続き、市民センターの大規模改修や空調改修の際のLED照明化や省エネ空調改修を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換
施策分野	(3) 自然資本の維持と利活用

・都市部や拠点において都市構造や生物多様性・快適性等を踏まえた戦略的な緑化施策に取り組み、低炭素化とヒートアイランド対策・快適なまちづくりを推進します。

・市内の森林の適正管理及び放置竹林の伐採を官民協働の下に強化し、森林整備によるCO2吸収量増大と、民間活力の導入を念頭に置いた間伐材や竹材のバイオマスエネルギー利用や資源化による低炭素化を図ります。

・自然公園区域内の優れた自然景観を保護するとともに、遊歩道の適切な管理に努め、市街地を取りまくパノラマの緑の保全と活用を図ります。

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	放置竹林対策事業 [産業経済局 農林課]	<p>管理されていない竹林の増加により、森林景観の悪化や保水力の低下による災害の危険性が問題となっている。</p> <p>このような竹林の拡大防止を図るため、竹材の搬出を行なうための生産団体やNPO、森林所有者等への助成を行い、竹が安定的に供給・循環される仕組みづくりを行なう。</p> <p>また、竹の粉碎機を市民に無料で貸し出しを行っている。</p>	<p><成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間300トンの竹の搬出 竹等粉碎機の貸出件数 <p><中期目標></p> <p>—</p>	<p>竹材活用システム支援事業・竹等粉碎機貸出業務の継続</p>	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> 北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 北九州市環境未来都市計画



竹材活用システム支援事業 北九州市

- 搬出の際の注意
 - 北九州市内の竹材回収場
 - 搬出・搬送は日中のみ
 - 道路の狭い・材料を落とさない
 - 搬出の時に竹等粉砕機を準備
- 竹等粉砕機貸出事業（面積1.60ha）
 - 写真
 - 地図



竹材活用システム支援事業 北九州市

- 事業予定量：300トン（2022年度実績162トン） 年間予算額：500万円
- 搬出業者の事業収益
 - 市内の放置竹林の竹（青竹）
 - 稼働するお掃除機などの竹材を回収
 - 土留まるとお掃除機の回収もできる
- 活用業者の事業収益
 - 森林組合にて引取値
 - 農産物産出
 - 竹の活用は不可欠
 - 活用実績の報告書提出



竹材活用システム支援事業 北九州市

- 目指す方向：竹循環システムの構築
- 竹の供給
 - 市内の生産者
 - 市内の竹の搬出促進
 - NPO法人
 - 竹等粉砕機貸出の活性化
 - 事業者
 - 新たな伐採事業の稼働促進
- 竹材活用先
 - 竹材活用促進
 - 竹材活用促進の調査・研究開発、実践実験を行う企業等に提供
 - バイオマス発電
 - 竹炭製造・販売
 - 竹炭製・竹炭
 - 竹炭製・バイオマスへの活用



竹材活用システム支援事業 北九州市

- 成果
 - 竹の活用を目標とする内外の企業等からの関心増加
 - 循環が実現
 - この事業を活用して新たな竹材事業を目標とする企業が出てきた
 - 竹の搬出機貸出、廃棄が上がる
 - バイオマス発電の新たな供給源につながる
- 課題
 - 8年度平成27～28年度（2015～16年度）の調査事業
 - 平成30年度以降の取組みを定めていく
 - 活用を増加するの供給は計画通りにならない
 - 活用事業者は研究開発が進んでいる竹材の供給をどうするか

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	<p>荒廃森林再生事業</p> <p>[産業経済局 農林課]</p>	<p>概ね 15 年以上手入れされていない荒廃した私有林のスギ林・ヒノキ林の間伐や侵入竹の除去を行い、森林が保有する木材生産機能と水源のかん養やCO2吸収等公益的機能の発揮を高める。</p>	<p><成果指標> H20～H29 までの10年間の森林整備面積 <中期目標> 1,124ha</p>	<p>H29：森林整備面積 147ha H30以降については事業メニューや目標設定の見直しが行われる予定</p>	<p><他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・荒廃森林再生事業</p>



間伐前（暗く下草がない森林）

→



間伐後（明るい森林：下草が豊かになる）
※木材の価値や防災効果等が高まる

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	<p>森林の保全</p> <p>[産業経済局 農林課その他]</p>	<p>保安林指定制度、自然公園法制度、風致地区制度及び特別緑地保全地区制度により森林の保全を図る。</p>	—	<p>引き続き、各制度の適切な執行により森林の保全を図る。</p>	<p><他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	都市緑化の推進 [建設局 緑政課]	北九州市緑の基本計画に基づき、都市緑化の推進を図る。	<p><成果指標></p> <p>①工場緑地及び工場等緑化協定による緑地面積</p> <p>②都市公園面積</p> <p>③地域に役立つ公園づくりワークショップの開催地区数</p> <p>④市民協働による緑化や管理の箇所数</p> <p><成果目標></p> <p>①400ha (H32)</p> <p>②1,245ha (H32)</p> <p>③55 地区 (H32)</p> <p>④ 2,100 箇所 (H32)</p>	H29～:「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、①環境首都の機能を高める緑化と特色ある緑の保全・活用②健やかで生きがいのある暮らしに寄与する緑と公園づくり③暮らしの安全に寄与する緑と公園づくり④市民とともに作る緑のまちづくりの4つの柱を踏まえ、目標値を指標として都市緑化の推進を図るとともに、企業が工場・事業所の敷地内の緑化、壁面緑化等の都市緑化に取り組むよう積極的な働きかけを行う。	<他計画での記載> ・北九州市緑の基本計画 ・第2次北九州市生物多様性戦略

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
5	八幡東田グリーン グリッド整備 事業 [建設局 みどり・公園 整備課その他]	八幡東田地区に おいて、質の高い 緑を創出するこ とにより、景観の 向上はもとより、 CO2の削減や生物 多様性、微気象の 緩和など、様々な 効果を生み出す。	—	H29～H32:2020年 を目標として、以 下の5つのプロ ジェクトにより 緑を有機的に結 び付け、グリーン グリッドを形成。 ①人が感じる緑 の創造 ～緑の 印象付け(グリー ンゲートプロジ ェクト)②緑と水 による生物多様 性の創出 ～水 と緑の軸連携(グ リーンラインプ ロジェクト)③ 緑・水・風による 快適な都市空間 の創造 ～自然 の力の利用(グリー ンパワープロ ジェクト)④多世 代ふれあい空間 の創造 ～花と 緑と農のまちづ くり(グリーンフ ァームプロジ ェクト)⑤市民力の 連携と活用の創 出 ～人と緑の 繋がり形成(グリー ンチェーンブ ロジェクト)	<他計画での記載> ・北九州市緑の基本 計画 ・第2次北九州市生 物多様性戦略

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換
施策分野	(4) ストックマネジメントによる低炭素化
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的・効率的な維持管理・補修を通じて橋梁や上下水道施設などの長寿命化を推進します。 ・市のストックマネジメント計画において廃止される施設のリノベーションを通じた有効利用を図るとともに、老朽化した施設の集約・廃止を進めます。 ・大規模施設の建設など、いったん整備されると長期間にわたって環境にその影響が続くストックについては、ロックイン(環境影響の高止まり・固定化)を回避するため、その長期的な影響を事前に吟味するとともに、環境保全協定等を通じて継続的な低炭素化などを求めています。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	橋梁・トンネル長 寿命化事業 [建設局 道路維持課]	<p>市内には、約2,000の橋梁と39本のトンネルがあり、高齢化・老朽化の進展が懸念されている。そこで、従来の対症療法型補修を改め、予防保全型に移行するため、「北九州市橋梁長寿命化修繕計画」(H22.3)及び「北九州市トンネル長寿命化修繕計画」(H25.2)を策定した。</p> <p>本事業は、この計画をもとに、予防保全が有効な状態である健全度Ⅲ以上の橋梁とトンネルを増加させることで市民の安全・安心を確保する。</p>	<p><成果指標> リニューアル対象橋梁の完成数</p> <p><中期目標> リニューアル対象橋梁の修繕(H31年度)</p> <p><成果指標> リニューアル対象トンネルの完成数</p> <p><中期目標> リニューアル対象トンネルの修繕(H29年度)</p>	<p>毎年度、長寿命化修繕計画に沿って修繕を実施していく。</p>	<p><他計画での記載> ・北九州市公共施設マネジメント基本計画(社会インフラ版)</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	大規模施設に対する長期的な環境影響の低減に向けた検討 [環境局 環境監視課 その他]	環境影響が長期に亘る施設について継続的な環境影響の低減を求めるための検討を行う。	—	・環境保全協定等の活用についての検討を進める。	—

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築
施策分野	(1) 再生可能エネルギーや水素、ICT/AI、人間工学・高機能素材等による超低炭素化技術開発と産業クラスターの構築
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの不安定性に対応するための蓄電技術や、新材料・環境エレクトロニクス等を活用した再エネ・省エネ技術等の開発の支援を進めます。 水素利用のサプライチェーン全体の効率化を図るための、水素製造、貯蔵、運搬、利用の各段階における技術開発の支援を進めます。 ICT や AI を活用した需給予測・エネルギーマネジメント等を通じた省エネ化を促進します。 低炭素化に向けた人の行動変容を促す人間工学の活用の支援を進めます。 素材産業が集積し、環境エレクトロニクスの研究を進めてきた本市の強みを活かし、低炭素な高機能素材開発の支援を進めます。 上記の技術開発を促進するため、北九州学術研究都市や、北九州市立大学、九州工業大学などの市内の大学などの知的基盤を活かし、FAIS(公益財団法人北九州産業学術推進機構)などと密接に連携して、外部資金の活用を含めた支援を行います。 上記の技術開発の実証・社会実装を支援するとともに、大学や企業等と連携し、地元事業者への技術移転を促進し、産業クラスターの構築につなげていきます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	環境エレクトロニクス拠点化推進事業 [産業経済局 新産業振興課]	低炭素社会の実現に向けて、電力の有効利用をはじめ、自動車や電車、家電製品等の省エネルギー化に貢献する基盤技術として期待されているパワーエレクトロニクスを中心とした環境エレクトロニクスについて、環境エレクトロニクス研究所で研究開発を促進するとともに国内外のネットワークづくりに取り組む。	<p><成果指標> 研究者・技術者の集積数</p> <p><中期目標> 200人(H31年度)</p> <p><成果指標> 専門人材(パワエ)の輩出数</p> <p><中期目標> 50人(H31年度)</p> <p><成果指標> 企業との共同研究数</p> <p><中期目標> 25件(H31年度)</p>	大学・研究機関・企業等との連携や外部資金の確保を進め、環境エレクトロニクス研究の充実を図るとともに研究開発拠点化を推進する。	<p><他計画での記載></p> <p>・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>・北九州市環境未来都市計画</p>

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境未来技術開発助成事業 [環境局 環境産業推進課]	新規性・独自性に優れた環境技術の研究開発費の一部助成により、中小企業をはじめとした地元企業等に技術開発の機械を提供するとともに、本市における環境分野の技術の集積を促す。	<p><成果指標> 本助成事業で助成した研究開発の事業化数</p> <p><中期目標> 累計 36 件（H32 年度）</p>	旺盛な研究開発ニーズに対して効果的な助成を行うとともに、助成終了後も国等の研究開発予算の活用を進めていく。	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコタウンの高度化（資源リサイクル拠点の形成） ・3R技術高度化による新たな環境産業の創出（環境未来技術開発助成事業）
3	水素エネルギー社会構築推進事業 [環境局 温暖化対策課]	水素エネルギーの社会への浸透を目指し、「本市の先導的な取り組みの情報発信」、「福岡県、関連企業等とのネットワーク構築」、「水素エネルギービジネス実用化の検討」等を実施する。	<p><成果指標> 水素ステーションの設置件数（累計）</p> <p><中期目標> 5 箇所（H32 年度）</p>	国助成の活用や関連企業との協議等を通して、水素の製造、供給、利用に関する実証を行い、その成果を広くアピールする。	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素エネルギー社会実証推進事業（水素供給拠点形成事業）



政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築
施策分野	(2) 規制的手法・経済的手法等を通じた低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の公害克服の過程で培われた市民・事業者・行政等のパートナーシップや人間本位の価値観、ものづくりへのプライド等を踏まえて、本市ならではのありべきライフスタイル・ビジネススタイルの検討を進めます。 ・「省エネ法」に基づく事業者の取組や経団連低炭素社会実行計画を踏まえ、市内事業者の取組を評価し、取組を促していきます。 ・ていたんポイントやていたんコンテストなどのインセンティブ制度の推進・拡大により、市民の低炭素活動の促進を図ります。 ・カーボン・プライシングや排出量取引制度といった経済的手法について、国の動向を注視しつつ、市の産業や経済への影響を考慮し、検討を進めます。 ・地球温暖化対策実行計画を踏まえ、市役所における2050年65%削減を目指し、省エネ・省資源の率先実行を進めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業 [環境局 地域エネルギー推進課]	環境モデル都市としての市役所の率先垂範を実践するため、また、省エネ法及び温対法の規制へ対応するため、省エネ・節電を推進する。	<p><成果指標> 市有施設のエネルギー消費原単位の改善</p> <p><中期目標> H32年度までにH22年度比10%減</p>	<p>これまでの省エネ・節電の活動の徹底と、省エネ機器への更新を実施する。</p> <p>また、全庁を対象とした省エネ会議を通じて、更なる省エネ・節電を進める。</p>	<p><他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業</p>

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	市民・事業者の低炭素化に向けた行動の推進【再掲】 [環境局 温暖化対策課]	「ていたんポイント」などを通して、子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく温暖化対策を含む様々な環境活動に参加することを促していく。 (主な啓発事業) ・まちなか避暑地、まちなか暖ラン♪ ・エコドライブ、ノーマイカーデー ・ていたんコンテスト	<成果指標> CO2削減量 (H17比) <中期目標> 126万t-CO2 (H32) 【温対計画の目標】	年間を通して実施	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画



個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	低炭素化の観点からの市内事業者の取組評価 [環境局 温暖化対策課]	省エネ法の年1%努力目標などの達成状況について、市内事業者からの情報提供・評価を検討する。	・省エネ法上の努力目標の達成	・産業団体と連携しながら、事業者との意見交換や啓発、情報共有を行う。	—
4	カーボン・プライシングや排出量取引制度といった経済的手法の検討 [環境局 温暖化対策課]	本市における超低炭素社会・脱炭素社会を実現するための経済的手法の導入を中長期的な観点から検討する。	—	・国の動きを踏まえながら検討を進める。	—

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築
施策分野	(3) 環境金融などの金融的手法の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンファンド・グリーンボンドなどの環境金融手法の導入について、国の動向を踏まえながら検討を進めます。 ・環境保全のために投入したコストとその効果を示した環境会計を推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	グリーンファンド・グリーンボンドなどの環境金融手法の導入検討 [環境局 地域エネルギー 推進課その他]	再エネ・省エネ等を進めるためのファンドやボンド（債権）の導入についての検討を進める。	—	国の動きを踏まえながら検討を進める。	—
2	上下水道局環境会計 [上下水道局 経営企画課]	環境保全のために投入したコストと、その活動結果によりどれだけの効果（環境負荷の低減、経費の削減等）を生み出したかを、貨幣単位や物量単位で明らかにする。	—	引き続き、上下水道局環境会計の作成・公表を行う。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成
施策分野	(1) 地域エネルギー拠点化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・洋上風力発電や太陽光発電、バイオマス発電、高効率火力発電、小水力発電、廃棄物発電や熱利用などの導入促進を進め、再生可能エネルギーを中心とした多様なエネルギーシステムを持つ都市を目指します。 ・多様な主体による発電所の設置、小規模バイオマス利用を推進します。 ・市内事業者の消費エネルギーの見える化の取組、省エネ診断の推進、生産プロセスの改良、省エネ設備や新エネ設備の導入、エコアクション21の認証登録拡大などを促進します。 ・響灘における大規模洋上風力発電所の設置や、風力発電等エネルギー関連の研究開発及び産業集積を進め、風力発電関連産業の総合拠点を構築します。 ・再生可能エネルギー拡大に向けた地域間連系線の容量拡大を国や送電事業者に対して働きかけていきます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	響灘洋上風力発電拠点化推進事業 [港湾空港局 エネルギー産業 拠点化推進課]	港湾空港局では、響灘地区のポテンシャルを活かし、平成22年度より風力発電関連産業の集積を図る『グリーンエネルギーポートひびき』事業を進めており、本事業の更なる推進にあたっては、今後拡大が見込まれる洋上風力発電に対応した環境整備が急務である。そこで、響灘洋上ウインドファームの形成をインセンティブに関連産業の集積を進め、国内における“風力発電関連産業の総合拠点”の形成を目指す。	<成果指標> 選定計画に沿った、関連施設の設置に向けた協議 <中期目標> H31年度までに累計110人程度の雇用の創出	H29：公募選定事業者との協議、マーケティング調査の実施や波及効果の検証、市民への啓発活動、インフラ整備、近隣マーケットへの展開。 H30～33：公募選定事業者との協議、市民への啓発活動、インフラ整備、近隣マーケットへの展開。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・響灘洋上風力発電拠点化推進事業



個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	次世代資源・エネルギーシステム 創生事業 [環境局 地域エネルギー 推進課]	「低炭素で安定したエネルギーを作り賢く使うまちづくりの推進」「災害に強いまちづくりへの寄与」「エネルギー産業の振興」「日本を牽引する先進的取組みの実践」といった地域エネルギー政策を進める。 特に、「①風力」「②バイオマス」「③水素」といった再生可能エネルギー等の推進や、「④エネルギーマネジメント」「⑤災害時対応」「⑥新たな再エネ事業化支援」の6分野の取組みを重点的に行う。	<成果指標> 地域エネルギー関係産業の創出や、実証取組み件数 <中期目標> 4件の地域エネルギー関係産業や実証取組み	H29：エネルギーマネジメント FS 調査、洋上風力一般海域ゾーニング検討調査、バイオマス発電事業化に向けた調査 H30～H33：エネルギーマネジメント導入に向けた検討、バイオマス発電事業化の展開、港湾区域洋上風力発電事業者との協議、洋上風力の一般海域への展開に向けた調査・検討	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・「元気発進！北九州」プラン ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 ・北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン <過去の環境基本計画関連事業> ・次世代エネルギーパーク構想推進事業

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	エコアクション21の普及 [環境局 環境産業推進課]	環境経営システム「エコアクション21」の普及に向けて、地域事務局と連携し、サポートを行う。	－	引き続き、エコアクション21地域事務局であるNPO法人北九州テクノサポートと連携してセミナーや普及啓発等の事業を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成
施策分野	(2) 水素エネルギー活用推進

・響灘地区や東田地区などの拠点を活用し、再生可能エネルギー由来水素等の製造・貯蔵・輸送・使用のそれぞれの段階での技術開発・実証・社会実装を推進します。

・水素ステーションや燃料電池自動車（FCV）等の普及を推進するとともに、災害時のエネルギー確保に貢献します。

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	水素エネルギー社会構築推進事業【再掲】 [環境局 温暖化対策課]	水素エネルギーの社会への浸透を目指し、「本市の先導的な取り組みの情報発信」、「福岡県、関連企業等とのネットワーク構築」、「水素エネルギービジネス実用化の検討」等を実施する。	<成果指標> 水素ステーションの設置件数（累計） <中期目標> 5箇所（H32年度）	国助成の活用や関連企業との協議等を通して、水素の製造、供給、利用に関する実証を行い、その成果を広くアピールする。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・水素エネルギー社会実証推進事業（水素供給拠点形成事業）

北九州市における水素社会実現に向けた方向性について



政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成
施策分野	(3) 地域エネルギーマネジメント・スマート化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・スマートコミュニティ創造事業のノウハウを活かした地域エネルギー会社（株式会社北九州パワー）の電力供給拡大やスマート化を推進します。 ・新しいエネルギーマネジメント技術を活かした地域における複合的エネルギーマネジメントを推進します。 ・複数事業者間による熱融通や廃熱利用を推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	次世代資源・エネルギーシステム 創生事業【再掲】 [環境局 地域エネルギー 推進課]	「低炭素で安定したエネルギーを作り賢く使うまちづくりの推進」「災害に強いまちづくりへの寄与」「エネルギー産業の振興」「日本を牽引する先進的取組みの実践」といった地域エネルギー政策を進める。 特に、「①風力」「②バイオマス」「③水素」といった再生可能エネルギー等の推進や、「④エネルギーマネジメント」「⑤災害時対応」「⑥新たな再エネ事業化支援」の6分野の取組みを重点的に行う。	<成果指標> 地域エネルギー関係産業の創出や、実証取組み件数 <中期目標> 4件の地域エネルギー関係産業や実証取組み	H29：エネルギーマネジメント FS 調査、洋上風力一般海域ゾーニング検討調査、バイオマス発電事業化に向けた調査 H30～H33：エネルギーマネジメント導入に向けた検討、バイオマス発電事業化の展開、港湾区域洋上風力発電事業者との協議、洋上風力の一般海域への展開に向けた調査・検討	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・「元気発進！北九州」プラン ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 ・北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン <過去の環境基本計画関連事業> ・次世代エネルギーパーク構想推進事業

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業【再掲】 [建築都市局 区画整理課]	JR 城野駅北側の未利用国有地やUR 城野団地を中心とする城野地区（約 19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備の設置誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れて、ゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備する。	<p><成果指標> 純増住宅戸数 <中期目標> 550 戸（H33 年度）</p> <p><成果指標> 長期優良住宅等の件数の割合 <中期目標> 100%（H27 年度～）</p> 	エリア内部の各街区において、助成制度（住宅街区のスマート化促進事業補助金）の活用を図りながら、まちづくり基本協定に基づき、ゼロ・カーボン仕様の住宅街区の整備を進めている。	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成
施策分野	(4) エネルギー人財育成・技術開発の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・研修や講座等による風力発電関連産業の集積やエネルギー事業を支える人財育成を進めます。 ・大学や企業等と連携し、エネルギーに関する技術開発に向けた産学官のプラットフォームを構築します。併せて、エネルギー技術開発に対する支援を行います。 	

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	再エネ事業や風力発電関連産業を支える人財育成 [環境局 地域エネルギー 推進課]	風力発電関連産業やエネルギー事業を支える人財育成のための研修等の実施	—	H29: 風力発電関連産業に係る研修等の実施	—

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	4 アジア規模での超低炭素社会実現
施策分野	(1) アジアの超低炭素化に向けた国際協力の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・公害克服の過程で培った経験やノウハウを生かして、KITA（公益財団法人北九州国際技術協力協会）や IGES（公益財団法人地球環境戦略研究機関）北九州アーバンセンター等の関係機関や市内企業と連携し、アジア諸都市のニーズや実態に即した効果的な省エネ・リサイクル事業を展開することにより、アジア諸国の低炭素化や環境改善等に貢献します。 ・市内事業者のセクター別の省資源・省エネルギーなどの環境関連技術を世界に発信し、世界的な省エネ・省CO2化を促進します。 ・アジア地域へ低炭素化技術を輸出することで削減された温室効果ガスの定量化手法（K-MRV）の確立を図ります。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	環境国際協力推進事業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	アジアを中心とする諸都市の環境改善等に向け、本市が有する様々な環境国際ネットワークを活用し、環境国際協力事業を展開する。	<成果指標> 環境国際協力事業の実施研修 <中期目標> 累計7件（H26年度～H30年度）	H29：外部資金を活用しながら、アジア地域での環境国際協力事業を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画
2	アジアの環境人材育成拠点形成事業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	これまでのアジア諸国との環境国際協力の経験や本市における環境分野での取り組み等を活かし、アジアにおける環境分野の人材育成拠点を目指す。 また、国際協力の推進や地元企業による環境ビジネス等多様な国際交流の発展につなげていく。	<成果指標> アジアの環境人材育成のための研修員等の受講者数（単年度） <中期目標> 450名（H29年度）	毎年度、研修生の受け入れを行うとともに、研修の誘致につながる提案やPR活動を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	日中大気汚染・省 エネ対策共同事 業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	中国における PM2.5（微小粒子 状物質）等をはじ めとする大気汚 染については、日 本への影響も懸 念されており、そ の対策を講じる ことについては 喫急の課題とな っている。 本市では、中国 諸都市と連携し、 中国における大 気汚染への対策 を講じるため、国 の事業を活用し、 平成 26 年度から 5 ヶ年間の予定で 中国側の行政官 や技術者等の資 質向上を目的と した研修生の受 け入れや、現状を 把握・分析等す るための専門家の 派遣を行う。ま た、具体的課題解 決のための共同 研究を実施する。	<成果指標> 専門家派遣人数 （累計） <中期目標> 250 人（H29 年度） <成果指標> 研修生受入人数 （累計） <中期目標> 150 人（H29 年度）	連携協力対象と なる中国 6 都市 に対して専門家 の派遣や訪日研 修等を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画
4	K-MRV 制度の確立 に向けた検討 [環境局 環境国際戦略課]	アジア地域へ低 炭素化技術を輸 出することで削 減された温室効 果ガスの削減量 を定量化する手 法について検討 を進める。	－	・個別プロジェク トの中で、MRV 方 法論の開発を進 める。	・北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル都 市行動計画

政策目標	第2 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現
基本施策	4 アジア規模での超低炭素社会実現
施策分野	(2) 民間企業による海外展開の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・アジア低炭素化センターが中核となり、市内事業者の公害克服の技術、省資源・省エネルギー・再生可能エネルギーなどの環境関連技術や社会システムを相手のニーズに合わせ、「北九州モデル」をツールとしたオーダーメイドでパッケージ化し、国際展開を図ります(再掲)。 ・国等と連携し、JCM事業などを活用して、これまで築いてきたアジア都市とのネットワークを活用しながら、アジア地域の環境保全と低炭素化に貢献するとともに、事業者の環境技術の輸出を支援します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	アジア低炭素化 センター推進事 業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	アジア低炭素化 センターを中核 として、環境に関 する多様な技術 や社会システム 等を海外に輸出 することで、地域 経済の活性化を 推進する。	<p><成果指標> プロジェクト推 進数、 <中期目標> 145件(H29年度)</p> <p><成果指標> 企業協議、ビジネ スマッチング数 <中期目標> 430件(H29年度)</p>	<p>アジア地域で のCO2排出量削 減に向けて、各種 プロジェクトの 推進及び企業協 議、ビジネスマッ チング等の支援 を行っていく。 プロジェクト 推進にあたって は、パッケージ型 のインフラ輸出 を推進していく とともに、国等か らの外部資金を 最大限活用する。</p>	<p><他計画での記載> ・北九州市まち・ ひと・しごと創生 総合戦略 ・北九州市新成長 戦略 ・北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル都 市行動計画 ・北九州市環境未 来都市計画</p>

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	中小企業アジア 環境ビジネス展 開支援事業【再 掲】 [環境局 環境国際戦略課]	市内中小企業が 所有する既存の 技術・製品に関し て、海外でのニー ズに合わせた現 地での事業可能 性調査（FS）や実 証試験を行うた めの費用の一部 を助成し、市内企 業の海外への技 術輸出の推進を 図る。	<p><成果指標> 申請書のダウン ロード数 <中期目標> 10件（H29年度）</p> <p><成果指標> 採択企業の事業 の進捗状況確認 件数 <中期目標> 2件（H29年度）</p> <p><成果指標> 海外での実証事 業等の進出数（単 年度） <中期目標> 3件（H32年度）</p>	毎年度、市内中小 企業に対し助成 を行い、市内企業 の海外への技術 輸出の推進を図 っていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画</p> <p><過去の環境基本 計画関連事業> ・中小企業アジア 環境ビジネス展 開支援事業</p>
3	アジアの“グリーン 成長”推進のため のプラットフォーム 構築事業 【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	本市に蓄積され た都市環境イン フラに係る技術 や行政ノウハウ などを体系的に 整理した「北九州 モデル」を活用し た都市環境イン フラビジネス推 進事業の成果を 踏まえ、新規事業 として、既存の連 携都市における 取組の深化、首都 圏への横展開を 進めるためのプ ラットフォーム 構築、さらにはグ リーン成長都市 のネットワーク 化に取り組み、都 市環境インフラ 輸出の推進を図 る。	<p><成果指標> 既存都市及び首 都圏においてパ イロット事業に 着手した数（都市 数） <中期目標> 平成31年度まで に8都市</p>	H29：ハイフォン、 ラヨンでパイロ ット事業に着手 H30：上記に加え、 スラバヤ、プノン ペンでパイロッ ット事業に着手 H31：上記に加え、 イスカンダル、ダ バオ、セブ、マン ダレーでパイロ ット事業に着手	<他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	1 3Rプラスの推進と資源効率性向上
施策分野	(1) リデュース・リユース・高度なリサイクル等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や事業所からの食品ロス・生ごみ・レジ袋削減やごみ全体の減量化のため、市民向け講座やキャンペーン、学校教育との連携強化、経済的インセンティブ等の活用を進めます。 ・ フードチェーン全体での食品ロス削減を進めるため、フードチェーンに関わる主体間で課題や対策についての相互理解を深めていきます。 ・ フリーマーケットやリユースショップに対する情報提供、リユース品の回収・販売、リユース品の利用促進等を図ります。 ・ 家庭からのプラスチック製容器包装、生ごみ、小型家電や古紙・古着等のリサイクルのための分別徹底やコンポスト化等について、市民向けの講座や普及啓発、町内会等の市民団体による資源回収活動を支援します。また、食品廃棄物等更なるリサイクル推進のための検討を行います。 ・ 再使用又は再生利用に関する計画書制度等を通じて、事業者の3Rを推進します。 ・ 食品ロスを含む食品廃棄物等について、事業者の協力を得て、減量化やフードバンクでの有効利用を促進します。 ・ 産業廃棄物の排出事業者に対して、3R推進における主導的な役割を果たすために、分別の徹底や適正な費用負担等について指導・監督するとともに、規制的・経済的インセンティブの導入を検討します。 ・ 産業廃棄物処理業界等と連携し、技術開発や人財確保、人財育成の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネルやリチウムイオンバッテリー、CFRP（Carbon Fiber Reinforced Plastics：炭素繊維強化プラスチック）、焼却灰といった、レアメタル・ベースメタルなどの有用資源を含みながら再資源化が困難であったり、有害金属等が含まれている循環資源の再資源化を進めるための技術開発やスキームの構築を進めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	3R 活動推進事業 【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	事業所に対する一般廃棄物の減量化等の推進及び3R活動を行う団体の表彰等により、3R活動に推進を図る。	<p><成果指標> 一般廃棄物のリサイクル率</p> <p><中期目標> 35.0%以上（平成32年度）</p> <p><成果指標> ごみの減量やリサイクルなどの3R活動の推進</p> <p><中期目標> 3R意識の醸成</p>	引き続き、啓発活動を行う。	<p><他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・3R活動推進事業</p>

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	古紙・古着リサイクル推進事業 [環境局 循環社会推進課]	一般廃棄物の減量化・資源化促進のため、古紙・古着回収奨励金の交付を通じ、市民団体による集団資源回収活動を支援する。	<p><成果指標> 市民一人あたりの年間古紙回収量 <中期目標> 55.2 kg (H32 年度)</p> <p><成果指標> 古紙回収に取り組むまちづくり協議会数 <中期目標> 全 137 団体の参加 (毎年度)</p> <p><成果指標> 一般廃棄物のリサイクル率 <中期目標> 35.0%以上 (H32 年度)</p>	<p>H29：奨励金対象品目に地域の回収団体が回収した古着を追加（1円/kg）</p> <p>毎年度、家庭ごみとして出された古紙のうち約半分を占める雑がみについて、積極的な広報活動を行い、回収強化を図る。</p>	<p><他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・古紙リサイクル推進事業</p>
3	循環型社会を形成するための環づくり支援事業 【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	循環型社会の形成に向けて、食品ロス削減の取組「残しま宣言」運動の普及・啓発や生ごみリサイクル講座等の実施によって、生ごみの減量化・資源化を推進する。	<p><成果指標> 市民一人当たりの家庭ごみ量 <中期目標> 470g 以下 (H32 年度)</p> <p><成果指標> アンケート調査における食品ロス削減するための取組み実施率 <中期目標> なし（※平成 29 年度に初めて実施するため、目標数値なし）</p>	引き続き、啓発活動を行う。	<p><他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・第 2 次北九州市食育推進計画 ・北九州市環境未来都市計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・地域選択型（メニュー選択方式）市民環境活動推進事業（生ごみリサイクル事業） ・循環型社会を形成するための環づくり支援事業</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	各品目のリサイクルの推進 【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	市民や小売店、事業者による容器包装、かん・ペットボトル、古紙、紙パック、トレイ、家電、小型電子機器等のリサイクルを推進する。	<成果指標> 一般廃棄物のリサイクル率 <中期目標> 35.0%以上（H32年度）	周知広報、小売店等への回収ボックス設置の働きかけ、リサイクルの枠組み作り等を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
5	リユースの推進 【再掲】 [環境局 環境学習課]	リユースに関する情報提供や普及啓発等を推進する。	<成果指標> 市民一人当たりの家庭ごみ量 <中期目標> 470g 以下（H32年度）	引き続き、フリーマーケットやリユースショップに関する情報提供や環境ミュージアムでのリユース品の回収・販売、イベントでのリユース食器の貸出などを実施する。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
6	事業系一般廃棄物の減量化・資源化に向けた取組強化 [環境局 循環社会推進課]	事業系一般廃棄物の減量化・資源化に向けた実態把握、普及啓発・マニュアル策定、適正搬入の徹底、リサイクル推進、計画書制度の活用、経済的インセンティブ等の検討を進める。	<成果指標> ・事業系一般廃棄物の削減率 ・資源化物（事業系）の増大 <中間目標> ・事業系ごみ H21年度比 8%削減（H32年度比） ・資源化物（事業系）の H21年度比 22%増加（H32年度）	・事業系ごみの排出状況の実態把握、ごみ出しルールの徹底や、事業系ごみ処理に関するマニュアル策定、市のごみ処理施設への搬入チェックの強化、事業系古紙や古着、食品廃棄物のリサイクルを推進する。 ・経済的インセンティブの導入について検討を進める。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
7	排出事業者に対する規制的・経済的・自主的インセンティブの検討 [環境局 産業廃棄物対策課]	「環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方」検討部会での検討を踏まえ、排出事業者に対する規制的・経済的・自主的インセンティブの検討を進める。	—	H29: 検討部会での検討 H30: 検討部会での検討結果を踏まえた制度等の見直し	—
8	産業廃棄物処理業界等と連携した人材育成等 [環境局 産業廃棄物対策課]	「環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方」検討部会での検討を踏まえ、処理業者の人材育成や技術開発を進める。	—	H29: 検討部会での検討 H30: 検討部会での検討結果を踏まえた人材育成事業等の実施	—
9	太陽光パネル等低炭素製品のリサイクル推進 [環境局 環境産業推進課]	市内企業による太陽光パネルやリチウムイオンバッテリー、CFRPなどの低炭素製品のリサイクルビジネスを支援する。	—	国等の資金を活用し、市内企業の研究開発や事業化に向けたモデル事業推進を支援する。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・北九州市環境未来都市計画

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	1 3Rプラスの推進と資源効率性向上
施策分野	(2) 資源利用の効率化と廃棄物発電・熱利用の推進によるCO2・エネルギー消費量削減
<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬・処分・再資源化などの廃棄物処理プロセスにおける低炭素化を進めるとともに、再生資源の質・量の増大を通じて、バージン材料と比較した場合の製造工程における省CO2にも貢献します。 ・プラスチック製容器包装などの分別の徹底や、食品廃棄物の減量化・再資源化等を通じて、焼却量の削減を進めます。 ・焼却せざるを得ない廃棄物については、可能な限り高効率の廃棄物発電や地域での熱利用を推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	「北九州市循環型社会形成推進基本計画」推進事業 [環境局 循環社会推進課]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき策定した「北九州市循環型社会形成推進基本計画」に基づき実施するごみの減量化・資源化、適正処理の推進等によるごみ処理の現状を分析し、効果的・効率的な施策や啓発・広報の方法を検討。	<p><成果指標> 市民1人一日あたりの家庭ごみ量 事業系ごみの削減</p> <p><中期目標> 470g以下（H32年度）</p>	計画全体の事業実施状況の把握	<p><他計画での記載> ・北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン ・北九州市環境未来都市計画</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	廃棄物処理プロセスの低炭素化 [環境局 施設課その他]	回収ルートの見直し、プラスチック製容器包装の資源化、ごみ処理施設の省エネ化、エネルギー回収量の増強、処分場の重機の燃費改善や排水処理施設の省エネ化などを推進する。	<成果指標> 一般廃棄物に伴い発生するCO2排出量 <中期目標> 平成21年度比22千トン削減(H32)		<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
3	太陽光パネル等低炭素製品のリサイクル推進【再掲】 [環境局 環境産業推進課]	市内企業による太陽光パネルやリチウムイオンバッテリー、CFRPなどの低炭素製品のリサイクルビジネスを支援する。	—	国等の資金を活用し、市内企業の研究開発や事業化に向けたモデル事業推進を支援する。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画 ・北九州市環境未来都市計画

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	1 3Rプラスの推進と資源効率性向上
施策分野	(3) 再生資源・再生可能資源の積極利用
<ul style="list-style-type: none"> 再生資源を原材料の全部または一部に使用して製造・加工がなされた建設リサイクル資材について、市が認定することで利用促進を図ります。 食品廃棄物由来の堆肥等について、利用するインセンティブの導入や食品リサイクルループの推進を通じて、地産地消を推進します。 再生資源や再生可能資源の積極利用に対するガイドライン等の検討や、表彰や普及啓発を進めます。 市内森林の適正管理、放置竹林伐採及び樹木剪定に伴う未利用バイオマスや、生ごみ・廃食用油・剪定枝・建設廃材・下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについての資源利用やエネルギー利用を進め、低炭素化及び自然共生に貢献します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	建設リサイクルの推進 [技術監理局 技術企画課]	北九州市発注の公共工事を対象に、建設副産物の発生抑制や建設廃棄物の再資源化の徹底、再資源化された建設リサイクル資材の利用促進に取り組む。	<成果指標> 建設廃棄物の再資源化率 <中期目標> 98% (H30年度)	H29～30：建設廃棄物の再資源化と発生抑制の徹底について職員への周知を図る H31：北九州市建設リサイクル行動計画 2019 の策定	<他計画での記載> ・北九州市建設リサイクル行動計画 2016 <過去の環境基本計画関連事業> ・建設リサイクル推進
2	下水道資源の有効活用 [上下水道局 施設課]	下水汚泥のバイオマスエネルギーとしての燃料化やさまざまな資源の有効利用を行う。	<成果指標> 下水汚泥の資源化率 <中期目標> 99.0% (H29年度)	—	<他計画での記載> ・北九州市上下水道事業中期経営計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・下水汚泥などの下水道資源の有効利用 ・下水道資源の有効利用（下水汚泥の燃料化）

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	次世代資源・エネルギーシステム 創生事業【再掲】 [環境局 地域エネルギー 推進課]	「低炭素で安定したエネルギーを作り賢く使うまちづくりの推進」「災害に強いまちづくりへの寄与」「エネルギー産業の振興」「日本を牽引する先進的取組みの実践」といった地域エネルギー政策を進める。 特に、「①風力」「②バイオマス」「③水素」といった再生可能エネルギー等の推進や、「④エネルギーマネジメント」「⑤災害時対応」「⑥新たな再エネ事業化支援」の6分野の取組みを重点的に行う。	<成果指標> 地域エネルギー関係産業の創出や、実証取組み件数 <中期目標> 4件の地域エネルギー関係産業や実証取組み	H29：エネルギーマネジメント FS 調査、洋上風力一般海域ゾーニング検討調査、バイオマス発電事業化に向けた調査 H30～H33：エネルギーマネジメント導入に向けた検討、バイオマス発電事業化の展開、港湾区域洋上風力発電事業者との協議、洋上風力の一般海域への展開に向けた調査・検討	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・「元気発進！北九州」プラン ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 ・北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン <過去の環境基本計画関連事業> ・次世代エネルギーパーク構想推進事業

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	バイオマス資源の利活用 [環境局 循環社会推進課 その他]	廃食用油のバイオディーゼル燃料（BDF）化や生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化、間伐材等のバイオマス発電の推進と、それらの地域内での利用を通じて、バイオマス資源の利活用を推進する。	—	普及啓発や回収ボックスの設置、民間事業者や周辺自治体との連携、事業化に向けた検討を進める。	<他計画での記載> ・循環型社会形成推進基本計画

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	1 3Rプラスの推進と資源効率性向上
施策分野	(4) 適正処理の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者に対して、ごみ出しルールの徹底などの普及啓発を推進します。 ・ごみ発生量や人口分布などに応じて、収集体制の機動的な見直しを図ることを通じ、ごみ処理事業の効率化に努めるとともに、地域の要望などに柔軟に応じ、きめ細やかな支援を行います。 ・核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じ、ごみ収集業務の進め方等の市民サービスについて、維持・向上を図ります。 ・まち美化に関する条例に基づく取組や啓発事業を推進します。 ・中小の排出事業者に対して、委託契約やマニフェスト等の規制についてのきめ細やかなサポート体制を検討します。 ・不法投棄防止監視カメラの計画的・効率的設置やパトロール等を通じ、引き続き不法投棄・不適正処理の未然防止・早期発見に努め、特に悪質な事案については、警察と連携して厳正に対処します。 ・雑品スクラップ輸出等、適正な資源循環を阻害し、火災や崩落など生活環境保全上の支障を引き起こす可能性のある脱法・違法行為について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正も踏まえ、適正な規制を行います。 ・海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、市民への注意喚起を行います。また、海外起因の漂着廃棄物も多く見られることから、県や国と連携して国際協力を推進します。 ・小型合併処理浄化槽設置整備事業を引き続き推進し、下水道処理区域外における浄化槽の整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	まち美化等啓発 事業【再掲】 [環境局 業務課]	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(まち美化条例)に基づき、ポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民や企業、ボランティア団体等と連携し、まち美化事業を実施する。 市民の環境美化に対する関心及びモラル・マナーの向上を図り、「世界の環境首都」に相応しい清潔で美しいまちづくりを推進する。	<成果指標> まち美化ボランティア清掃参加者数(単年度) <中期目標> 138,000人(H29年度) <成果指標> アンケート調査における地域でのまち美化清掃実行の割合 <中期目標> 60%(H29年度)	毎年度、誰もが地域でまち美化清掃を実行するように啓発活動を行う。 	<過去の環境基本計画関連事業> ・まち美化等啓発事業

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	不法投棄防止事業 [環境局 産業廃棄物対策課]	市内の産業廃棄物の不法投棄の未然防止や拡大防止を目的とし、監視パトロール、監視カメラ整備、市民通報員等の活用により、早期発見、早期撤去を進めるとともに、警察と連携して実行者へ厳しく対処する。	<成果指標> 廃棄物の不法投棄量（単年度） <中期目標> 160t以下（単年度）を維持	現在の施策を発展的に継続・展開していく。	—

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	事業系一般廃棄物の減量化・資源化に向けた取組強化【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	事業系一般廃棄物の減量化・資源化に向けた実態把握、普及啓発・マニュアル策定、適正搬入の徹底、リサイクル推進、計画書制度の活用、経済的インセンティブ等の検討を進める。	<成果指標> ・事業系一般廃棄物の削減率 ・資源化物（事業系）の増大 <中間目標> ・事業系ごみ H21 年度比 8%削減（H32 年度） ・資源化物（事業系）の H21 年度比 22%増加（H32 年度）	・事業系ごみの排出状況の実態把握、ごみ出しルールの徹底や、事業系ごみ処理に関するマニュアル策定、市のごみ処理施設への搬入チェックの強化、事業系古紙や古着、食品廃棄物のリサイクルを推進する。 ・経済的インセンティブの導入について検討を進める。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	市民サービスの 向上 [環境局 業務課]	核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じたごみ収集を進めるとともに、地域の要望に応じた利便性向上やきめ細やかな支援を行う。	—	引き続き、ごみステーションにごみを出すことが困難な高齢者などを対象に自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」を実施するとともに、防鳥ネットの配布や集積容器の助成などを行う。	<他計画での記載> ・循環型社会形成推進基本計画
5	排出事業者への 指導等 [環境局 産業廃棄物対策課]	排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく各種規制を遵守するよう、普及啓発や指導、実態把握、優良認定等を行うとともに、排出事業者の取組を促す新たな制度の検討を行う。	—	H29：引き続き排出事業者に対する指導監督や普及啓発、優良認定を進めるとともに、適正処理に向けた新たな制度を検討する。	<他計画での記載> ・循環型社会形成推進基本計画
6	産業廃棄物処理業者への指導等 [環境局 産業廃棄物対策課]	産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物処理法に基づく各種規制を遵守するよう、立入検査や報告徴収、是正指示や講習会等による資質向上、優良認定等を行うとともに、処理業者の取組を促す新たな制度の検討を行う。	—	H29：引き続き処理業者に対する立入検査や報告徴収、講習会の実施や優良認定を行うとともに、適正処理に向けた新たな制度を検討する。	<他計画での記載> ・循環型社会形成推進基本計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
7	無許可業者対策 [環境局 産業廃棄物対策課]	廃棄物処理法に基づく許可を有しない不用品回収業者に対して、監視指導や講習等を実施するとともに、廃棄物処理法の改正を踏まえた適切な規制を行う。	—	H29：不用品回収業者に対する監視指導及び講習の実施 H30：廃棄物処理法改正を踏まえた規制の実施。	<他計画での記載> 循環型社会形成推進基本計画
8	海岸漂着物等の処理 [環境局 循環社会推進課 その他]	海岸管理者と連携して海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理、市民への普及啓発を行うとともに、国に対する財政措置や国際協力の推進を要望していく。	—	引き続き、パトロールや適正処理、市民への普及啓発及び国への要望を実施していく。	<他計画での記載> 循環型社会形成推進基本計画
9	合併処理浄化槽による生活排水の適正な処理 [環境局 業務課]	下水道処理区域外における単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を推進するための助成や普及啓発等を行うとともに、浄化槽の維持管理（排水の水質管理）について、法に基づく各種規制を遵守するよう、指導及び啓発を行う。	—	引き続き、小型合併処理浄化槽を設置する場合にはその設置費の一部を助成する小型合併処理浄化槽設置整備事業や、定期的な広報・啓発活動を実施する。	<他計画での記載> 循環型社会形成推進基本計画

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成
施策分野	(1) 安定的・効率的なごみ処理体制・循環システムを支える施設整備とごみ処理の広域連携
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設について、ストックマネジメントの手法を導入し、財政負担を抑制しつつ処理能力等の維持・向上及び防災性の向上を図ります。廃棄物処分場については、最後の受け皿として、ごみの減量化・資源化の推進等により既存施設の延命化を図るとともに、港湾計画との連携を図った新たな施設整備を進めます。 ・廃棄物発電などを通じて地域にエネルギー供給を行うとともに、災害時の防災拠点としての機能を果たします。 ・今後も「連携中枢都市圏構想」における北九州都市圏域の中核都市として、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、引き続き一般廃棄物の広域的な受入れを行います。併せて、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについても、積極的に推進し、災害廃棄物の処理に関し、周辺市町村等と相互協力協定の締結を進めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	「北九州市循環型社会形成推進基本計画」推進事業【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき策定した「北九州市循環型社会形成推進基本計画」に基づき実施するごみの減量化・資源化、適正処理の推進等によるごみ処理の現状を分析し、効果的・効率的な施策や啓発・広報の方法を検討。	<成果指標> 広域連携協力体制等の相互確認 <中期目標> 年1回以上随時	計画全体の事業実施状況の把握	<他計画での記載> ・北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	ごみ処理施設の 機能維持・向上 [環境局 施設課]	資源化施設を含 めた既存のごみ 処理施設につい て、処理能力等 の機能の維持・向上 を図るとともに、 施設建替えに際 しては、老朽化の 状況に加え、ごみ 量・質の変化、公 害防止対策や地 球温暖化対策技 術等の高度化・効 率化の状況、災害 に強い施設づく りなどを総合的 に勘案して行う。		<p>・日明工場について は、H36年頃の使用 年限を踏まえ、施設 更新の計画を推進 する(H29～設計)</p> <p>・日明粗大ごみ資源 化センターについ ても、使用年限の到 来を見据え、今後の 施設のあり方を 様々な角度から検 討する。</p> <p>・皇后崎工場につい ては、長寿命化計画 (H23)を踏まえて、 長寿命化対策を H24～H28年度に実 施した。また、使用 年限の到来を見据 え、今後の最適な 工場体制の構築を 目指す中で、将来 の施設の在り方を 検討する。</p> <p>・新門司工場につい ては、定常的な維持 管理を適切に実施 することにより、機 能の維持を図ると ともに、使用年限 の到来を見据え、 将来の施設の在り 方を検討する。</p> <p>・日明かんびん資源 化センターについ ては、使用年限を 迎える平成32年 度頃に向けて施設 更新の計画を進 める。</p> <p>・本城かんびん資源 化センターについ ては、使用年限の 到来を見据え、 将来の施設の在り 方を検討する。</p> <p>・プラスチック資源 化センターについ ては、受託事業 者に対してストック マネジメント手法 の導入等による 施設機能の維持 を求めていくと ともに、PFIの 継続も含め、 今後の事業の在り 方を引き続き検 討する。</p>	<p><他計画での記載></p> <p>・北九州市循環型社 会形成推進基本計 画</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	廃棄物処分場の 確保 [環境局 施設課]	ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進める。	—	引き続き、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、響灘東地区廃棄物処分場の整備に向けた手続を進める。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
4	大規模災害への 対応 [環境局 施設課]	大規模災害時における安定処理の確保のための施設のあり方を検討するとともに、地域の防災拠点としての機能も備えることを検討する。	—	・今後の施設整備にあたって、災害時でも自立して運転できる能力を備えることや、一時的なごみの保管能力、エネルギー供給拠点や避難場所としての機能なども備えることについて検討を進める。	・北九州市循環型社会形成推進基本計画
5	ごみ処理の広域 連携 [環境局 循環社会推進課 その他]	「連携中枢都市圏構想」を踏まえ、「北九州都市圏域中枢都市圏ビジョン」に基づき、一般廃棄物の広域的な受け入れを進める。	—	・引き続き受入れの前提である三原則等を踏まえて広域的な受け入れを検討するとともに、広域的な受け入れ処理を視野に入れ、ごみ処理施設の整備の検討を進める。	・北九州市循環型社会形成推進基本計画
6	災害廃棄物の対 策 [環境局 循環社会推進課]	災害廃棄物処理計画や他自治体との連携協定等を踏まえ、し尿等を含む災害廃棄物の迅速・適正な処理体制の構築を進める。	—	H29～：国や他自治体と協力して有害物質対策やトイレ確保等災害廃棄物処理計画の実効的な運用を進めるとともに、周辺自治体からの支援要請に対して災害廃棄物を受け入れることを想定した対応を進める。	・北九州市循環型社会形成推進基本計画

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成
施策分野	(2) 産業・地域共生としてのエコタウン・循環産業の高度化
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのエコタウン事業の実績や九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ（K-RIP）等を生かし、太陽光パネルやリチウムイオンバッテリー、CFRP、焼却灰など、エコタウン企業の高度な再資源化技術や新たな事業展開への支援を行い、都市鉱山の確保や都市型バイオマスの活用、処理困難物の無害化・リサイクルなどの分野において新たな産業を創出します。 ・産業廃棄物処理業者の優良化や育成を通じて、3R や地域経済の活性化を図るために、本市独自の認定制度や経済的インセンティブの導入、技術的・財政的支援を検討します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	北九州エコタウン事業 [環境局 環境産業推進課]	資源循環型社会の実現に向けて、環境産業の集積化と環境・エネルギー技術開発の拠点化を図るため、企業支援や国等関係機関との協議のほか、貸付用地の維持管理を行う。	<p><成果指標> エコタウン事業による投資額 <中期目標> 7億円（毎年度）</p> <p><成果指標> エコタウン視察者数 <中期目標> 10万人（毎年度）</p>	企業支援や国等関係機関との協議のほか、貸付用地の維持管理を行っていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市新成長戦略</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・環境産業ネットワークの構築（北九州環境産業推進会議）</p>
2	産業廃棄物処理推進事業 [環境局 産業廃棄物対策課]	産業廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、優れた排出事業者・処理業者への認定やインセンティブ付与、排出・処理動向や将来見通しの分析・公表、産業廃棄物3R・適正処理講習会等を活用した適正処理・3R情報の普及啓発を実施する。	<p><成果指標> 優良産廃処理業者の認定件数（単年度） <中期目標> 毎年度3件</p> <p><成果指標> 優良排出事業者の認定件数（単年度） <中期目標> 毎年度2件</p>	現在の施策を発展的に継続・展開していく。	—

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	太陽光パネル等 低炭素製品のリ サイクル推進 【再掲】 [環境局 環境産業推進課]	市内企業による 太陽光パネルや リチウムイオン バッテリー、CFRP などの低炭素製 品のリサイクル ビジネスを支援 する。	—	国等の資金を活 用し、市内企業 の研究開発や事 業化に向けたモ デル事業推進を 支援する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画
4	焼却灰の資源化 の推進 [環境局 施設課]	新門司工場にお ける焼却灰の溶 融化（メタル・ス ラグ化）による有 効活用及び日明 工場・新門司工 場で発生する焼 却灰のセメント 化等の有効活用 を進める。	-	新門司工場にお けるメタル・ス ラグの品質確保 に努めるととも に、セメント原 料化などの有効 活用策の検討を 進める。	<他計画での記載> ・北九州市循環 型社会形成推進 基本計画
5	産業廃棄物処理 業者の高度化に 向けた制度の検 討 [環境局 産業廃棄物対策課]	「環境首都にお ける産業廃棄物 処理高度化に向 けた制度のあり 方」検討部会 での検討を踏ま え、優良業者 の認定制度等 の検討を進め る。	—	H29: 検討部会 での検討 H30: 検討部会 での検討結果 を踏まえた優 良認定制度等 の実施	—

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成
施策分野	(3) 環境産業ネットワークの構築と大学等と連携した資源循環研究拠点の形成
<p>・北九州産業環境推進会議を中心とした環境産業ネットワークの強化を図るとともに、北九州学術研究都市との連携や、エコタウン実証研究エリアの活用、市からの助成事業等により、廃棄物処理やリサイクル、廃棄物系バイオマス等に関する技術開発の支援を行います。</p> <p>・本市の強みであるものづくり基盤技術を活かし、長寿命・高耐久性・軽量化など環境に配慮した高度な部材開発の支援を進めます。</p>	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	北九州エコタウン事業【再掲】 [環境局 環境産業推進課]	資源循環型社会の実現に向けて、環境産業の集積化と環境・エネルギー技術開発の拠点化を図るため、企業支援や国等関係機関との協議のほか、貸付用地の維持管理を行う。	<p><成果指標> エコタウン事業による投資額 <中期目標> 7億円（毎年度）</p> <p><成果指標> エコタウン視察者数 <中期目標> 10万人（毎年度）</p>	企業支援や国等関係機関との協議のほか、貸付用地の維持管理を行っていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市新成長戦略</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・環境産業ネットワークの構築（北九州環境産業推進会議）</p>
2	環境未来技術開発助成事業【再掲】 [環境局 環境産業推進課]	新規性・独自性に優れた環境技術の研究開発費の一部助成により、中小企業をはじめとした地元企業等に技術開発の機械を提供するとともに、本市における環境分野の技術の集積を促す。	<p><成果指標> 本助成事業で助成した研究開発の事業化数</p> <p><中期目標> 累計 36 件（H32 年度）</p>	旺盛な研究開発ニーズに対して効果的な助成を行うとともに、助成終了後も国等の研究開発予算の活用を進めていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・エコタウンの高度化（資源リサイクル拠点の形成） ・3R 技術高度化による新たな環境産業の創出（環境未来技術開発助成事業）</p>

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成
施策分野	(4) 国際資源循環拠点の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃電気電子機器など、途上国においてリサイクルが難しく、重金属などの環境影響をもたらす循環資源について、本市企業が有するリサイクルシステムを海外に展開します。その際、本市に輸入される廃棄物・燃料の内容や輸送状況などを把握するシステムを構築することで、安全性を確保します。 ・ 雑品スクラップなど、貴重な資源を含みながら海外に流出している循環資源について、適正な管理・監督を通じて国内循環を推進します。 ・ アジア低炭素化センターが核となり、市内事業者の公害克服の技術、省資源・省エネルギーなどの環境関連技術や社会システムを相手のニーズに合わせオーダーメイドでパッケージ化し、国際展開を進めます。(再掲) 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	アジア低炭素化 センター推進事業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	アジア低炭素化センターを中核として、環境に関する多様な技術や社会システム等を海外に輸出することで、地域経済の活性化を推進する。	<成果指標> プロジェクト推進数、 <中期目標> 145件(H29年度) <成果指標> 企業協議、ビジネス マッチング数 <中期目標> 430件(H29年度)	アジア地域でのCO2排出量削減に向けて、各種プロジェクトの推進及び企業協議、ビジネスマッチング等の支援を行っていく。 プロジェクト推進にあたっては、パッケージ型のインフラ輸出を推進していくとともに、国等からの外部資金を最大限活用する。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略 ・北九州市地球温暖化対策実行計画 ・環境モデル都市行動計画 ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	中小企業アジア 環境ビジネス展 開支援事業【再 掲】 [環境局 環境国際戦略課]	市内中小企業が 所有する既存の 技術・製品に関し て、海外でのニー ズに合わせた現 地での事業可能 性調査（FS）や実 証試験を行うた めの費用の一部 を助成し、市内企 業の海外への技 術輸出の推進を 図る。	<p><成果指標> 申請書のダウン ロード数 <中期目標> 10件（H29年度）</p> <p><成果指標> 採択企業の事業 の進捗状況確認 件数 <中期目標> 2件（H29年度）</p> <p><成果指標> 海外での実証事 業等の進出数（単 年度） <中期目標> 3件（H32年度）</p>	毎年度、市内中小 企業に対し助成 を行い、市内企業 の海外への技術 輸出の推進を図 っていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画</p> <p><過去の環境基本 計画関連事業> ・中小企業アジア 環境ビジネス展 開支援事業</p>
3	アジアの“グリーン 成長”推進のため のプラットフォーム 構築事業 【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	本市に蓄積され た都市環境イン フラに係る技術 や行政ノウハウ などを体系的に 整理した「北九州 モデル」を活用し た都市環境イン フラビジネス推 進事業の成果を 踏まえ、新規事業 として、既存の連 携都市における 取組みの深化、首 都圏への横展開 を進めるための プラットフォーム 構築、さらには グリーン成長都 市のネットワー ク化に取組み、都 市環境インフラ 輸出の推進を図 る。	<p><成果指標> 既存都市及び首 都圏においてパ イロット事業に 着手した数（都市 数） <中期目標> 平成31年度まで に8都市</p>	H29：ハイフォン、 ラヨンでパイロ ット事業に着手 H30：上記に加え、 スラバヤ、プノン ペンでパイロッ ット事業に着手 H31：上記に加え、 イスカンダル、ダ バオ、セブ、マン ダレーでパイロ ット事業に着手	<他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	雑品スクラップ 等の適正な資源 循環の確保 [環境局 産業廃棄物対策課 その他]	廃棄物処理法の 改正を踏まえ、雑 品スクラップ業 者への指導・監督 を適切に行う。	—	H30: 改正廃棄物 処理法に基づく スクラップ業者 の指導・監督の実 施	—

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理
施策分野	(1) PCBの適正処理
<ul style="list-style-type: none"> ・国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画及び「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、計画的処理完了期限内に安全かつ早期に処理を完了させるため、国及びその地方支分部局と連携して、JESCO 北九州事業所に対する指導・監督を徹底するとともに、本市の掘り起こしの知見や経験を、関係自治体に水平展開するなどの取組が遅れている自治体への取組強化を促します。 ・本市内の低濃度 PCB 廃棄物について、平成 30 年度中の全量把握、平成 33 年度中の全量処理を目標として取組を進めます。 ・本市の PCB 処理の経験や知見を、今後の国内外の有害物質処理のために活用します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	高濃度 PCB 廃棄物の安全かつ適正な処理の推進 [環境局 環境監視課]	北九州 PCB 廃棄物処理事業の処理期限までの処理の完了のために、国等と連携して、JESCO 北九州事業所に対する指導・監督や関係自治体の取組み支援、地域の理解促進を行う。	<成果指標> H30 年度末:変圧器、コンデンサー等の処理完了 H33 年度末:安定器及び汚染物等の処理完了	関係自治体への本市のノウハウ提供、PCB 処理監視会議、西日本広域協議会等の開催、コミュニティセンターの運営等	<他計画での記載> ・北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
2	低濃度 PCB 廃棄物の適切な処理の推進 [環境局 環境監視課]	低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進のため、PCB 特措法に基づく保管等の届出や掘り起こし、早期処理の推進を図る。	<成果指標> H30 年度末:低濃度 PCB 廃棄物の全量把握 H33 年度末:低濃度 PCB 廃棄物の全量処理	低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査、早期処理の推進	<他計画での記載> ・北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
3	PCB 廃棄物処理の経験や知見等を活用した国内外の取組み [環境局 環境監視課]	本市が培った PCB 廃棄物処理の経験や知見等について、国内外の有害物質処理の推進等への活用を図る。	<成果指標> PCB 廃棄物処理に関連した国際会議、国内会議等の開催	H29:PCB シンポジウムの開催	—

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理
施策分野	(2) 水銀・アスベスト等の適正管理
<ul style="list-style-type: none"> ・水銀に関する水俣条約の発効に向けた水銀汚染防止法の制定に基づき、関連法令の改正を踏まえ、水銀に係る排出規制、水銀含有廃棄物の回収、廃水銀の適正処理を推進します。 ・国のマニュアルに基づき、関係局と連携して平常時及び災害時のアスベスト含有建築物の適正な解体・撤去及び適正な処理を推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	環境対策事業【再掲】 [環境局 環境監視課]	環境法令に基づき、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動の監視測定（環境モニタリング）などを行い、環境質の現状を把握し、維持・向上に努める。また、市内企業を対象に、環境モニタリング結果等を共有し、環境保全を一層促進するため、環境モニタリングの結果や環境法令の概要、また不適正事案の防止策等に関するセミナーを実施する。	<p><成果指標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底</p> <p><中期目標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底</p>	—	<p><他計画での記載> ・「元気発進!」北九州プラン</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	水銀廃棄物対策 [環境局 循環社会推進課 その他]	廃棄物処理法の改正等を踏まえて、水銀廃棄物の回収や適正処理に向けた取組を進める。	—	一般家庭や事業所からの水銀廃棄物の回収を進めるとともに、法に基づく適正な処理を実施する。	<他計画での記載> ・循環型社会形成推進基本計画
3	水銀排出規制への対応 [環境局 環境監視課]	大気汚染防止法等の改正を踏まえ、水銀を排出する施設に対して適切な指導・監督を行う。	<成果指標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底 <中期目標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底	H29: 事業者に対する環境保全セミナーを開催 (H29.10.25) H29~H30: 排出実態の把握 H31: 改正大気汚染防止法に基づく事業者への指導・監督	—

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理
施策分野	(3) 化学物質管理
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら事業所周辺の化学物質の濃度レベルを予測し、安全性の評価を行う手引きを作成する等により、事業者による化学物質管理体制を推進します。 ・市内の化学物質等の有害物質を広く把握し、災害時の対応をあらかじめ検討します。 ・POPs 対象物質の追加を踏まえて、POPs を含む廃棄物の適正処理を行います。 ・ナノ材料やマイクロプラスチック等新たな課題に対する情報収集や調査を進めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	大気汚染常時監視システム整備 保守事業 [環境局 環境監視課]	大気汚染防止法 22 条の規定に基づき環境大気汚染状況の常時監視を行うため、公害監視センターと市内 21 ヶ所に設置した常時監視測定局から成る測定網を整備する。常時監視結果を本市の環境保全の推進に役立てるとともに、大気環境の現状把握に努める。	<成果指標> 大気環境の適正な把握 <中期目標> 大気環境の適正な把握	—	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境対策事業【再掲】 [環境局 環境監視課]	環境法令に基づき、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動の監視測定（環境モニタリング）などを行い、環境質の現状を把握し、維持・向上に努める。また、市内企業を対象に、環境モニタリング結果等を共有し、環境保全を一層促進するため、環境モニタリングの結果や環境法令の概要、また不適正事案の防止策等に関するセミナーを実施する。	<成果指標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底 <中期目標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底	—	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	有害化学物質の環境調査及び情報提供 [環境局 環境監視課]	PRTR 制度やダイオキシン特措法等に基づく有害化学物質の環境調査や情報提供の実施。	<成果指標> 市内の有害化学物質情報の適正な把握	引き続き、市内の有害化学物質の環境調査や情報提供を実施する。	—
4	事業者による自主的な環境リスク管理の推進【再掲】 [環境局 環境監視課]	有害物質管理等に向けた自主管理指針を作成し、事業者による自主管理計画の策定を推進する。	<成果指標> 事業者による自主管理計画策定数	H30: 自主管理指針の策定	—

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理
施策分野	(4) フロン対策
<p>・家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、適正なフロン回収・破壊がされるよう、事業者に対して監督強化を図るとともに、フロン類排出抑制法に基づく国・県の取組への協力を行います。</p>	

個別プロジェクト（行政評価以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	地球温暖化・リサイクル対策としてのフロンガス対策 [環境局 産業廃棄物対策課 その他]	「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」「フロン排出抑制法」に基づき、フロンが適切に回収・破壊されるよう適宜指導・協力等を行う。	—	引き続き、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づく指導・監督を行うとともに、フロン排出抑制法に基づく国・県の施策に協力する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	4 生物多様性の確保による自然循環
施策分野	(1) 生態系の場・種の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメント制度や自主的ガイドラインを通じて、開発行為による生態系の劣化を防ぐとともに、必要に応じてミティゲーション（代替措置）について検討します。 ・関係機関と連携して、曽根干潟や平尾台、響灘地区での生態系情報の収集を進めるとともに、本市全体での生態系情報等を踏まえ、重点地域の設定やゾーニングなど、本市全体における生物多様性への悪影響を抑制するための方策を検討します。 ・本市に生息する希少種について、動植物園や水族館・博物館など、民間を含む関係機関や地域住民・NPO と緊密に連携し、情報収集及び保全を図ります。 ・自然環境情報についてのデータベース化を図った上で、本市の自然資本価値の評価についての情報収集を行います。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	生物多様性戦略 推進事業 [環境局 環境監視課]	都市と自然との共生を基本理念とし、「豊かな自然の恵みを活用し、自然と共生するまち」の実現のため、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、新たな産業都市として持続的な発展が可能な都市づくりを目指す。	<p><成果指標> 自然環境保全活動参加者数（イベント等の延べ参加人数） <中期目標> 2,000人（毎年度）</p> <p><成果指標> 環境首都 100 万本植樹プロジェクト推進 <中期目標> 100 万本（H35 年度までの累計）</p>	引き続き、市民やボランティア団体などと協働して自然環境保全活動を進めていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市環境未来都市計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・鳥がさえずる緑の回廊創成事業 ・市民と自然とのふれあい推進事業 ・曽根干潟保全・利用計画策定事業 ・自然・生き物情報整備事業 ・八幡東田地区グリーンビレッジ推進事業 ・市民植樹・美しいまちづくり推進事業 ・北九州スマートコミュニティ創造事業（グリーングリッド）</p>
					

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	響灘ビオトープ 運営等事業 [環境局 環境監視課]	本市の豊かな自然環境の保全など、様々な自然分野の取組を推進するため、生物多様性戦略の主要プロジェクトに位置づけている響灘ビオトープの運営管理を行う事業である。 絶滅危惧種など希少な動植物が500種類以上も生息する生物の楽園を保全しつつ、市民が見て触れて、自然生態系の仕組みや生物多様性の重要性などが学習できる施設として運営を行う。	<成果指標> 自然環境保全活動参加者数(イベント等の延べ参加人数) <中期目標> 2,000人(毎年度)	環境学習施設として、継続して運営を行うとともに、響灘ビオトープの広報に努める。 H30：次期指定管理者募集 H31：指定管理(第2期)開始	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・響灘ビオトープ運営等事業



個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	環境影響評価制度による生態系保全 [環境局 環境監視課]	開発行為に対して、環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例、並びに北九州市環境配慮指針を活用した情報収集。	<成果指標> 提出図書等のデータベース化率	H29～：引き続き、環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例並びに北九州市環境配慮指針を活用し、生態系の保全を目的とした情報収集を行う。	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	森林の保全【再掲】 [産業経済局 農林課その他]	保安林指定制度、自然公園法制度、風致地区制度及び特別緑地保全地区制度により森林の保全を図る。	—	H29～：引き続き、各制度の適切な執行により森林の保全を図る。	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略
5	都市緑化の推進【再掲】 [建設局 緑政課]	北九州市緑の基本計画に基づき、都市緑化の推進を図る。	<成果指標> ①工場緑地及び工場等緑化協定による緑地面積 ②都市公園面積 ③地域に役立つ公園づくりワークショップの開催地区数 ④市民協働による緑化や管理の箇所数 <成果目標> ①400ha (H32) ②1,245ha (H32) ③55地区 (H32) ④2,100箇所 (H32)	H29～：「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、①環境首都の機能を高める緑化と特色ある緑の保全・活用②健やかで生きがいのある暮らしに寄与する緑と公園づくり③暮らしの安全に寄与する緑と公園づくり④市民とともに作る緑のまちづくりの4つの柱を踏まえ、目標値を指標として都市緑化の推進を図るとともに、企業が工場・事業所の敷地内の緑化、壁面緑化等の都市緑化に取り組むよう積極的な働きかけを行う。	<他計画での記載> ・北九州市緑の基本計画 ・第2次北九州市生物多様性戦略

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
6	河川環境の保全 [建設局 水環境課]	河川の氾濫を防止し、流域の災害に対する安全性を向上させることを基本方針としつつ、景観や生態系の保全等これらの環境機能と調和のとれた河川整備を進める。併せて、河川愛護団体の活動や環境学習、体験活動を支援し、河川環境保全の啓発を図る。	—	H29～：引き続き、環境機能と調和の取れた河川整備や、河川環境保全の啓発活動の更なる強化を図る。	<他計画での記載> 第2次北九州市 生物多様性戦略
7	曾根干潟や平尾台、響灘地区等の重要サイトの生態系情報の整備と市全体での生態系保全に向けた検討 [環境局 環境監視課 その他]	曾根干潟や平尾台、響灘地区などについて、環境省のラムサール潜在候補地や生物多様性の観点から重要度の高い湿地、モニタリングサイト1000事業などを踏まえつつ、生態系情報を調査・整備した上で、各地区での保全策の検討を進める。また、併せて市全体での生態系保全に向けた検討を進める。	<成果指標> <u>生態系情報を反映したパンフレットや計画等の作成</u>	H29～：曾根干潟や平尾台、響灘地区を中心に、引き続き市全体での生態系保全に向けた調査・検討を実施	<他計画での記載> ・第2次北九州市 生物多様性戦略 ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
8	希少動植物等の 保全・保全対策の 推進 [環境局 環境監視課 その他]	特定の希少種（ガ シャモク、ベッコ ウトンボ、ズグロ カモメ、カブトガ ニ、チュウヒ、コ アジサシ、ミサゴ 等）について、地 域住民や北九州 市いのちのたび 博物館など外部 機関と連携して 保全施策を実施 する。 併せて、「北九州 市野鳥観察施設 整備方針」に基づ き、野鳥観察の場 の整備や野鳥に 関する情報収集・調査研究を行 う。	<成果指標> 本市で確認され た「福岡県の希少 野生生物」記載種	H29～：引き続き、 下記の取組を実 施。 ・ガシャモク保全 のためにモニタ リング調査を継 続するとともに、 関係機関からなるプロジェクト チームの下で保 全策を検討。 ・「響灘ビオト ープ」を中心とし て、NPOと連携し、 ベッコウトンボ の頭数調査等を実 施。 ・曾根干潟の環境 調査の一環とし て、ズグロカモメ の調査を実施。 ・曾根干潟におけ るカブトガニの 生息状況について、地元NPO等の 協力のもと、モニ タリングを継続。 ・北九州市が事業 者として実施し ている北九州学 術・研究都市整備 事業で行われた 環境影響評価を 踏まえ、生息が確 認されたニッポ ンバラタナゴ等 の希少種保全対 策を実施。 ・響灘ビオト ープにおいて、野鳥観 察施設の整備や、 ミサゴ繁殖の取 組などを実施。	<他計画での記載> ・第2次北九州市 生物多様性戦略
9	本市の自然資本 価値の評価に向 けた検討 [環境局 環境監視課]	本市の自然資本 についての情報 を収集・整備した 上で、その価値の 評価に向けた検 討を進める。	—	・本市の自然環境 情報の集積及び 自然資本価値の 評価手法の情報 収集。	—

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	4 生物多様性の確保による自然循環
施策分野	(2) 森里川海保全への取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在来の生態系や市民の健康にとっても脅威となり得るヒアリやツマアカスズメバチ等の特定外来生物や有害な種の侵入に対して適切に対処するため、民間を含む関係機関と緊密に連携し、防除計画の策定、水際対策や情報収集・駆除のための体制を構築します。 ・ 水源の8割を市外に依存する本市として、水源地住民との相互理解や水源地の保全活動への協力を行います。 ・ 水源涵養や防災の観点からも、木材や竹材をバイオマスエネルギーや資源などとして有効利用を図るため、森林所有者、森林組合やNPO等と協働して推進策を検討します。 ・ 鳥獣保護法の改正を踏まえて、関係機関で連携したシカ・イノシシ等による鳥獣被害防止に向けた取組を強化します。 ・ 本市の農地の保全、森林・林業・水産業の活性化や地産地消の推進を通じ、里地・里山・里海の保全を図ります。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	生物多様性戦略 推進事業【再掲】 [環境局 環境監視課]	都市と自然との共生を基本理念とし、「豊かな自然の恵みを活用し、自然と共生するまち」の実現のため、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、新たな産業都市として持続的な発展が可能な都市づくりを目指す。	<p><成果指標> 自然環境保全活動参加者数(イベント等の延べ参加人数) <中期目標> 2,000人(毎年度)</p> <p><成果指標> 環境首都100万本植樹プロジェクト推進 <中期目標> 100万本(H35年度までの累計)</p>	引き続き、市民やボランティア団体などと協働して自然環境保全活動を進めていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市環境未来都市計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・鳥がさえずる緑の回廊創成事業 ・市民と自然とのふれあい推進事業 ・曽根干潟保全・利用計画策定事業 ・自然・生き物情報整備事業 ・八幡東田地区グリーンビレッジ推進事業 ・市民植樹・美しいまちづくり推進事業 ・北九州スマートコミュニティ創成事業(グリーングリッド)</p>



個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	身近に自然を感じる河川整備事業 [環境局 水環境課]	都市内に残された貴重な自然空間である河川を、水際の植生や自然な流れの復元などにより、生物の生息・生育環境に配慮した整備を行うことにより、ホタルの飛翔や緑の増加など、身近に自然を感じる水辺環境整備事業を行っている。	<成果指標> 環境に配慮した護岸整備 <中期目標> 生態系に配慮した整備を行うことで、自然を身近に感じる状態	治水対策とのバランスを図りながら、市民が身近に自然を感じられるよう、引き続き環境に配慮した護岸の整備を進める。	—
3	荒廃森林再生事業【再掲】 [産業経済局 農林課]	概ね 15 年以上手入れされていない荒廃した私有林のスギ林・ヒノキ林の間伐や侵入竹の除去を行い、森林が保有する木材生産機能と水源のかん養やCO ₂ 吸収等公益的機能の発揮を高める。	<成果指標> H20～H29 までの10 年間の森林整備面積 <中期目標> 1,124ha	H29：森林整備面積 147ha H30以降については事業メニューや目標設定の見直しが行われる予定	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 <過去の環境基本計画関連事業> ・荒廃森林再生事業



間伐前（暗く下草がない森林）





間伐後（明るい森林：下草が豊かになる）
※木材の価値や防災効果等が高まる

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	里海づくり推進 事業 【産業経済局 水産課】	人と自然が共生し、豊かな水産資源と生物多様性を持ち、市民が海とふれあえる沿岸環境を実現するため、「里海づくり」を推進する。 藻場・干潟の再生、漁場の整備、魚介類の放流などを行い、豊饒な海をつくり、漁家経営の安定化を図るとともに、市民に新鮮で安全・安心な水産物を持続的に供給する。	<成果指標> 市内水産物の年間漁獲量 <中期目標> 4,300t（～H32年度）	各年度、「藻場の造成」や「種苗放流」に取り組むと共に、漁家経営の安定化を図るため、水産物のPRや衛生対策などブランド化を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひとしごと創生総合戦略 ・「元気発進！北九州」プラン ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・第2次北九州市生物多様性戦略 ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
5	外来種対策 [環境局 環境監視課 その他]	ヒアリ、ツマアカスズメバチ、セアカゴケグモ、アライグマ等、在来の生態系や市民の健康等に悪影響を及ぼす特定外来生物や有害な種の侵入の未然防止や防除のための普及啓発や調査・駆除等に取り組む。	—	H29～：主に以下のような取組を通じて、普及啓発、調査・駆除等を実施。 ・外来種に対する市民・事業者への情報提供（ヒアリ、オオキンケイギク等） ・調査の実施（ヒアリ、ツマアカスズメバチ等） ・駆除の実施（スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等） ・庁内での体制整備（ヒアリ） ・防除計画の策定	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略
6	地産地消の推進 [産業経済局 食の魅力創造・発信室]	「海の幸・山の幸を愛する地産地消サポーター」制度の実施、各種PRイベントの開催、朝市・直売所の支援、学校給食への市内産食材の利用促進等、積極的に地産地消の推進に取り組む。	—	H29:各種PRイベント、海の幸・山の幸を愛する地産地消サポーター制度、農林水産物のブランド化、6次産業化の実施	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	4 生物多様性の確保による自然循環
施策分野	(3) 自然環境情報の深化・統合と人材育成、ネットワーク構築
<ul style="list-style-type: none"> ・響灘地区や曾根干潟、平尾台など、開発が見込まれるエリアや特筆すべき生態系を有する地域において生き物調査等の自然環境調査を行うなど、市内の生態系情報をメリハリを付けて把握します。また、市民や関係機関を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などで活用します。 ・GIS（Geographic Information System：地理情報システム）を用いて動植物分布情報などの自然環境情報を一元的・効率的に管理し、かつ、情報の散逸を防いだり、高度な解析や市民への公開を容易にするための「自然環境情報 GIS データベース」の構築を進めます。 ・自然環境については多様な専門的知見が必要となることから、環境アセスメント対応や外来種・希少種対策のため、他自治体や関係機関、諸大学等と連携して、分野ごとの専門家とのネットワーク構築を進めます。 ・響灘ビオトープ等を拠点とした市民による自然環境に係る人材育成を推進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	生物多様性戦略 推進事業【再掲】 [環境局 環境監視課]	都市と自然との共生を基本理念とし、「豊かな自然の恵みを活用し、自然と共生するまち」の実現のため、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、新たな産業都市として持続的な発展が可能な都市づくりを目指す。	<p><成果指標> 自然環境保全活動参加者数（イベント等の延べ参加人数） <中期目標> 2,000人（毎年度）</p> <p><成果指標> 環境首都 100 万本植樹プロジェクト推進 <中期目標> 100 万本（H35 年度までの累計）</p>	引き続き、市民やボランティア団体などと協働して自然環境保全活動を進めていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市環境未来都市計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・鳥がさえずる緑の回廊創成事業 ・市民と自然とのふれあい推進事業 ・曾根干潟保全・利用計画策定事業 ・自然・生き物情報整備事業 ・八幡東田地区グリーンビレッジ推進事業 ・市民植樹・美しいまちづくり推進事業 ・北九州スマートコミュニティ創成事業（グリーングリッド）</p>
					

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	響灘ビオトープ 運営等事業【再 掲】 [環境局 環境監視課]	<p>本市の豊かな自然環境の保全など、様々な自然分野の取組を推進するため、生物多様性戦略の主要プロジェクトに位置づけている響灘ビオトープの運営管理を行う事業である。</p> <p>絶滅危惧種など希少な動植物が500種類以上も生息する生物の楽園を保全しつつ、市民が見て触れて、自然生態系の仕組みや生物多様性の重要性などが学習できる施設として運営を行う。</p>	<p><成果指標> 自然環境保全活動参加者数(イベント等の延べ参加人数) <中期目標> 2,000人(毎年度)</p>	<p>環境学習施設として、継続して運営を行うとともに、響灘ビオトープの広報に努める。</p> <p>H30：次期指定管理者募集 H31：指定管理(第2期)開始</p>	<p><他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・響灘ビオトープ運営等事業</p>



個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	曾根干潟や平尾台、響灘地区等の重要サイトの生態系情報の整備と市全体での生態系保全に向けた検討【再掲】 [環境局 環境監視課 その他]	曾根干潟や平尾台、響灘地区などについて、環境省のラムサール潜在候補地や生物多様性の観点から重要度の高い湿地、モニタリングサイト 1000 事業などを踏まえつつ、生態系情報を調査・整備した上で、各地区での保全策の検討を進める。また、併せて市全体での生態系保全に向けた検討を進める。	<成果指標> <u>生態系情報を反映したパンフレットや計画等の作成</u>	H29～：曾根干潟や平尾台、響灘地区を中心に、引き続き市全体での生態系保全に向けた調査・検討を実施	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略 ・北九州市環境未来都市計画
4	GISを用いた自然情報データベースの充実と維持管理及び自然環境調査結果のデータ一元化 [環境局 環境監視課]	動植物分布情報などの自然環境情報を一元的・効率的に管理し、かつ、情報の散逸を防いだり、高度な解析や市民への公開を容易にするため、情報の受け皿として、「自然環境情報 GIS データベース」の構築を検討する。さらに、関係部局や NPO による行われる動植物分布に関する調査結果の集約・統合を図っていく。	—	H29～：過去の情報（H15～H16 の「自然環境情報 GIS データ」や、県のレッドデータブック、環境アセスメントによる自然環境調査等）により得られたデータの整理・更新を実施。また、市の関係部局や NPO による自然環境調査結果の集約・統合に向け、①これらの調査結果が環境局への提供されるルートづくり、②調査結果を簡易にデータベースに入力できる共通様式等の検討を進めていく。	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
5	自然環境サポーター育成及び自然環境アドバイザー制度の実施 [環境局 環境監視課]	自然環境に関連した講座やフィールドワークを通じて、自然環境に対する正しい知識や自然との上手なつきあい方などの習得を目指した市民応援団「自然環境サポーター」を育成・活用するとともに、公共事業を行う部署からの申し出により、自然環境に優しい公共事業の実現に向けて、必要なアドバイスを行う「自然環境アドバイザー」制度を実施。	－	H29～：自然講演会等の開催。	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略
6	協働側の自然環境調査の推進 [環境局 環境監視課]	市民やNPO、専門家と行政が連携して自然環境調査に取り組む手法の検討を実施。	－	H29～：北九州市いのちのたび博物館や、自然環境関係NPOと、相互に連携して市民の協力による自然環境調査を実施するための手法の検討を進める。	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略
7	生物多様性自治体ネットワーク等への参画による自治体間協働の推進 [環境局 環境監視課]	自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信や情報共有を行う「生物多様性自治体ネットワーク」を始めとして、国や自治体間のネットワークに積極的に参画することで、専門的な知見の共有や自治体間協働を推進する。	－	H29～：生物多様性自治体ネットワークへの参画と全国会議の開催により、知見の共有や本市の自然や生態系の魅力を発信する。	－

政策目標	第3 世界をリードする循環システムの構築
基本施策	4 生物多様性の確保による自然循環
施策分野	(4) 豊かな自然の観光資源としての活用
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の有する自然資源を、他の観光資源と組み合わせるなどして集客力向上が図られるよう、関係機関と連携して検討を進めます。 ・北九州ならではの環境修学旅行やその誘致強化事業を推進します。 ・環境学習にも繋がる自然環境講座や体験型エコツアーを始めとするエコツーリズム・グリーンツーリズムを推進します。 ・自然公園の利用について、国及び県と連携・協力して、各指定地域の保護・保全に努めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	環境・ものづくり観光推進事業 [産業経済局 観光課]	国内外から高い評価を得ている「環境」を新たな観光素材とし、環境学習施設や環境に力を入れている企業の工場見学等を「環境修学旅行」としてPRや受け入れを実施する。	<成果指標> 環境修学旅行生数 <中期目標> 3,000人(毎年度)	毎年度、市外の旅行社や学校へのセールス、環境修学旅行生の受け入れ、モデルコースや素材の開発、企業との調整等を行う。	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画 ・第2次北九州市生物多様性戦略
2	観光プロモーション推進事業 [産業経済局 観光課]	豊かな自然を観光資源のひとつとし、観光プロモーションやキャンペーンなどを通じてPRを行い、市内外からの誘客を図る。	<成果指標> 観光客数(動態調査結果) <中期目標> 2,460万人(毎年度)	毎年、市内外において観光プロモーションやキャンペーンなどを実施する。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	エコツアーリズム、グリーンツアーリズム等の推進 [環境局 環境監視課 その他]	市民や観光客向けに本市の豊かな自然とふれあう機会を創出するためのエコツアーをとともに、「北九州環境みらい学習システム“ドコエコ”」の一環としてのエコツアーリズム、グリーンツアーリズムの概念を取り入れたエコツアーを推進する。	<p><成果指標></p> <p>①本市が取り組む環境学習プログラムとしてのエコツアー参加人数</p> <p>②響灘ビオトープのガイドツアー参加人数</p> <p>③自然環境体験ツアーの参加人数</p> <p><成果目標></p> <p>①6,500人（H32）</p> <p>②4,000人（H32）</p> <p>③500人（H31 類型）</p>	H29：ドコエコの一環としてのエコツアーや響灘ガイドツアー、自然環境体験ツアーの実施	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略
4	自然公園の適正利用 [建設局 緑政課]	本市に所在する国立・国定公園等の自然公園について、各指定地域の保護・保全と利用の増進を図る。	—	H29～：引き続き、国及び福岡県と連携・協力して、自然公園の利用及び各指定地域の保護・保全に努める。	<他計画での記載> ・第2次北九州市生物多様性戦略

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり
施策分野	(1) 大気・水・土壌環境等の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に基づき、工場・事業場に対する監視・指導や常時監視等を行い、環境基準の達成・維持を図ります。 ・常時監視のモニタリング体制について、市の都市構造や産業構造の変化等を踏まえて最適化・合理化のための見直しを行います。 ・PM2.5（微小粒子状物質）に関しては、中国で発生する大気汚染に対する国際協力を進めるとともに、発生源解析など市域内の排出メカニズムの解明を進め、総合的な対策を検討・実施します。 ・中小企業をはじめとした発生源への環境保全対策に関する技術指導などの支援を行います。 ・水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、工場・事業場に対する監視・指導や公共用水域のモニタリングを行い、環境基準の達成・維持を図ります。 ・土壌汚染対策法等に基づき、土壌汚染の未然防止と回復、及び健全な土壌環境の維持を図るとともに、同法の改正を踏まえ、人の健康へのリスクが想定されにくい工業専用地域等における土地の形質変更などの合理化を図り、ブラウンフィールド（汚染土地）が適正に利用・管理されるよう促します。 ・騒音・振動について、科学的知見に基づき、発生源である自動車交通、新幹線鉄道、工場・事業場における対策を促すとともに、近隣騒音については対話及び普及促進を推進します。 ・悪臭防止法に基づき、発生源である工場・事業場に対して、生産工程、作業過程等で発生する悪臭の防止対策に関する指導を徹底し、苦情の未然防止を図るとともに、近年、苦情の主な原因となっている都市型悪臭について、効果的な防止対策について検討します。 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等に基づき、実効性のある環境管理体制の整備等を進めていくため、公害防止に係るセミナーや表彰等の実施による事業者の意識・能力向上を図ります。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	大気汚染常時監視システム整備 保守事業【再掲】 [環境局 環境監視課]	大気汚染防止法 22 条の規定に基づく環境大気汚染状況の常時監視を行うため、公害監視センターと市内 21 ヶ所に設置した常時監視測定局から成る測定網を整備する。常時監視結果を本市の環境保全の推進に役立てるとともに、大気環境の現状把握に努める。	<成果指標> 大気環境の適正な把握 <中期目標> 大気環境の適正な把握	—	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境対策事業【再掲】 [環境局 環境監視課]	環境法令に基づき、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動の監視測定（環境モニタリング）などを行い、環境質の現状を把握し、維持・向上に努める。また、市内企業を対象に、環境モニタリング結果等を共有し、環境保全を一層促進するため、環境モニタリングの結果や環境法令の概要、また不適正事案の防止策等に関するセミナーを実施する。	<成果指標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底 <中期目標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底	—	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン
3	工場・事業場監視事業 [環境局 環境監視課]	市内の工場・事業場に対し、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等に基づいて、立入検査及び排出ガス・排出水中の規制項目に関する測定を実施し、事業者の環境法令の遵守を監視するとともに、環境管理の取組を促進するよう促す。また、一般市民からの公害関係苦情・要望を受け、発生源指導を行う。	<成果指標> 公害に関する苦情・要望件数 <中期目標> 300件以下（単年度）	現在の取組を継続実施することで事業者の環境管理の取組を促進させる。	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり
施策分野	(2) 適正なアセスメントと公害防止施策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・設備増強や新規立地が、地域の環境基準の超過に繋がらないよう、施設の集積状況や面的な環境負荷を踏まえた環境アセスメントの審査及び公害防止協定の締結を行います。 ・先行環境調査と戦略的適地抽出を進めるなどして、環境アセスメント手続きの充実化・合理化を図ります。 ・いったん立地した施設が、その後数十年に亘って地域の環境に影響を与えることを踏まえ、設備増強やリプレース時に、各事業者における BAT (Best Available Technology) を促すとともに、継続的に施設や設備の改善、公害防止協定の改定等を求めます。 ・公害防止条例について、最終改正から約 20 年経過していることから、今日の環境問題に合理的に対応できるよう、その評価を行った上で、必要に応じて見直しの検討を行います。 	

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	公害防止条例の見直し及び環境アセスメントの充実化・合理化の検討 [環境局 環境監視課]	公害防止条例について、今日の環境問題に合理的に対応できるよう評価・見直しの検討を行う。また、環境アセスメントの充実化・合理化に向けた調査検討を行う。	—	・公害防止条例の分析・評価 H29～H30:環境アセスメントに調査・研究	—

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり
施策分野	(3) 気候変動に対する適応への取組
<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方支分部局が主導する地域適応コンソーシアムと連携し市内での気候変動に伴う影響を予測するためのシミュレーションを行い、シミュレーション結果に基づき、適応策の実施や、適応への取組に関係する各種計画の見直しを行います。 ・農業や水産業への影響を踏まえ、関係局で連携して資源確保等を図っていきます。 ・水環境や水資源、自然生態系への影響を踏まえ、関係局で連携してモニタリングの強化や水資源・生態系維持のための取組を行います。 ・温度上昇による熱中症や熱ストレスの発生、感染症リスクの増大を踏まえ、関係局で連携して、市民の健康を守るための取組を行います。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（北九州ニューグリーンフロンティアプラン）」の着実な推進【再掲】 [環境局 温暖化対策課]	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の温室効果ガス排出量の推計、分析 ・気候変動への「適応策」の更なる検討 ・産業界と連携したCO2削減に向けた取組みの推進 	<p><成果指標> CO2削減量（H17比）</p> <p><中期目標> 126万t -CO2（H32）【温対計画の目標】</p>	<p>毎年度、市民啓発、計画の進捗管理・フォローアップ等</p>	<p><他計画での記載></p> <p>・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画</p>



個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境対策事業【再掲】 [環境局 環境監視課]	環境法令に基づき、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動の監視測定（環境モニタリング）などを行い、環境質の現状を把握し、維持・向上に努める。また、市内企業を対象に、環境モニタリング結果等を共有し、環境保全を一層促進するため、環境モニタリングの結果や環境法令の概要、また不適正事案の防止策等に関するセミナーを実施する。	<成果指標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底 <中期目標> 現状の環境を保全、企業の法令順守の徹底	—	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	市内での気候変動に伴う影響予測の研究 [環境局 温暖化対策課]	国や研究機関等、地域適応コンソーシアムと連携しながら、市内での気候変動に伴う影響を予測するための研究を進める。	—	H29～：市内の気候変動影響の分析・評価	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり
施策分野	（4）環境防災力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所や焼却施設・市有施設などの防災拠点において、太陽光発電や蓄電池、廃棄物発電など、自立分散型エネルギーの導入を進めることで、災害時にもエネルギー確保ができる施設の整備を図ります。 ・本市の次世代エネルギーパーク等の再生可能エネルギーについても、地域にエネルギーを供給し得る体制を検討します。 ・災害時に大量に発生する災害廃棄物やし尿、片付けごみの処理について、国や県などと情報を共有しながら、国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。策定に当たっては、広域的な自治体間の連携や、廃棄物・建設関連事業者との連携について検討するとともに、有害性・危険性のある災害廃棄物となりうるものについて、あらかじめ所在の把握を進めます。 ・災害時の自立運転や一時的なごみの保管など、災害時に大量に発生するごみに対応するとともに、エネルギー供給拠点や避難場所になるなど地域の防災拠点としても機能するよう、廃棄物処理施設の強靱化を図ります。 ・本市の豊かな生態系を利用した防災・減災についての検討を進めます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	次世代資源・エネルギーシステム 創生事業【再掲】 [環境局 地域エネルギー 推進課]	「低炭素で安定したエネルギーを作り賢く使うまちづくりの推進」「災害に強いまちづくりへの寄与」「エネルギー産業の振興」「日本を牽引する先進的取組みの実践」といった地域エネルギー政策を進める。 特に、「①風力」「②バイオマス」「③水素」といった再生可能エネルギー等の推進や、「④エネルギーマネジメント」「⑤災害時対応」「⑥新たな再エネ事業化支援」の6分野の取組みを重点的に行う。	<成果指標> 地域エネルギー関係産業の創出や、実証取組み件数 <中期目標> 4件の地域エネルギー関係産業や実証取組み	H29：エネルギーマネジメントFS調査、洋上風力一般海域ゾーニング検討調査、バイオマス発電事業化に向けた調査 H30～H33：エネルギーマネジメント導入に向けた検討、バイオマス発電事業化の展開、港湾区域洋上風力発電事業者との協議、洋上風力の一般海域への展開に向けた調査・検討	<他計画での記載> ・北九州市まちひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・「元気発進！北九州」プラン ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 ・北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン <過去の環境基本計画関連事業> ・次世代エネルギーパーク構想推進事業

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	「北九州市循環 型社会形成推進 基本計画」推進事 業【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律第6条の規 定に基づき策定 した「北九州市循 環型社会形成推 進基本計画」に基 づく実施するご みの減量化・資源 化、適正処理の推 進等によるごみ 処理の現状を分 析し、効果的・効 率的な施策や啓 発・広報の方法を 検討。	<成果指標> 災害廃棄物処理 計画の策定 <中期目標> 災害廃棄物処理 計画の策定	計画全体の事業 実施状況の把握	<他計画での記載> ・北九州市環境未 来都市計画 ・北九州都市圏域 連携中枢都市圏 ビジョン

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
3	大規模災害への 対応【再掲】 [環境局 施設課]	大規模災害時における安定処理の確保のための施設のあり方を検討するとともに、地域の防災拠点としての機能も備えることを検討する。	—	・今後の施設整備にあたって、災害時でも自立して運転できる能力を備えることや、一時的なごみの保管能力、エネルギー供給拠点や避難場所としての機能なども備えることについて検討を進める。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
4	災害廃棄物の対策【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	災害廃棄物処理計画や他自治体との連携協定等を踏まえ、し尿等を含む災害廃棄物の迅速・適正な処理体制の構築を進める。	—	H29～：国や他自治体と協力して有害物質対策やトイレの確保等災害廃棄物処理計画の実効的な運用を進めるとともに、周辺自治体からの支援要請に対して災害廃棄物を受け入れることを想定した対応を進める。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
5	生態系を利用した防災・減災の検討 [環境局 環境監視課]	Eco-DPR（生態系を利用した防災・減災）やグリーンインフラの活用についての調査・研究を進める。	—	・国や他自治体における Eco-DPR やグリーンインフラの活用についての情報収集	—

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり
施策分野	(1) ストック資源を活用した景観の保全とうるおいのある街並みの形成
<ul style="list-style-type: none"> ・省資源化や廃棄物抑制等の観点から、総合的なストックマネジメント手法を導入し、良好な公共建築物の再活用、道路、橋梁などの公共財産の長期メンテナンスを推進するとともに、建築設備関係をはじめ、外壁・防水等の更新を計画的に実施し、機能維持及び建築物の長寿命化を図ります。 ・まちの歴史や、その時代の人々の暮らしを感じられる歴史的建造物を将来にわたり適切に保全し、その建造物を活かした魅力的なまちづくりを進めていくため、歴史的建造物についてその修理・修景にかかる支援を行います。 ・空き家対策の推進に関する特別措置法の施行等により、空き家対策を統合的かつ計画的に推進し、空き家バンク等の活用により、ストックとしての有効活用を図ります。 ・都市部や拠点において都市構造や生物多様性・快適性等を踏まえた戦略的な緑化施策に取り組み、低炭素化とヒートアイランド対策・快適なまちづくりを推進します。(再掲) 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	橋梁・トンネル長 寿命化事業【再 掲】 [建設局 道路維持課]	市内には、約2,000の橋梁と39本のトンネルがあり、高齢化・老朽化の進展が懸念されている。そこで、従来の対症療法型補修を改め、予防保全型に移行するため、「北九州市橋梁長寿命化修繕計画」(H22.3)(H29.3改定)及び「北九州市トンネル長寿命化修繕計画」(H25.2)(H29.3改定)を策定した。 本事業は、この計画をもとに、予防保全が有効な状態である健全度Ⅱを下回らないの橋梁とトンネルを増加させることで市民の安全・安心を確保する。	<成果指標> リニューアル対象橋梁の完成数 <中期目標> リニューアル対象橋梁の修繕健全性Ⅲ：点検後5年以内 <成果指標> リニューアル対象トンネルの完成数 <中期目標> リニューアル対象トンネルの修繕健全性Ⅲ：点検後5年以内	毎年度、長寿命化修繕計画に沿って修繕を実施していく。	<他計画での記載> ・北九州市公共施設マネジメント基本計画(社会インフラ版)

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	公共施設予防保 全マネジメント 推進事業 [建築都市局 施設保全課]	「公共施設マネ ジメント方針」及 び「公共施設マネ ジメント実行計 画」の内容を踏 まえた上で、公共 施設の目標耐用 年数の設定、対象 施設の抽出など 長寿命化の考え 方を整理し、調査 データ等から改 修優先度の判断 基準の設定を行 い、長寿命化計 画を策定する。 また、市有施設 に設置した建築 設備機器のうち、 建物機能を発揮 させるのに不可 欠な機器（特定重 要設備機器）を対 象とし、情報の収 集整理を行う。	<成果指標> 市有建築物長寿 命化計画（設備機 器）の充実 <中期目標> H29年度完了	H28年度に策定し た長寿命化計画 （設備機器）の充 実（H29）及び、 計画に沿った取 り組みの推進 （H29～H33）	<他計画での記載> ・北九州市まち・ ひと・しごと創生 総合戦略
3	老朽空き家等除 却促進事業 [建築都市局 空き家対策推進 室]	倒壊や部材の落 下のおそれがあ るなど危険な空 き家等の除却を 促進するため、家 屋の除却に要す る費用の一部を 補助すること により、市民の安全 で安心な居住環 境の形成を図る。	<成果指標> 老朽空き家等除 却促進事業の年 間実施件数 <中期目標> 180戸（H29年度）	H29：180戸 H30：200戸 H31：200戸	<他計画での記載> ・北九州市まち・ ひと・しごと創生 総合戦略

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
4	北九州市空き家 バンク [建築都市局 住宅計画課]	人口減少に伴い増加傾向にある空き家に対し、既存ストックの有効活用、定住促進、老朽危険家屋化の防止等を目的に、これまで売買や賃貸市場に出ていなかった使える空き家を掘り起こし、その情報を市内外に向け発信することで、空き家の利活用や円滑な流通を促進し、中古住宅市場の流通促進等の市場環境整備を行う。	<p><成果指標> 登録物件数 <中期目標> 100件（H27～31年度）</p> <p><成果指標> 成約件数 <中期目標> 80件（H27～31年度）</p>	毎年度、固定資産税納税通知書に北九州市空き家バンクのお知らせチラシを同封し、全建物所有者へ制度周知を行っていく。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
5	八幡東田グリーン グリッド整備 事業【再掲】 [建設局 みどり・公園 整備課その他]	八幡東田地区に おいて、質の高い 緑を創出するこ とにより、景観の 向上はもとより、 CO2の削減や生物 多様性、微気象の 緩和など、様々な 効果を生み出す。	—	H29～H32:2020年 を目標として、以 下の5つのプロ ジェクトにより 緑を有機的に結 び付け、グリーン グリッドを形成。 ①人が感じる緑 の創造 ～緑の 印象付け(グリー ンゲートプロジ ェクト)②緑と水 による生物多様 性の創出 ～水 と緑の軸連携(グ リーンラインプ ロジェクト)③ 緑・水・風による 快適な都市空間 の創造 ～自然 の力の利用(グリー ンパワープロ ジェクト)④多世 代ふれあい空間 の創造 ～花と 緑と農のまちづ くり(グリーンフ ァームプロジ ェクト)⑤市民力の 連携と活用の創 出 ～人と緑の 繋がり形成(グリー ンチェーンブ ロジェクト)	<他計画での記載> ・北九州市緑の基本 計画 ・第2次北九州市 生物多様性戦略

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり
施策分野	(2) 高齢者・障害のある人等に優しいコンパクトシティ・公共交通の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 便利で暮らしやすく、環境負荷の小さい都市構造の形成に向けて、まちなかを重視した土地利用の誘導や都市機能の集約・適正配置などを通じて、コンパクトなまちづくりを推進します。(再掲) ・ 超高齢社会における「市民の足」の確保、地球環境にやさしい交通手段の利用促進、利用しやすく安心して快適な交通体系の構築を基本方針とした環境首都総合交通戦略に沿って、交通結節機能の強化や幹線バス路線の高機能化など公共交通の利便性向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントの実施やバリアフリー化を推進することで、公共交通利用を促進します。(再掲) 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	環境首都総合交通戦略の推進【再掲】 [建築都市局 都市交通政策課]	環境首都総合交通戦略は、本市での望ましい交通体系を構築するため、既存の公共交通機関を有効活用し、その維持や充実・強化を図る。 過度なマイカー利用から地球環境にやさしい公共交通や徒歩・自転車への利用転換を図り、市民の多様な移動手段が確保された交通体系を構築することを目指す。	<成果指標> 公共交通人口カバー率 <中期目標> 80.0%(H32年度) <成果指標> 公共交通分担率 <中期目標> 24.0%(H32年度) <成果指標> 自家用車CO2排出量(H17年度比) <中期目標> 約6.0%削減(H32年度)	北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通網形成計画）に掲げる30施策（うち7施策が重点施策）の進捗を図る	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・環境首都総合交通戦略（地域公共交通網形成計画） ・北九州市環境未来都市計画 <過去の環境基本計画関連事業> 環境首都総合交通戦略の推進

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり
施策分野	(3) セーフティネットの確保・コミュニティの活性化
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や家庭から生ずる食品ロス削減のため、市民や事業者、大学、NPO 団体等と連携しフードドライブをはじめとしたフードバンク活動の支援を推進します。 ・フリーマーケットやリユースショップに対する情報提供、リユース品の回収・販売、リユース品の利用促進等を図ります。(再掲) ・核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じ、ごみ収集業務の進め方等の市民サービスについて、維持・向上を図ります。(再掲) 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	循環型社会を形成するための環 づくり支援事業 【再掲】 [環境局 循環社会推進課]	循環型社会の形 成に向けて、食品 ロス削減の取組 「残しま宣言」運 動の普及・啓発や 生ごみリサイク ル講座等の実施 によって、生ごみ の減量化・資源化 を推進する。	<p><成果指標> 市民一人当たり の家庭ごみ量 <中期目標> 470g 以下 (H32 年 度)</p> <p><成果指標> アンケート調査 における食品ロ ス削減するため の取組み実施率 <中期目標> なし (※平成 29 年度に初めて実 施するため、目標 数値なし)</p>	引き続き、啓発活 動を行う。	<p><他計画での記載> ・北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル都 市行動計画 ・北九州市循環型 社会形成推進基 本計画 ・第2次北九州市 食育推進計画 ・北九州市環境未 来都市計画</p> <p><過去の環境基本 計画関連事業> ・地域選択型(メ ニュー選択方式) 市民環境活動推 進事業(生ごみリ サイクル事業) ・循環型社会を形 成するための環 づくり支援事業</p>

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	市民サービスの 向上【再掲】 [環境局 業務課]	核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じたごみ収集を進めるとともに、地域の要望に応じた利便性向上やきめ細やかな支援を行う。	—	引き続き、ごみステーションにごみを出すことが困難な高齢者などを対象に自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」を実施するとともに、防鳥ネットの配布や集積容器の助成などを行う。	<他計画での記載> ・循環型社会形成推進基本計画
3	リユースの推進【再掲】 [環境局 環境学習課]	リユースに関する情報提供や普及啓発等を推進する。	<成果指標> 市民一人当たりの家庭ごみ量 <中期目標> 470g以下（H32年度）	引き続き、フリーマーケットやリユースショップに関する情報提供や環境ミュージアムでのリユース品の回収・販売、イベントでのリユース食器の貸出などを実施する。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進
施策分野	(1) 地域経済循環の推進と環境産業における若年者・女性・高齢者の就職促進
<ul style="list-style-type: none"> 九州地方のエネルギー供給拠点として、域内でのエネルギー収入の増大を図るとともに、自立分散型エネルギーの導入と省エネの促進により、域外へのエネルギー支出を削減し、地域内での経済循環を推進します。 地元で再資源化された金属資源、有機飼料・肥料、間伐材・竹材等の有機資源の積極利用により、地域内での資源循環及び経済循環を推進します。 若者ワークプラザ北九州、高齢者就業支援センター等において、環境産業を含む地元企業への就職を促進します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	次世代資源・エネルギーシステム 創生事業【再掲】 [環境局 地域エネルギー 推進課]	「低炭素で安定したエネルギーを作り賢く使うまちづくりの推進」「災害に強いまちづくりへの寄与」「エネルギー産業の振興」「日本を牽引する先進的取組みの実践」といった地域エネルギー政策を進める。 特に、「①風力」「②バイオマス」「③水素」といった再生可能エネルギー等の推進や、「④エネルギーマネジメント」「⑤災害時対応」「⑥新たな再エネ事業化支援」の6分野の取組みを重点的に行う。	<成果指標> 地域エネルギー関係産業の創出や、実証取組み件数 <中期目標> 4件の地域エネルギー関係産業や実証取組み	H29：エネルギーマネジメント FS 調査、洋上風力一般海域ゾーニング検討調査、バイオマス発電事業化に向けた調査 H30～H33：エネルギーマネジメント導入に向けた検討、バイオマス発電事業化の展開、港湾区域洋上風力発電事業者との協議、洋上風力の一般海域への展開に向けた調査・検討	<他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・「元気発進！北九州」プラン ・北九州市新成長戦略 ・北九州市環境未来都市計画 ・北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン <過去の環境基本計画関連事業> ・次世代エネルギーパーク構想推進事業

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	若者ワークプラ ザ北九州運営事 業 [産業経済局 雇用政策課]	概ね 40 歳までの 若年求職者を対 象に就業支援を 実施。	<成果指標> 就職決定者数 <中期目標> 1,200 人	引き続き若者の 就業支援を実施 していく。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ ひと・しごと創生 総合戦略 ・北九州市新成長 戦略
3	中高年齢者雇用 環境づくり事業 [産業経済局 雇用政策課]	高年齢者就業支 援センターを拠 点した就業支援 及びカウンセリ ング、能力開発講 座、民間ネットワ ーク等を活用し た再就職支援を 行う。	<成果指標> 中高年齢者のマ ッチング数 <中期目標> 3,000 人	毎年度、高年齢求 職者に対して、環 境産業を含む地 元企業への就労 支援を行ってい く。	<他計画での記載> ・北九州市まち・ ひと・しごと創生 総合戦略 ・北九州市新成長 戦略

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進
施策分野	(2) 持続可能な生産と消費の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境物品等の調達に関する指針」に基づき、市が調達する用品について、環境物品の導入促進を図るとともに、社会状況等の変化に応じて適宜指針の内容を見直します。 ・「北九州エコプレミアム」など、ライフサイクル全体で環境負荷低減効果が見られる製品・サービスに対して、販売等の支援を実施するとともに、事業者による環境配慮設計や消費者による購入インセンティブを付与し、環境・エネルギーに関連する機器・サービスなど新たな環境産業を創出します。 ・エコアクション21やFSC認証制度（森林認証制度）など、環境負荷の低減に資する環境経営や製造工程等の規格について、本市ならではの強みを生かせる規格の検討を進めるとともに、そうした環境規格の取得・認証を促します。 ・堆肥など再生利用可能な有機質資材の活用による土づくりや化学肥料・農薬の適量利用などの持続性の高い農業生産や地産地消を推進し、環境に配慮した農林水産業を支援します。 ・環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）の育成のためのキャンペーンや表彰制度等を展開します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	新規環境産業創出事業 [環境局 環境産業推進課]	市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売促進の支援を行う。	<p><成果指標> 北九州エコプレミアム選定件数</p> <p><中期目標> 累計240件（H32年度）</p>	カタログの作成・配布や展示会などでの発表、ホームページへの掲載等PRを行っていく。	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 ・北九州市新成長戦略 <p><過去の環境基本計画関連事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州エコプレミアム産業創出事業及びエコアクション21認証登録支援事業
<div style="background-color: #008000; color: white; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 北九州エコプレミアム産業創出事業 </div> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>■事業概要 市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売の支援を行うことを目的として、平成16年度に創設</p> <p>■選定商品・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に5件を選定（平成28年度） エコプロダクツ4件 エコサービス1件 ・累計選定数（平成28年度まで） エコプロダクツ:163件 エコサービス:40件 合計:203件 ・いたんマークの導入 エコプレミアム選定商品の環境評価を5段階で表示  </div> <div style="flex: 1; text-align: center;">  <p>平成28年度選定エコプレミアム</p> </div> </div>					

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	生産環境保全対策事業 [産業経済局 農林課]	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して助成する。	<成果指標> 環境に配慮した農業に取り組んだ面積 <中期目標> 90ha（H32年度）	H29：87ha H30：88ha H31：89ha H32：90ha	<他計画での記載> ・「元気発進！北九州」プラン
3	再生品の積極利用の推進と環境配慮設計の推進 [環境局 循環社会推進課 その他]	再生品を利用する事業者の評価・表彰制度や、環境配慮設計に基づく製品の開発や簡易包装・リサイクルに関する意欲的な取組についての情報を共有する仕組みづくりを検討する。	—	製品の積極利用と環境配慮設計の推進に向けた制度づくりの検討を進める。	<他計画での記載> ・北九州市循環型社会形成推進基本計画
4	エコアクション21の普及【再掲】 [環境局 環境産業推進課]	環境経営システム「エコアクション21」の普及に向けて、地域事務局と連携し、サポートを行う。	—	引き続き、エコアクション21地域事務局であるNPO法人北九州テクノサポートと連携してセミナーや普及啓発等の事業を推進する。	<他計画での記載> ・北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画
5	サプライチェーン全体で環境・SDGsに配慮する事業者に対する評価・認定制度の検討【再掲】 [環境局 総務課]	事業者がサプライチェーン全体でSDGsに取り組むためのガイドラインを策定し、同ガイドラインに基づく取組を促す。	<成果指標> SDGsに配慮する事業者数	H29：ガイドライン策定の検討	—

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進
施策分野	(3) FAISや北九州市立大学等と連携した環境技術開発・産業創出・生産性向上
<ul style="list-style-type: none"> ・FAIS（公益財団法人北九州産業学術推進機構）を中心として、国立環境研究所や地球環境戦略研究機関など先端的な研究機関と連携しつつ、北九州市立大学や九州工業大学、産業医科大、早稲田大学をはじめ幅広い研究教育機関や企業から研究者・技術者が参加した横断的な研究開発・実証拠点を形成し、最先端の研究成果の実証を進めます。 ・北九州市環境産業推進会議などの環境産業のネットワークを通じて、産・学・民・官が連携して、新技術の実装や新たな環境産業の創出、高度な環境人財育成を進めていきます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	環境未来技術開発助成事業【再掲】 [環境局 環境産業推進課]	新規性・独自性に優れた環境技術の研究開発費の一部助成により、中小企業をはじめとした地元企業等に技術開発の機械を提供するとともに、本市における環境分野の技術の集積を促す。	<p><成果指標> 本助成事業で助成した研究開発の事業化数</p> <p><中期目標> 累計 36 件（H32 年度）</p>	旺盛な研究開発ニーズに対して効果的な助成を行うとともに、助成終了後も国等の研究開発予算の活用を進めていく。	<p><他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市新成長戦略</p> <p><過去の環境基本計画関連事業> ・エコタウンの高度化（資源リサイクル拠点の形成） ・3R 技術高度化による新たな環境産業の創出（環境未来技術開発助成事業）</p>

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	環境エレクトロニクス拠点化推進事業【再掲】 [産業経済局 新産業振興課]	低炭素社会の実現に向けて、電力の有効利用をはじめ、自動車や電車、家電製品等の省エネルギー化に貢献する基盤技術として期待されているパワーエレクトロニクスを中心とした環境エレクトロニクスについて、環境エレクトロニクス研究所で研究開発を促進するとともに国内外のネットワークづくりに取り組む。	<p><成果指標> 研究者・技術者の集積数 <中期目標> 200人（H31年度）</p> <p><成果指標> 専門人材（パワーエ）の輩出数 <中期目標> 50人（H31年度）</p> <p><成果指標> 企業との共同研究数 <中期目標> 25件（H31年度）</p>	大学・研究機関・企業等との連携や外部資金の確保を進め、環境エレクトロニクス研究の充実を図るとともに研究開発拠点化を推進する。	<p><他計画での記載> ・北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・北九州市環境未来都市計画</p>

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進
施策分野	(4) JCM等海外事業や国際協力を通じた環境産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型の生産工程から生み出される高品位の鉄鋼製品などの低炭素型の製品の供給拡大を支援します。 ・OECD（経済協力開発機構）が進めるグリーンシティ・プログラムのアジア展開やSDGs推進と連携し、アジア地域におけるグリーン成長政策の普及を推進します。（再掲） ・中国で発生するPM2.5（微小粒子状物質）等の大気汚染に対する国際協力及び調査研究を推進します。（再掲） ・国際技術協力で培った信頼関係のもと、官民一体となり上下水道の計画から施設整備、管理運営までをパッケージ化した海外ビジネス案件の形成・受注に取り組みます。 	

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	日中大気汚染・省エネ対策共同事業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	中国におけるPM2.5（微小粒子状物質）等をはじめとする大気汚染については、日本への影響も懸念されており、その対策を講じることについては喫急の課題となっている。 本市では、中国諸都市と連携し、中国における大気汚染への対策を講じるため、国の事業を活用し、平成26年度から5ヵ年間の予定で中国側の行政官や技術者等の資質向上を目的とした研修生の受け入れや、現状を把握・分析等するための専門家の派遣を行う。また、具体的課題解決のための共同研究を実施する。	<成果指標> 専門家派遣人数（累計） <中期目標> 250人（H29年度） <成果指標> 研修生受入人数（累計） <中期目標> 150人（H29年度）	連携協力対象となる中国6都市に対して専門家の派遣や訪日研修等を実施する。	<他計画での記載> ・北九州市環境未来都市計画

個別プロジェクト（行政評価関連）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
2	アジア低炭素化 センター推進事 業【再掲】 [環境局 環境国際戦略課]	アジア低炭素化 センターを中核 として、環境に関 する多様な技術 や社会システム 等を海外に輸出 することで、地域 経済の活性化を 推進する。	<p><成果指標> プロジェクト推 進数</p> <p><中期目標> 145件(H29年度)</p> <p><成果指標> 企業協議、ビジネ スマッチング数</p> <p><中期目標> 430件(H29年度)</p>	<p>アジア地域での CO2排出量削減に 向けて、引き続き 各種プロジェク トの推進及び企 業協議、ビジネス マッチング等の 支援を行ってい く。</p> <p>プロジェクト 推進にあたって は、パッケージ型 のインフラ輸出 を推進していく とともに、国等か らの外部資金を 活用することで、 本市の経費負担 削減に努めてい く。</p>	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市まち・ ひと・しごと創生 総合戦略 ・北九州市新成長 戦略 ・北九州市地球温 暖化対策実行計 画・環境モデル都 市行動計画 ・北九州市環境未 来都市計画
3	海外水ビジネス の推進 [上下水道局 海外事業課]	国際技術協力で 培った信頼関係 のもと、官民一体 となり上下水道 の計画から施設 整備、管理運営ま でをパッケージ 化した海外水ビ ジネス案件の形 成・受注に組み 込む。	<p><成果指標> 海外水ビジネス の受注と地元企 業の振興、海外水 ビジネスを通じ た国際貢献</p> <p><中期目標> 海外水ビジネス の受注と地元企 業の振興、海外水 ビジネスを通じ た国際貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際技術協力で 培った信頼関係 のもと水ビジネス 案件の形成及 び受注 ・国や関係機関と 連携した活動 ・水ビジネスの国 際戦略拠点を活 用した事業展開 	<p><他計画での記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市上下水 道事業中期経営 計画 ・公約を実行す るための行程表 ・北九州市まち・ ひと・しごと創生 総合戦略 ・北九州市新成長 戦略 ・北九州市環境未 来都市計画

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	4 SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス
施策分野	(1) SDGs達成に向けたモデル都市化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・国や環境未来都市などの他自治体と連携し、自治体レベルでのSDGs実施に向けた指標やゴールについて検討を進めます。 ・市内事業者の環境面からの取組について、SDGsの観点から再評価し、対外的に発信し、取組を推進します。 ・環境面からの取組が社会・経済にどのような好影響を及ぼすか、経験や知見、ノウハウを海外の都市と共有し、国際的なSDGsモデル都市として発信します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載 等
1	自治体SDGsの実施に向けた検討 [企画調整局 政策調整課]	国や環境未来都市などの他自治体と連携し、自治体レベルでのSDGs実施に向けた取組を検討する。	—	H29: 国が主催する自治体SDGs検討会に参画	—
2	サプライチェーン全体で環境・SDGsに配慮する事業者に対する評価・認定制度の検討【再掲】 [環境局 総務課]	事業者がサプライチェーン全体でSDGsに取り組むためのガイドラインを策定し、同ガイドラインに基づく取組を促す。	<成果指標> SDGsに配慮する事業者数	H29: ガイドライン策定の検討	—
3	北九州SDGsロゴマークの作成と発信 [環境局 総務課]	北九州市のロゴマーク（ていたん・ブラックていたん）とSDGsロゴマークを組み合わせ、市民に分かりやすい発信を行う。	—	H29: ロゴマークの作成・発信	—

政策目標	第4 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上
基本施策	4 SDGsの実現に向けた取組みと環境ガバナンス
施策分野	(2) SDGs達成に向けた環境ガバナンスの強化
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内横断的な組織や人事交流等を通じた、市役所内部の水平統合を推進します。 ・企業・大学・研究機関などとの協定締結などを通じて、外部組織とのパートナーシップを強化し、連携してSDGsへの取組強化やイノベーションを推進します。 ・福岡県や他の環境未来都市・環境モデル都市との地域間連携を推進します。 ・国や国際機関との連携強化を通じて、先進的な政策・モデルを先取りして実践する一方で、本市の経験・知見を生かして独自の取組も追求し、国や国際機関への政策提言・発信を強化します。 ・環境首都グランド・デザインに立ち返り、政策の客体ではなく、政策の主体としての市民参画を促します。 	

個別プロジェクト（行政評価関連以外）

No	事業名 所管課	事業概要	成果指標・目標	事業展開予定	他計画での記載等
1	市役所内部の水平統合の推進 [環境局 総務課その他]	環境政策やSDGsの推進のために、局横断的なPDCA体制の構築を検討する。	—	H29～：環境基本計画改定を踏まえた水平統合の検討	—
2	事業者や学術研究機関等との連携の推進【再掲】 [環境局 総務課]	民間企業や学術研究機関との連携協定等を通じた協働型の環境取組を推進する。	<成果指標> 事業者等との連携協定数	H29: 連携協定締結の推進	—

用語解説

【あ】

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動を指す概念としても用いられる。エネルギー使用量の削減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。近年、自動車自体にアイドリングストップ機能が設けられたものもある。

アジア低炭素化センター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、平成22年6月に、八幡東区平野に開設。

経済発展著しいアジア諸国などに対して、従来の政府レベルの協力事業に加え、高い技術力を持つ市内企業による環境ビジネス参入支援を積極的に進めている。

アジアの技術首都ブランド

本市が目指す都市ブランドのひとつ。ものづくりのまちとして発展してきた本市では、世界的な企業が育っており、今後、既存産業のさらなる高度化を図るとともに、新たな成長産業の集積を促進し、「アジアの中核的なものづくり拠点」を形成していく。また、環境、上下水道、消防などの技術分野でも国際協力を進めており、このような交流を通じて、アジア地域の発展に貢献し、「アジアの技術首都」を目指している。

アジェンダ21

21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして、平成4年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議(通称:地球サミット)で採択。持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画である「アジェンダ21」が合意された。大気、水、廃棄物などの具体的な問題についてのプログラムとともに、この行動を

実践する主要グループの役割強化、財源などの実施手段のあり方が規定されている。

アスベスト

「石綿」とも言われる繊維状の天然鉱物の総称で、その用途の約9割は建材。複数の種類があり、それぞれ毒性に差がある。アスベスト暴露による健康被害が問題になり、工場周辺(敷地境界)には、10本/ℓ以下という基準が設けられているが、大気環境基準はない。

【い】

イノベーション

技術革新にとどまらず、生活スタイルや社会システムを大きく変えるような「一大革新」や「新機軸」を指し、大変幅広い意味。

インセンティブ

意欲を引き出すために外部から与える刺激、誘因、動機づけ。奨励金、報奨金、優遇措置など。

【う】

ウォータープラザ

平成22年、小倉北区の日明浄化センター内に開設。世界の水問題解決に向け、各種水資源を有効活用するために必要となる先進技術を実証研究し、また、研究の成果を、国内外に情報発信して技術普及を進めることを目的とした施設。

【え】

エコアクション21(EA21)

環境省が策定したガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営認証・登録制度。二酸化炭素・廃棄物などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表し、審査人による審査等を経て、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組み。

エコタウン

資源循環型社会の構築を目指し、地域の産業蓄積を活かした「環境産業の育成」と、「廃棄物の発生抑制・リサイクル」の推進によ

り、地方自治体が主体となり、産学官と連携して先進的な環境調和型まちづくりを目指す取組。

エコツーリズム・グリーンツーリズム

自然に触れながら、そこに生きる動植物の生態を学び、自然を大切にしようという気持ちを育てる新しい旅行の形態。自然保護と観光の両立をはかる新しい取組として注目されている。

エコドライブ

無駄なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキをやめることなど、車を運転する上で容易に実施できる環境対策のこと。二酸化炭素(CO₂)や排ガスの削減に有効であり、燃料・経費の節約につながる。

エコプレミアム

「エコ」と「プレミアム」を組み合わせた造語で、環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた製品や技術、産業活動を選定。

エコライフステージ

北九州市で開催される、日頃から環境活動を行う市民団体などの活動発表や、市民が環境活動を実践するきっかけづくりの場として、一年を通して様々な場において市民主体で企画・実施される環境行事。

エネルギー消費原単位

エネルギー消費量を、生産量や床面積などエネルギーの消費と密接な関係を持つ値で除したものを、エネルギーの利用効率を表す指標。

エネルギーマネジメント

電気、熱、ガスなどのエネルギーの見える化や設備の最適運用などを実現するシステムのことであり、ICTを用いてエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、省エネルギー及び負荷平準化等によりエネルギーの合理的使用につなげること。

【お】

温室効果ガス（GHG）

地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、地球温暖化対策の推進に関する法律で二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類が温室効果ガスとして定義されている。GHGはGreen House Gasの略。

【か】

カーボン・クレジット

国間で取引可能な温室効果ガスの排出削減量証明。「排出枠」、「クレジット」ということもある。

地球温暖化防止のため、先進国は京都議定書に基づいて、CO₂の排出量上限を決めているが、自国の排出削減努力だけで削減しきれない分について、排出枠に満たない国の排出量を取引することができる。この排出量を企業間や国際間で流通するときに、クレジットとして取り扱われる。

カーボン・プライシング

CO₂の排出に対して価格(炭素価格)を付与することなどを通じて、化石燃料消費などのCO₂を排出する行為を抑制する施策の総称。

外来種

人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす。

拡大生産者責任（EPR）

EPR(Extended Producer Responsibility)ともいう。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責務(物理的又は金銭的責務)を負うという考え方。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して市民

などから意見を聴き、環境の保全に配慮した事業計画を作り上げていく制度。

環境エレクトロニクス

環境分野に関する電子工学。パワーエレクトロニクスなど、電力を効率よくコントロールし、電気を使用する機器の省エネ・省電力化及びHV・EV等の自動車や、太陽電池・風力発電・燃料電池等のエネルギー分野で不可欠な技術。

環境ガバナンス

環境問題の解決のための組織的な体制や管理の仕組み。

環境起業家（アントレプレナー）

環境関連で自ら事業を起こす人。

環境基準

環境基本法第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件」を、行政上の目標として具体的に設定した基準。

環境金融

金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていく手法。金融サービスとしては、環境配慮型企业向けの私募債や特別金利融資、個人に対するエコ住宅ローンの金利優遇、環境配慮行動をサポートする保険などがある。

環境コミュニティビジネス

地域の企業や市民団体、NPO法人など地域コミュニティを形成する主体が連携・協働し、地域の環境課題を解決するために、地域にある資源（人材、環境特性、技術など）を活用して取り組む地域密着型の事業活動という。

環境首都

環境に良いことをすることが当たり前で恥ずかしくなく良い気持ちになるまち、市民が

真の豊かさを実感し「ずっとここで暮らしたい」と心から思えるまちのこと。

北九州市を「真の豊かさ」にあふれるまちに育てるため、わたしたち一人ひとりが、環境に配慮した具体的な行動を約束し、環境意識が世界一高い市民になることを目指している。

環境首都ブランド・デザイン

平成16年、市民等からの1,000件を超える意見や提案等をもとに、市民・NPO・企業・学識者等からなる「北九州市環境首都創造会議」で策定。「『真の豊かさ』にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」を目標に、北九州市民環境行動10原則などを盛り込んでいる。

環境首都指標

本計画の3つの柱、「共に生き共に創る」、「環境で経済を拓く」、「都市の持続可能性を高める」を実現するための具体的取組について、どこまで実現したか進捗を図る指標。

環境人財

環境問題を解決していくために、一人ひとりが環境との関わりについて理解し、具体的な行動に結びつけることのできるような人財。本市では、「まちづくりは人づくり」とし、市民は最も重要な財産であると考え、「人財」としている。環境教育・環境学習を通じて、子どもから高齢者まであらゆる世代の人財育成を行うとともに、本市にある教育・研究機関等の施設群を活用し専門的かつ実践的な知見を身につけ、国内外で活躍するような人財を育成する。

環境投資

省エネ設備の導入など、企業が環境を意識して投資すること。

環境配慮設計

DfE (Design for Environment)ともいう。製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、環境適合設計、エコ・デザインなどとも呼ばれる。

環境未来都市

「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」を基本コンセプトとして、環境、社会、経済の3つの価値の統合的向上を通じて「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す都市・地域。平成 23 年度に、北九州市を含む 11 都市・地域が選定された。

環境モデル都市

我が国全体を低炭素社会に転換していくため、温室効果ガス排出量の大幅削減などに高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジするモデルとして、政府から選定された自治体。平成 20 年 7 月に北九州市を含む 6 団体が「環境モデル都市」として選定された。平成 21 年に 7 都市、平成 25 年に 7 都市、平成 26 年に 3 都市が追加され、全国で 23 都市となった。

環境リスク

化学物質などが、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性や程度のこと。有害性(毒性)の強さと人のばく露量の掛け合わせにより決まる。

環境リテラシー

環境問題に関わる人間の資質や能力を示す概念。リテラシーは、与えられた材料から必要な情報を引き出し、活用する能力のこと。

【き】

希少種

一般的には、数が少なく、簡単に見ることが出来ないような(希にしか見ることが出来ない)生物種を指す。

北九州環境ブランド

本市の先進的な環境への取組を進めることによる価値、評価。「環境といえば北九州」、「環境首都・SDGsといえば北九州」と国内外で認識されるような「北九州環境ブランド」の確立を目指す。

北九州市建築物総合環境性能評価制度 (CASBEE北九州)

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環境総合性能評価システム。建築物の品質を、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用などの環境配慮や、室内の快適性、景観への配慮などの観点から総合評価する手法。平成 15 年に国土交通省が発表した。

本市では、平成 17 年度に公共建築物の環境性能評価を開始し、平成 20 年度から「北九州市建築物総合環境性能評価制度(CASBEE北九州)」に基づき、民間建築物も含め 2,000 m²以上の建築物を新築等する建築主に「環境配慮計画書」の提出を求め、環境に対する自主的な取組を促し、環境保全や持続可能な都市の実現に向けた取組を進めている。

キャリアパス

職歴の道筋。企業の人材育成制度の中でどのような職務にどのような立場で就くか、またそこに到達するためにどのような経験を積みどのようなスキルを身につけるか、といった道筋。

【く】

クリーナープロダクション

1992年にUNEP(国連環境計画)が推進しているもので、より安全な化学物質をできるだけ少量使って生産活動を行うものづくりを指す。(1)製品や生産工程で人や環境へのリスクを低減させるため継続的に環境対策を適用すること。(2)天然資源やエネルギー資源の保全、有害原材料の除去、廃棄物量とその有害性の低減を図ること。(3)天然資源の採取から製品の廃棄処分に至るライフサイクルを通じた環境への影響を低減すること。(4)専門的知識の適用、技術改善に努めることなど。

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの略称であり、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト

両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとするもの。「生態系を利用した防災・減災（Eco-DRR）」に近い概念。なお、海外ではコンクリートなどの人口構造物（グレーインフラ）とグリーンインフラは峻別できるものではなく、連続的なものとの理解もされている。

グリーンコンシューマー

購入の必要性を十分に考え、できるだけ負荷の少ない商品やサービスを優先的に選んで購入（グリーン購入）する消費者。

グリーンシティ・プログラム

OECD（経済協力開発機構）による、モデルとなる都市のグリーン成長に関する政策について他都市との比較に基づき分析・評価を行い、その成果をモデル都市ごとに公表するほか、全体報告書を発行し全世界に情報を発信する事業。

グリーン成長

環境保護と経済成長を両立させながら発展すること、グリーングロース。

グリーン成長都市

OECD（経済協力開発機構）が選定した、グリーン成長を成功させて、その都市政策などが他地域の参考となる都市。北九州市は2011年にパリ、シカゴ、ストックホルムとともに、アジアで初めて選定された。北九州市の取組をまとめた報告書「OECDグリーン成長スタディ 北九州のグリーン成長」が2013年5月、OECDより発行されている。

グリーンファンド

環境問題の解決に資する事業に対する投資、基金。国においては、環境省が所管する「地域低炭素投資促進ファンド事業」により設置された基金を活用し、出資という形で地域において低炭素化プロジェクトを推進する事業者等を支援している。

グリーンボンド

環境問題の解決に資する事業に対し、資金調達する債券。その発行体は、国際機関、中央政府、地方政府、金融機関、事業会社など多岐に渡る。

グローバル500

国連環境計画（UNEP）が、持続可能な開発の基盤である環境の保護及び改善に功績のあった個人または団体を表彰する制度で、毎年6月5日の世界環境の日に同賞の授与式が行われている。

グローバル・シチズンシップ

誰もが地球社会の一員であり、そこに参画する責任を持つ市民だという意識。

グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のために提携すること。

【こ】

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすく、高濃度が続くと目やのど等の粘膜に刺激を与える。

国連地方自治体表彰

平成4年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議（通称：地球サミット）において、北九州市は持続可能な取組をしている世界の12都市の一つとして「国連地方自治体表彰」を受賞。

コージェネレーション（熱電併給）

都市ガスやLPガスなどを燃料として、エンジンやタービン、燃料電池などで発電し、その排熱も回収して利用するシステム。回収した熱は、蒸気や温水として工場等の熱源、冷暖房・給湯などに利用する。電気及び熱として利用するため、高いエネルギー効率が実

現できる。

こどもエコクラブ

環境省の呼びかけにより平成 7 年度から始まった、幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の仲間と一緒に自然観察、リサイクル活動、清掃活動、壁新聞作成、交流会など、主体的に環境学習や取組・活動ができる場。

コンソーシアム

互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団。共同事業体。

コンパクトシティ

市街地が集約され、都市の諸機能が比較的小さな区域に高密度で立地している都市形態を指し、従来の都市域拡大や人口増大を目指した方策を転換する都市計画の考え方。職住近接による通勤渋滞の緩和、高齢者など交通弱者の生活支援、中心市街地の活性化、都市近郊の緑地や農地の保全やエネルギー・環境問題への対応などに繋がる。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギー資源であるバイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

雑品スクラップ

鉄、非鉄金属・プラスチック等を含む雑多な「未解体」「未選別」のスクラップ。家庭から違法業者に回収された家電などが雑品スクラップとして海外に輸出され、現地で健康被害を引き起こすなどの問題が生じている。

里地・里山・里海

里地・里山は、人間が生活し、自然が守られ、お互いが共存できる、人里とその山間部

を両方あわせた地域。人間が山と共にくらしてきた文化が色濃く残されており、人の暮らしと密着なかかわりを持つ自然環境をいう。

里海は、里地里山の海側からの考え方であり、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた海域であり、人と自然の領域の中間点にあるエリア。いずれも人と自然が共生する場所であり、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれることとなる。

サプライチェーン

原材料の採掘から、加工・生産・運搬・小売・廃棄といった一連の流れ。

産業クラスター

米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念であり、「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(大学、規格団体、業界団体など)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいう。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物で、金属くずやプラスチックくず、廃酸や汚泥など、廃棄物処理法で指定された 20 種類のもの。

【し】

シェアリング

サービスや製品、技能などを個人や企業などの間で共有し、必要な時に利用する「非所有」をベースとした経済活動。従来からあったカーシェアリングに加えて、コミュニティサイクル、住まいや農地、スキルなどさまざまな分野で製品やサービスをシェアする動きが広がっている。

資源効率性

環境への影響を最小限にしながら、持続可能な方法で地球の限られた資源を使用すること。対象は金属などの資源に限定さ

れず、水、エネルギーなども含む。また、3Rにとどまらず、シェアリングやモノのサービス化など広範な概念を含む。

資源生産性

産業や人々がいかに資源を有効に利用しているかを示す指標。経済的付加価値(GDP)を生み出すに際して、「資源」をどの程度利用しているかを示す指標で、「生産性が高いほど効率的に資源を利用している」ということになる。

次世代エネルギーパーク

市民がエネルギー生産・利用などの状況を実際に見て触れることにより、地球環境との調和などのエネルギー問題への理解を深めていくことを目的として、経済産業省が認定したエネルギーの地域拠点。風力・太陽光発電施設や石油備蓄基地などがある本市響灘地区も平成 19 年度に認定されている(全国初)。

自然資本

土壌、大気、水、植物相、動物相などの自然財産を、社会や企業経営を支える資本のひとつとしてとらえる考え方。

持続可能な開発

1987 年に、「環境と開発に関する世界委員会」、いわゆる「ブルントラント委員会」が、その報告書「われら共有の未来(Our Common Future)」において、「将来世代の需要(ニーズ)を満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世代の需要も満足させる開発、いわゆる『持続可能な開発』」を示した。

市民環境力

市民一人ひとりがより良い環境、より良い地域を創出していこうとする意識や能力を持ち、それを行動へとつなげていく力。

循環型社会

廃棄物の排出が抑制され、排出された廃棄物については、可能な限り資源として適正

かつ有効に利用され、どうしても利用できなかったものは、適正に処分されることにより天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。

循環利用率

循環型社会を実現するために、国が循環型社会形成推進基本計画で採用している指標のひとつ。社会に投入された資源のうち、どれだけのが循環利用されているかを示す。第3次循環型社会形成推進基本計画では、2020 年度における循環利用率の目標を17%と設定している。

省エネ(省エネルギー)

化石燃料、熱、電気などのエネルギーの使用に気を払い、エネルギーを効率よく、効果的(無駄なく、賢く大切にという意味)に使用し、ひいては使用量を削減する一連の取組またはいずれかの取組をいう。

省資源

資源を節約すること。省資源のために、製品の設計開発段階では、資源を効率的に使う工夫や原材料にリサイクルを使うことが求められる。生産段階では、資源の投入量や生産工程から出る廃棄物を減らすことが必要となる。無駄なものを買わず、ものを長期間使うことも省資源につながる。

食品ロス

本来は食べられるのに捨てられている食品。日本では、年間約 621 万トン(平成 26 年度推計値)発生しており、日本人1人あたりに換算すると毎日おにぎり1個以上を捨てていることに相当する。

暑熱ストレス

身体に影響を与える夏の暑さ環境(暑熱環境)による身体への熱ストレス。地球温暖化やヒートアイランド現象等により、昔に比べると、夏の暑さによる身体への熱ストレスが大きくなっている。

自立分散型エネルギー

各々の需要家に必要な電力を賄える小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたものをいう。平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用することができる。

【す】

水銀に関する水俣条約

水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約。平成 25 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われ、日本では平成 28 年 2 月に条約を締結し、平成 29 年 8 月に発効した。

水素ステーション

燃料電池自動車(FCV)に水素を供給するための施設で、ガソリン自動車のガソリンスタンドに相当する。水素を外部から輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスの改質などにより現地で水素を製造して貯蔵するオンサイト型がある。

ステークホルダー

元々は経営学の概念であり、企業・行政・NPO 等、行動に直接・間接的な役割・利害関係を有する者を指す。日本語では役割主体、利害関係者という。

ストック

貯蔵、蓄えなどと訳され、道路、公園、下水道などの社会資本や、動産・不動産などの個人資産の社会への蓄積の意味で用いられる。環境やまちづくり、建築の世界においては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の「フロー型社会」から、社会資本・個人資産を長寿命型にし、モノとしての資産の世代間蓄積を図る「ストック型社会」への転換が必要という考え方が浸透しつつある。

ストックマネジメント

施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策やリノベーションを通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のこと。

スプロール化

虫食いのように、都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

スマートグリッド

太陽光発電・風力発電といった再生可能エネルギーが大量導入された社会において、不安定な供給電源である再生可能エネルギーを賢く使いこなすために、蓄電池や情報通信技術等を駆使し、電力需給の最適化を図り安定供給を実現する次世代送電網のこと。

スマートコミュニティ

太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現し、エネルギーの消費を地域で最小限に抑え、エネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

3Rプラス

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を形成するための取組。これまでの3R、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に加えて、リニューアブル(Renewable:有機性の資源などの再生可能資源の利用)・リペア(Repair:修理)・リビルド(Rebuild:組み立て直し)・リマニュファクチュアリング(Remufacturing:再製造)などの様々な「RE」の推進を目指す。

【せ】

生態系を利用した防災・減災

(Ecosystem-based disaster risk Reduction: Eco-DRR)

生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方。グリーンインフラの類似概念。

生物多様性

生物の種類、種の多様性を意味するに止まらず、同じ種類であっても見られる個性の多様性や多様な種の生活を保障する生態系の多様性など、地球の生命の豊かさを広く表す言葉である。生物の多様性を守る理由は、生態系が提供する「自然の恵み」や人間の安全で豊かな生活を将来にわたって確保することである。

セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証など。安全策。

セクター

物事のある範囲全体のうちの一部分、社会を構成する一部分などを指す。部門、部署。

ゼロ・エミッション

市民生活や産業活動から出る廃棄物を他の産業分野の原材料として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロにすることを目指す構想。

【そ】

総合特区

平成 23 年 8 月 1 日に施行された「総合特別区域法」に基づき創設された制度。産業の国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的な支援を行うもの。

ゾーニング

ある区域をいくつかの区域に分けること。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3種の化学物質群の総称で、主として物質の燃焼で発生する有害物質。

多層的グリーン・ガバナンス

環境問題に対する様々な主体による多彩な処理能力。

脱炭素社会

「超低炭素社会」をさらに進めたもの。温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成し、人為的な排出量を実質的にゼロにする社会。

【ち】

地域経済循環

地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値が、域内の労働者や企業の所得として分配され、域内での消費や投資として支出されることで、域内で経済が循環し、経済の活性化が図られるもの。例えば、再生可能エネルギーやリサイクル事業の積極導入によって、これまで域外に流出していた光熱費や原料費が域内に支払われるようになり、また、域内への新たな投資を呼び込むこととなり、地域の経済活性化に繋がることとなる。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地球温暖化

石炭や石油などのエネルギーの大量消費によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇すること。温暖化に伴い、気候や生態系の変動が危惧されている。

地産地消

「地元生産地元消費」の略語で、地元で生産された産物を地元で消費するという考え方により行われている取組。

地方創生

各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で自発的な社会を創生すること。政府は、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月 27 日には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

本市においても、平成 26 年 11 月に市長を本部長とする「北九州市まち・ひと・しごと創生推進本部」、平成 27 年 2 月には「北九州市まち・ひと・しごと創生有識者会議」を立ち上げるとともに、同年 3 月には「北九州市まち・ひと・しごと創生推進協議会」を設置し、平成 27 年 10 月に『北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定。平成 29 年 4 月改訂。

超低炭素社会

「低炭素社会」をさらに進めたもの。本市の北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市計画(平成 28 年 8 月策定)に掲げられた 2030 年度(2005 年度比で 30%削減)・2050 年度目標(2005 年度比で 50%削減及びアジア地域で 150%削減)を達成し、さらに、5 年ごとの実行計画等の見直しにおいて、取組の強化や目標の上乗せ、海外での削減取組などを進めていくことで、国の長期目標(2050 年 80%削減)を実現した社会。

【て】

低炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をできるだけ抑えながら経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会。化石燃料利用の削減、再生可能エネルギー利用の促進、エネルギー効率の向上、資源有効利用などが代表的な方策とされている。

テクニカルビジット

先進技術を学びに行く視察旅行のこと。産

業視察だけでなく、行政視察も含まれる。

天然資源

天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称。土地・水・埋蔵鉱物・森林・水産生物、石油、石炭、天然ガスなど。

【な】

内発的

外からの働きかけによらずに、内部から自然に起こること。

【ね】

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅、建築物のこと。

燃料電池

水素と酸素の電気化学的な反応により発生した電気を継続的に取り出すことができる「発電装置」。乾電池や蓄電池のように蓄えた電気を放出する「電池」とは異なる。

【の】

ノーマイカーデー

ノーマイカーデーは、主に地方自治体が行う、交通渋滞緩和、大気汚染抑制等を目的として、一定の月日・曜日・期間を定めて、公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促すキャンペーン。ノーカーデーとも呼ばれる。

「残しま宣言」運動

食品ロスの削減に向けた取組として、市民や飲食店が取り組むことができる運動として、北九州市で平成 27 年 11 月に開始。家庭と外食時の取組があり、誰もがちょっとした心がけでできるものとなっている。市民の食べ切りを促進する取組を行っている飲食店等は、

「残しま宣言応援店」として登録を行っている。

【は】

バージン材料

天然資源をもとにつくられる材料。これに対するものを再生資源、天然資源ではあるが再生可能なものを再生可能資源という。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの」。代表的なものに、トウモロコシやイモ、木くず、もみガラ、生ごみなどがある。

バックカasting

目標等を設定する上で、中・長期的な視点で「目指すべき将来像」を設定し、その実現に向け現時点で必要となる施策を検討し設定する手法。過去のデータや実績に基づき、現在の延長線上で目標等を設定する「フォアキャスト方式」と対照的な手法。

パリ協定

2015年11-12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された新たな枠組み。京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減のため、歴史上はじめてすべての国が参加したもので、平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分低く保ち、1.5℃以下に抑える努力を迫及することを目的としている。

【ひ】

ヒートアイランド

地表面の人工化(建物、舗装等)やエネルギー消費に伴う人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。

ヒートショック

急激な温度の変化により血圧の乱高下や脈拍の変動が起こること。冬場の入浴時

や冷暖房の効いた部屋から外へ出た時などに起こりやすく、脳出血や脳梗塞、心筋梗塞などの深刻な疾患につながる危険性がある。

【ふ】

風力発電

「風の力」で風車を回し、その回転力で発電機を回して発電する方式。1kW以下のマイクロ風車もハイブリッド街灯などに利用されているが、系統連系や経済性の面から2,000kW以上の大型機が広く使われている。

フードチェーン

食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給行程。

フードドライブ

家庭で余っている食品等を持ち寄り、地域の福祉団体や施設等に寄付する活動。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動を行う団体。

ブラウンフィールド(汚染土地)

有害物質等による土壌汚染が存在する、またはその懸念があるために、土地が本来有する潜在的な価値よりも著しく低い用途で利用されているか、利用されずに放置されている土地のこと。

プレ・ポストツアー

会議開催前、あるいは閉会後に計画された、会議出席者及び同伴者のための視察旅行。

フロン類

炭素と水素の他にフッ素や塩素、臭素などのハロゲン元素を多く含む化合物の総称。冷媒や溶媒として大量に使用されてきたが、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであることが判明したため、今日、様々な条約・法律によって大幅に使用が規制されている。

狭義の「フロン」は炭素・フッ素・塩素からなるクロロフルオロカーボン(CFC)のみを指すが、塩素を含まないフルオロカーボン(FC)や、水素を含むハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、臭素を含むハロンを含める場合がある。

【へ】

ベースメタル

産業利用される金属のうち、埋蔵量・産出量が多く、精錬が簡単な金属。鉄・銅・亜鉛・錫(すず)・アルミニウムなど。

【ほ】

包摂的

一定の範囲の中につつまみ込む様子。SDGsの「誰一人取り残さない」の理念を示すもの。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、難分解性であり生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき、製造及び輸入が原則禁止された。しかし PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから、事業者が長期間保管し続けており、平成13年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で処理を行うこととなった。

北九州市では、国からの要請により、PCB 廃棄物処理施設の立地(若松区響町)を受け入れ、東京以西31都府県の PCB 廃棄物の処理を進めている。

【ま】

マイクロプラスチック

大きさが5ミリメートル以下の微細なプラスチックごみ。海域のみならず、陸域で廃棄されたプラスチックごみが川を通じて海に流れ出し、そこで次第に微細なマイクロプラステック

クに分解される。マイクロプラスチックに含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

マルチベネフィット

環境対策に伴って発生する様々な付随的な便益。例えば、省エネを推進すれば結果として化石エネルギー消費の削減に繋がり、これは大気汚染の防止、健康改善などをもたらし、更にエネルギーセキュリティの向上にも繋がるなど、様々な便益がもたらされる。

【み】

ミティゲーション

緩和・軽減を意味する。環境アセスメント手続などにおいて、開発を行う際に、生態系などの環境への影響を最小限に抑えるための代替となる処置を行うこと。

また、気候変動の世界では、温室効果ガス排出量を削減し、気候変動を最小限にすることを指す。

ミレニアム開発目標 (MDGs)

Millennium Development Goals の略。2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた開発分野における国際社会共通の目標。

MDGs は、極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げ、達成期限となる2015年までに一定の成果をあげ、その内容は後継となる持続可能な開発のための2030アジェンダのSDGsに引き継がれている。

【も】

モーダルシフト

トラックによる幹線貨物輸送を、CO₂排出量などの環境負荷が小さく、大量輸送が可能な海運又は鉄道に転換すること。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心と

した交通政策のこと。例えば、公共交通の時刻表や路線図などのわかりやすい情報を提供し、過度な自家用車の利用から環境にやさしい乗り物である公共交通への利用転換を図る。

【り】

リノベーション

既存建物を大規模改修し耐震性や省エネ性能など、用途や機能を刷新。高度化し、建築物に新しい価値を加えること。

【れ】

レアメタル（希少金属）

資源としての存在量が少ない、または存在量に関わらず社会的・経済的に採掘・精錬が難しいため、産出量が少ない希少金属の総称。モリブデン、コバルト、ニッケルなど 30 種類以上が該当する。材料にレアメタルを添加することで、強度や磁性、発光などの性能が向上又は発現するため、携帯電話やデジタルカメラ等の電子機器等に用いられている。

レジリエンス

一部の機能が停止しても、全体としての機能を速やかに回復できるしなやかな強靭さ。生態系の多重安定性の概念（生態学的レジリエンス）や心理学・社会科学など様々な観点から用いられているが、今日では、災害など想定外の事態における社会システムや事業の防災力の観点から注目されている。

連携中枢都市圏構想

人口減少・少子高齢社会にあっても、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを進めるもの。

北九州市では、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を形成するため、近隣 16 市町（直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、荻田町、みやこ町、上毛町、

築上町）と連携協約を締結。

平成 28 年 4 月に、協約に基づき、具体的な取組を進めるための「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、この中で、圏域の環境保全と循環型社会の構築に向けた取組を推進することとしている。

【ろ】

ロックイン

不適切な都市整備・インフラ整備により、いったん設置されると環境上の悪影響が高止まり・固定化されること。

【A】

AI

Artificial Intelligence: 人工知能の略で、「学習」「認識・理解」「予測・推論」「計画・最適化」など、人間の知的活動をコンピュータによって実現するもの。社会のさまざまな課題解決や新たな価値創造を実現する技術。

【B】

BAT

Best Available Technology の略。汚染物質の環境への排出を最大限抑制するため、現実的に利用可能な最新のプロセス、施設、装置を指す。費用、エネルギー、環境要素は考慮されるが、費用・便益分析は求められない。

BONJONO（ボン・ジョーノ）

城野ゼロ・カーボン先進街区としてまちづくりが進められ、平成 28 年 3 月にまちびらき。

ゼロ・カーボン（二酸化炭素の排出量が理論上ゼロになること）を目指した取組として、省エネ・創エネ・IT の技術を取り入れたスマートハウスを整備し、エリア内で新たに整備される住宅街区（計画戸数約 550 戸）の全体で、二酸化炭素削減率 100% 以上を目指している。また、環境にやさしい暮らし方が将来に持続されるようにするために、住民・事業者が全員参加してまちの管理・運営を担う「タウンマネジメント」の仕組みも導入している。

【C】

CFRP

Carbon Fiber Reinforced Plastics:炭素繊維強化プラスチックの略。炭素繊維と樹脂の複合材料。軽量、高強度などの優れた特徴により、航空・自動車産業などで、幅広く利用されている一方、リサイクルに課題がある。

CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibility の略。企業活動において、経済的利益の追求に加え、社会的公正や環境などへの配慮を組込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たすことを求める考え方。

CSV（企業の社会的価値の創造）

Creating Shared Value の略。企業が、社会ニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果、経済的な価値も創造されることを意味する。

【D】

DID

Densely Inhabited District の略。人口集中地区。人口密度約 4,000 人/km² 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。

【E】

ESD

Education for Sustainable Development の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育。

ESG投資

環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を合わせた言葉。投資するために企業の価値を測る材料となる。ESG に関する要素はさまざま、例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は女性従業

員の活躍、「G」は取締役の構成などが挙げられる。

【F】

FSC認証制度（森林認証制度）

Forest Stewardship Council:森林管理協議会が行う認証制度。森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれているかどうかを、信頼できるシステムで評価し、それが行なわれている森林を認証する制度。

【G】

GIS

Geographic Information System の略。地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

GRP

国内総生産(Gross Domestic Product、GDP)は、一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額のことであるものに対して、GRP(Gross Regional Product:域内総生産)は、都市など一定の地域内に絞ったもの。

G7北九州エネルギー大臣会合

伊勢志摩サミット(平成 28 年 5 月 26 日～27 日)にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、九州では唯一、「エネルギー大臣会合」が平成 28 年 5 月 1～2 日に開催された。林経済産業大臣が議長をつとめ、「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障」の大きなテーマのもと、①エネルギー投資の促進、②エネルギー安全保障の強化、③持続可能なエネルギーについて議論を深め、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」を採択した。

【I】

ICT

Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連す

る技術、産業、設備、サービスなどの総称。日本では「情報通信技術」と訳される。従来よりパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉としては、IT (Information Technology) が使われていたが、最近では情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で ICT の方が一般的に使われるようになってきた。

【J】

JCM

Joint Crediting Mechanism の略。二国間クレジット制度。我が国の優れた低炭素技術や製品の移転により、相手国で温室効果ガスの排出削減・吸収を進め、その削減量の一部を我が国の貢献分(クレジット)として評価する仕組み。

【K】

KITA (公益財団法人北九州国際技術協力協会)

北九州市がこれまでに培った技術や経験を途上国に移転することを目的に、昭和 55 年に設立。以来、北九州市の環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など、多彩な活動を実施している。

K-MRV

北九州市低炭素新メカニズム。2050 年までにアジア地域で 150%削減するという目標達成に向け、北九州市が関わるプロジェクトによる CO₂ 排出削減量を定量化(「見える化」)するための仕組み。温室効果ガスの排出削減の実施状況を測定 (Measurement)、報告 (Reporting) し、その削減状況を検証 (Verification) する仕組みを、それぞれの頭文字をとって MRV (測定・報告・検証) という。

【M】

MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字の

ことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

【N】

NPO (Non Profit Organization)

非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。

【O】

ODA

Official Development Assistance の略。政府または政府の実施機関によって開発途上国または国際機関に供与されるもので、開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つために行う資金・技術提供による協力のこと。

【P】

PDCAサイクル

plan-do-check-act の略。計画などの進行管理を円滑に進めるための管理手法の一つ。計画 (plan) を立て、計画に基づいて業務を実施 (do) し、実施した業務を点検・評価 (check) し、見直し (act) を検討し、計画推進に役立てる。

PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質のなかで、粒径 2.5 μm (マイクロメートル) 以下のもの。浮遊粒子状物質 (SPM) より粒径が小さく、健康に一定の影響を及ぼすとの知見があることから、中央環境審議会による答申を踏まえ、平成 21 年 9 月に環境基準が定められた。

POPs (残留性有機汚染物質)

Persistent Organic Pollutants の略。難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性 (人の健康・生態系) を持つ物質のことを指す。POPs による地球規模の汚染が懸念され、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約) が 2004 年 5 月に発効している。

PRTR制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。

【S】

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で、193の全ての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた2030年の世界目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、経済、気候変動などの17分野に亘る多彩な目標と169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、最も重要なキーワード、新たなものさしとなる。

【U】

U・Iターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

北九州市環境基本計画 【改定案】 （平成29年10月）

【お問い合わせ先】

北九州市 環境局 総務政策部 総務課

住 所 : 〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号

電 話 : 093-582-2173

FAX : 093-582-2196

メー ル : kan-soumu@city.kitakyushu.lg.jp